

淀川水系流域委員会 第78回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

綾委員、中村委員、水野委員

日 時	平成20年5月13日（火）
	午後 1時30分 開会
	午後 6時28分 閉会
場 所	大阪中央公会堂 3F 中集会室

[午後 1時30分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第78回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、15名が出席されております。定足数に達しておりますので、委員会として成立しておりますことをご報告いたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。配付資料でございますが、本日、袋に入れてない資料もございますので、若干整理させていただくことになるかと思っておりますけれども、全部で14点の資料をお配りしております。「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてある資料がございます。報告資料1「第77回委員会(2008.4.22)以降の会議開催経過について」、審議資料1-1-1「ダムによる水位低下の評価について」、審議資料1-1-2「耐越水堤防について」、これは袋に入れてございません。審議資料1-1-3「淀川水系全体の治水計画の考え方について」、これも袋に入れてございません。審議資料1-1-4「環境・治水・利水についての総合的な検討」、審議資料1-1-5「淀川水系河川整備計画策定に向けて」、審議資料1-2「別表」、審議資料1-3「淀川水系流域委員会(4月22日開催)の審議について」、審議資料1-4「河川管理者のスタンス+レビュー委員会の見解」、審議資料1-5「越水対策のための試行事例をもとに仮に試算した対策工法の概算費用と期間について」、審議資料2「今後審議すべき論点」、審議参考資料1「『淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)』に対する意見(※議事録未添付版)」、その他資料「今後の委員会スケジュール」、参考資料1「委員および一般からのご意見」の合わせて14点でございます。不足資料等ございましたら庶務までお申し出いただければと思います。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」は、4月22日開催の第77回委員会以降に委員会あてに寄せられた一般からのご意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、発言の際は必ずマイクを通しお名前をご発声してからご発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。委員の発言を割ってのやじや大声での発言等の行為は審議の妨げとなりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ないよう設定をお願いいたします。

それでは宮本委員長、審議をよろしくお願いいたします。

○宮本委員長

宮本でございます。皆さん、またきょうも大勢お集まりいただきましてありがとうございます。

前回の委員会で、現時点における原案に対する意見を取りまとめさせていただきまして、4月25日に河川管理者にお渡しいたしました。そういう意味では1つのステップを踏んだかと思っております。そういう意味で、きょうはまた最終意見をできるだけ早期に出すという意味で再スタートを切りたいというふうに考えております。そのために我々委員会も最大限の努力をするつもりでございますけれども、河川管理者の努力がないとこれはできませんので、ぜひ河川管理者の皆さん方にそれについてのご努力を切にお願いしたいというふうに思っております。

きょうは、前半は我々が出しました意見について、河川管理者の方から今後見直し、再提示するに当たっての作業をするに当たり確認すべきことなどを聞いてもらおうということになってございます。また後半は、前日も議論をいたしましたけれども、まだ議論していない、いわゆる積み残しのテーマといたしますか、そういうものについての今後の審議の進め方について皆さん方に審議していただきたいというふうに考えております。

きょうは予定が5時半までということでございますので、4時間、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは庶務、報告をお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。

報告資料1をご参照ください。まず、4月22日開催の第77回委員会についてでございます。

第75回、第76回の審議を受けて修正された原案に対する意見案について審議が行われ、少数意見及び議事録を添付した形の意見書として確定されました。主な議論の内容としまして、「1. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方」の項目では、PDCAサイクルの具体的な仕組みづくりについての議論が行われました。「3. 洪水対策」の項目では、超過洪水対策の必要性、流域対応の実行性などについて議論がなされました。「5. ダム」の項目では、大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発によってHWL以下に水位を低下させる洪水は限定的だが安全基準以下に抑えられる点は評価すべき。「淀川のある地点の基準を守るため」というだけでは大戸川ダムの必要性の説明としては弱い。利水者会議の検討に幅を持たせるためにも固有名詞は避けた方がよいなどの意見が出されました。「今後審議すべき論点（案）」については、既設ダムの堆砂問題、また「あらゆる洪水に対応する」という意味の確認、水系全体の生物の移動経路回復、ダム撤退後の住民対応などの論点が出されております。

次に、4月25日開催の第95回運営会議についてでございます。ここでは、第78回委員会の審議内容、及び議事録を確認するに当たっての注意事項などについて審議がなされ、結果報告にございませとおりそれぞれ決定されております。

以上でございます。

3. 審議

1) 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見についての

河川管理者の質疑

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは早速、この意見書に対する河川管理者からの質疑というところに入ってまいりたいと思います。

その前に1点確認しておきたいんですけども、きょうこれから議論するに当たりまして、我々この委員会というのは河川管理者が設置された委員会として、委員をみずから選ばれた委員会であります。その委員会の、これは最終意見ではありませんけれども、意見として出したんですけども、この意見というのは当然尊重していただけるというふうに私は思っているんですが、これについて再度確認します。この意見については河川管理者は尊重していただけるのでしょうか。河川部長、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

河川部長です。かねがね言っているように、住民意見、それから自治体の長の意見、学識者の意見をお聞きするというので、今回、学識者の場である流域委員会からいただいた意見書ということで、他の2つの意見と同様に尊重させていただくということです。

○宮本委員長

ありがとうございます。一応尊重していただけるということですね。

そうすると、今回、原案についてこういう点を見直してほしいということを書き、原案を見直してほしいというふうに意見を出しているんですけども、この点については見直していただけるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

これを最初に提示したときに申し上げてますが、というかそもそもですけど、河川整備計画をつくる手続をしている、その手続として河川法に書かれているのは、その前にまず案をつくる、案をつくるに当たって学識者と住民と自治体の長の意見を聞くということですので、いただいた意見は案の中に反映させるべきものだと思います。原案というのはそういった、案をつくるためにいただく意見を出しやすくしていただくために提示しているものですので、原案そのものを何度も作りかえるというものではないというふうに考えています。

○宮本委員長

そうすると、整備計画の案が出た時点で再度、流域委員会の意見を我々が述べるチャンスはあるわけでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

意見というのが、この日は聞くとかこの日は聞かないとかという、そういうものではないと思います。ただ手続として、案ができて動いてき出すと、いただいた意見を手続として反映できなくなってしまうということが当然あると思うんですね。だから、そのぎりぎりまで聞かせていただくつもりですし、そういう意味では我々も急いで作業をしたいと思っていますので、一日も早く意見を、もしまだ出しておられない部分があるんだとすれば出していただきたいということです。

○宮本委員長

そうすると、一応我々の出したポイントについては、まあどこまでとれるかわからないけれども、見直しの対象にはなるということでよろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

見直しというよりも、きちんと尊重すると申し上げているわけですから、内容を吟味して受けとめて、反映できるものをきちんと案に反映させていくと。また河川法の手続では、整備計画の案は知事さんの意見を聞いて作成することになってますけれども、もちろんこれまでいただいた意見を踏まえて案ができていくわけですので、その時点でご報告も当然させていただくというふうを考えております。

○宮本委員長

今回の意見提示は、趣旨のところに書いてございますけれども、これはあくまでも中間的な意見ですということを言ってます。こういう点について、かなり内容的に我々とすれば理解できない、あるいは納得できない点があるから、この辺について見直してほしいということを言っているわけですね。その見直しの結果、当然、原案の中身が変わってくるということになろうかと思うんですけども、その見直された結果が我々に出されなかったら、委員会として原案に対する最終的な意見、それが出ないということです。その点だけはぜひご確認していただきたいなと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

よろしいですか。ちょっと勘違いがあるのではないかと思いますけど。

案をつくるために意見を聞くということをするときに、その原案をつくるというのは別に河川法には書いてないんですね。だから極端に言えば、何もお示しせずに意見だけ聞くということだってあり得るんですけど、実際そんなことをしたら意見の出しようがないわけだから原案を出している、そういう意味での原案ですので、原案そのものを何度もつくりかえるものではないと申し上げているんです。それでご不明な点についてはご質問をいただいて、それにお答えをしてくれているつもりですし、我々の方も最初に出した資料がわかりにくかったと後々反省したものについては、我々なりにわかりやすい資料をつくりかえて提出もさせてきてもらっていると思っています。それについてまだ具体的に例えばここがこうわからないということであれば、それはまた言っていただければ、できるだけわかりやすく補足の説明をさせていただくということになると思います。

○宮本委員長

格好は問わないんですけども、今おっしゃったみたいに、原案というのは何も法律で決まったものではなく、まさにプロセスなんですよね。そういう意味においては、原案についてかなり大きな根本的なところで、我々とすればこういうふうな指摘をして見直してほしいということを出しているわけですね。それに対して尊重して見直していただければ、原案の中身自体が変わってくる可能性があるわけです。ですから、それを出していただいて、そして我々はそのに対して最終意見を言いますよというのが、この意見の趣旨ですから。そこについてはよくご理解願いたいというふうに思います。

いいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

原案がもう一回出し直されるという前提で議論をされているんだったら、それはちょっと違うと思います。先ほどから申し上げてますように。

ある意味では、これまでいろいろ補足説明をさせていただいてきています。それはわかりにくいというご指摘があって、わかりやすさ、あるいは不足しているデータの追加とかをしてきています。ひょっとすると、それらも含めて原案を補足修正してきているわけですから、それは原案の形が変わってきているということかもしれませんけれども、もう一度改めてこれが改革された原案ですというような形を出すということはないということです。

○宮本委員長

ですから、原案を全部もう一度書き直して出してくださいとは言っているわけではないんですよ。我々がこういうところについて見直してほしいということを出しているわけですから、この意見書で。それについては、こういうふうに見直しますと、あるいはこれについては見直しませんということを出していただきたいと言っているわけです。それを我々は出した上で、それに対する最終意見を申し上げるということです。それでいいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

わかりました、はい。

○宮本委員長

わかりました。そしたらそういうことで、我々が指摘した事項については何らかの形で、まあいえば原案を全部書き直すという意味ではなくに再提示していただくということで、それを前提にきょうはこれ以降の審議をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この我々が出しました意見書について、これから見直し、あるいは部分的などいいますか再提示もしていただけるということでございますので、それについてよりの確に円滑に作業ができるように、河川管理者の方から委員会に対してご質問してもらい、あるいは必要に応じて河川

管理者からの補足資料を説明していただくということでございますので。河川管理者、これは時間的には三、四十分ですかね。はい、では、よろしく申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。それでは、4月25日に意見書を受理いたしましたけれども、それについて、我々自身も河川管理者の立場からこの意見書の中に書いてある記述内容について不明な点とかそういう面がございます。我々自身がこれまで説明してきたのと食い違っているところもあると思いますので、そこのところをきちっと明らかにしていくと。これ自身がその原案の見直しも含めた作業の一環だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

お手元の資料の中に、きょうは数が多いわけでございます。幾つかの分冊にして分かれてご説明したいと思っております。順序といたしましては、審議資料1-1-1から1-1-5まで続けてご説明させていただきますが、途中、それにかかわるものについてほかの資料も引き合いに出させていただきますということで進めたいと思います。では、恐れ入りますが、ちょっと座ってご説明させていただきます。

まず、審議資料の1-1-1でございます。タイトルは「ダムによる水位低下の評価について」ということでございます。ここの表紙に書いてありますように、我々、本日こういった内容についてご説明をしたいと思っておりますが、幾つかのポイントでございますけれども、まずは「水位低下高は洪水時の変動幅やモデル誤差の範囲内」ということが意見書の中に書いてございます。この意見書の表現については根本的に誤りではないかというようなこと、これについてご説明をしたい。それから、19cmは大きな効果であるというふうに我々は考えております。それから、33パターンのうち2パターンということで限定的という表現がございましたけれども、この数値の大小ということとは特に意味をなさないということ、これについてご説明していきたいと思っております。

それでは、こういったことについての中身をご説明したいと思っております。めくっていただきまして2ページ、これは意見書の本文そのままを抜粋して記述させていただいております。それでは3ページ、4ページのところでございますが、3ページ。この水位の「変動幅やモデル誤差の範囲内」との表現は根本的に誤りではないかということでございます。もともと、モデルということについてのモデル誤差でございますけれども、我々がこういったシミュレーションの結果をお示しているときには当然モデル誤差が含まれておりますし、その評価につきましても、このモデル誤差を含むことを認識した上で相対的な水位の差が、例えば大戸川ダムを設置する前と設置した後で19cmあるという事実をこれまでご説明してきているところでございます。これは淀川本川におきます評価としての19cmということでございます。

一方、このモデル誤差の大きさということ、これは困難でありますけれども、この誤差をいろいろモデルを用いて実際得たその水位の差を比較するという自身には、そもそも意味はないということでございます。

そして、洪水時には水位に変動幅があるというものでございますけれども、我々がここで19cmと申しておりますのは、ダムあり・ダムなしの2つの計算値の相対的な差を言っているのでありまして、それを水位の変動幅と比較すること、これ自身は意味がないということでございます。物理量としての絶対量というものと、物理量の差ということを比べられているというところにこれは問題があるのではないかとこのように考えております。

4ページでございますけれども、この中で「モデル誤差の範囲内」ということでの表現がございます。「誤差の範囲内」という表現につきましては、私どもの方からもお話をしておりますけれども、通常許容できるもの、例えば多かろうが少なかろうが問題がないというものとして使うのが一般的ではないかということでございます。

また寶先生の方からも、一般の人には理解しがたいということで、この水位の低下高ということとは流量に相当する、何百 m^3/s に相当するという程度で表現した方が理解しやすいのではないかとこのことのご指摘もいただいたところでございます。ところが、実際にはこの小さい・大きいというものではない、そういう表現をするものではないにもかかわらず、一般的にはこれが小さいというものの例えのように使われてしまっているということでございます。

その後、この意見書の審議を踏まえた報道等を見ますと、この数値は誤差の範囲内であるということで疑問を呈したなどと報道がございました。こういうことは、やはりこの意見書の表現というものが誤解を生じかねないものになっているということでございます。

そういう表現であるということにつきまして、では実際にその効果というのはどういうものなのかということでございますけれども、これが重要でございます。19cmは大きな効果であるということでございます。5ページをごらんください。

5ページに、今は淀川の本川におきます大戸川ダムによる水位低下量19cmというものがございしますが、これは流量にいたしますと $400m^3/s$ ということでございます。これは寝屋川のポンプの排水の全量にほぼ相当しているということでございます。実際にこのポンプがなければ、ある・なしにおきまして浸水の被害も変わるわけでございまして、一回こういう浸水が起こるたびに被害額にしまして300億円もの差があるわけでございます。こういったものの大きな差がある $400m^3/s$ というもの、これを水位として本川においても下げるという効果がございしますので、この19cmという効果は我々としては大きいというふうに評価しているところでございます。

6ページでございます。次は33分の2ということでございますけれども、我々、そもそもこの計画を立てるに当たりまして、基本方針の段階で最終的に計画の対象とする洪水は淀川水系の全川、全川におきまして計画高水位以下で流下させるという目標で置いているところでございます。一方、今の淀川の現状を見ますと、②にございますように、この基本方針の計画の対象とする洪水につきましては、中上流部で氾濫をしているために、淀川本川下流におきましては計画高水位より低い水位で流下しているという現状がございまして、ここで申し上げたいのは、中上流部が氾濫していると

いう状況のもとで下流の安全度が確保されているという状況でございます。

今回、我々は現状がこうであり、将来におきましても安全にするという、流域全体の安全度の向上ということを考えているわけでございますが、その現況から将来にわたる、いかなる段階におきましても淀川の本川では現状の安全度を維持していきたいということでとらえて、この計画を立てているわけでございます。

そういうことでございますので、7ページにございますように、この淀川の本川で計画高水位を超えるような洪水が、たとえ1パターンであってもそれを許容することはできないと、こういう考え方で計画を立てているわけでございます。

それで、33洪水ということ、これを比較の対象にされているわけでございますけれども、この計画をつくるに当たりまして、戦後に発生した規模の大きい12洪水をもとに幾つかの降雨パターンを作成しているわけでございますが、この33という数字そのものをこの2パターン、1パターンというものと比較すること自身、この33に大小の意味はないわけでございますので、先ほど申し上げましたように、たとえ1パターンであってもこの計画高水位を超過することは許されないというように考えております。

次に8ページでございますけれども、またこの中で計画規模を数パーセントを超える、その洪水が計画高水位以下に低下させることはできない、このことをもってダムの効果に限定的とされておりますが、これ自身、これで限定的とされるのは誤りだというふうに思っております。

まずは、この我々自身の計画が、先ほどもご説明いたしましたように、計画規模を超える外力に対しては必ずしも提示しております安全基準を満たさないということはもう明らかで、計画を作成する前提として当たり前のことでございます。ただし、洪水のパターンによりましては、超過洪水につきましてもダムが持っている能力がございますので所要の効果を発揮すると、これもまた事実でございます。このことについての評価が十分できてないところでございます。

それで、この限定的というような表現でございますけれども、例えば航空機の乗員定数のことを考えてみましても、500人の乗員・乗客を安全に搭乗させるという構造をもってこれは設計されているわけでございますけれども、501人目の乗客が搭乗できないということをもって、その航空機の機能が限定的と言う方はだれもいない。つまり、安全基準というものは、設定したらそれを守らなければならないということでございますので、あえてここの表現をもってダムに対する評価を見誤らせるということは、これは恣意的ではないかというふうに考えております。

それから重要な点は、ダムはダムの直下から河口まで全川にわたって効果を発揮するというところでございます。今回、意見書の中では淀川本川の13.2km地点のみで評価されているところでございます。例えば川上ダムの場合につきましては、もちろんこの淀川本川の効果があるわけでございますけれども、当然、上野遊水地の整備と相まって、上野地区の浸水被害を軽減することがございますし、これについても私どもご説明をしてきたところでございます。

水位の低減効果で見ましたら、次の10ページにもございますように、各地点におきまして、このダム直下から河口までの各地点全川にわたって効果を発揮しているものでございます。こういう面をとらえずして「ダムの効果は限定的」としていることは、極めて一面的な評価になっているのではないかというふうに思っております。

この全川にわたっての効果、10ページにお示ししているように、いろんな洪水パターンによってそれぞれの水位効果、水位低減効果は変わってくるわけでございますけれども、それぞれで効いているにもかかわらず本川だけで評価しているということで、中上流部における水位低減効果、あるいはもう全体で見ますと流域全体としての視点が欠けているというふうに断じざるを得ません。

先ほど計画高水位のお話をいたしましたけれども、1cmたりとも超えてはならないということでございますが、安全基準に照らして考えて見ても、1cmでも超過しないようにするというのが我々の計画でございます。それで計算上、17cmを超えるということがどういうことかということでございますけれども、これは水位自身、水自身が17cmまでしか上昇しないということではなくて、洪水時には水もいろいろな形でうねりや波で動くものでございますので、これにつきましてはあふれるということも考えざるを得ないというふうに思っておりますし、また橋梁にも当たるということも考えると、たとえこの1cmでも超過しないように考えるということが安全の考え方でございます。

世の中では、12ページにございますように、必ずしもこの洪水だけではなく、耐震基準であるとか、あるいは先ほど申しました飛行機の搭乗者数であるとか、あるいは船の喫水線、そういうようなものも含めてすべて基準は侵してはならない、わずかだからといって侵していいものではないということで、この世の中が成り立っているわけでございます。そういう国民の生命あるいは福祉というものを守るべき立場から考えますと、あるとき大丈夫なことがあっても、これを侵してよいというものではないというものでございます。

では、実際に計画高水位を超えるとなるとどのようなことになるのか。我々としてはわずかな区間でも超過してはいけないということを主張しているわけでございますけれども、この13ページにございますように、今、3区間で3.6km、この大戸川ダムがなければ超えるというような評価もしているわけでございますけれども、この3.6kmの区間で超えるということだけを問題にするのではなくて、これは全川にわたり大きな影響があるということでございます。

実際この計画高水位を超えるということになりますと、流域のすべての排水ポンプを停止するということが水位を上げないようにするわけでございますので、その分、とめることによって内水が排除されない。それによって当然、浸水区域における被害もふえるわけでございます。300億円増ということは先ほど申しましたように、値段につきましてもこういうふうな事象が起きるわけでございます。また橋梁につきましても、けた下高が不足していくわけでございますので、堤防の危険性がより増大するということになるわけでございます。

次に、1-1-2の「耐越水堤防について」ということでご説明をしたいと存じます。

2ページでございます。これは意見書の本文の記述でございます。ここでは耐越水堤防のことに
ついて記述がされているわけですが、私どもの耐越水堤防としての考え方は、これはこの
耐越水堤防というものを当てにしていけないということでございます。それはなぜかというこ
とでございますが、これは3ページをごらんください。

まず1つとして、その耐越水堤防の構造や、それに伴う効果というものの技術的な解明ができて
おりません。それで1カ所でも破堤しますと、その堤防というものは一連の区間を守っているわけ
でございますので、1カ所で破堤しても広域に被害が生じる、そういう状況でございますので、確
実な効果が見込める対策しか採用はできないと考えております。遊水地におきまして越流堤を整備
している場合もございますけれども、これは壊れた例も下にありますようにございますし、たとえ
万が一壊れたとしても周囲に周囲堤というものがございましてそれ以上に被害が拡大していない、
そういうところで限定的に対処しているところでございます。また、施工事例をもとに試算をして
みると、その対策工法というものは費用が莫大になりますし、この堤防だけではなくて支川処理、
樋門の対策なども加えますとさらに膨大な費用がかかるわけでございます。

ここで私どもが申し上げたいのは、こうした効果が不明なものに我々自身の生命・財産というも
のの安全を託すことはできないということでございます。ましてや多額の費用はかけられないとい
うことでございます。世界的にも歴史的に見ても、そうした考えに基づいて対処している例はござ
いませぬ。私どもといたしましては、そういうような状況の中では確実な対策を最優先すべきと
いうことで、原案に盛り込んだ内容をこれまでお示しをしてきているところでございます。川の中
の洪水を安全に流す、計画高水位以下の流水を安全に流す、ということで堤防を強化する、こうい
うようなものを最優先で実施すべきというふうに考えております。

先ほどの仮に試算をした場合ということでございますが、これにつきましては4ページで資料を
整理しております。

我々としては、越水対策としては効果を当てにすることができないというふうに考えております。
ただし、試行事例ということで幾つか取り組んできた、これは検証はできておりませぬけれども、
我々としてできるだけ堤防を強くしたいということで取り組んできた、そうした試行事例をもとに
対策工法の費用、期間というものを仮に試算したものでございます。それで、あくまでこの試算と
いうものの前提でございますが、我々としてはこの越水対策としての堤防強化、それについては効
果が不明で当てにできませんので、確実に効果が期待できる河道掘削であるとか、ダム建設とい
うものの代替案にはなり得ないということでございますが、あえて試行事例を参考にして費用や期
間を算出してみました。それがここの表の右側に記述してあるものでございます。

我々は今、原案の中では、左側でございますように、計画高水位までの流水の作用に対して安全
に流すということで、越水にも資する対策ということをこの中で取り組んできているわけござい

ますが、これにつきまして今、全体といたしまして、ここに書いてある所要の費用を計画期間内に実施して堤防を強化してまいりたいというように考えております。ただ今回、試行事例をもとにして費用を試算したものでございますと、これは私どもといたしまして、全川にわたってこの越水の対策を実施せざるを得ない。部分的に対処するというだけではできないという考えで、ここに試算した費用を掲示しております。

お手元に別途、審議資料1-5という資料を用意しております。ここに試算の具体的な考え方に つきましても記述しているところでございます。まず、この試行事例というものでございますけれども、代替案にはなれないということではございますが、費用の算定に当たっては、この越流した水というものが洗掘を起こして破堤に至るということではございますので、法尻工というものを設置することが必要になっております。それを今までの実験結果等から見まして、最低幅1mは必要であるということで、その分の対策を見込まざるを得ないというように考えておりますが、これは最低限必要な幅でございまして、まだこれとして十分なものではないという前提で試算をしているわけでございます。

それから、この4ページにございますように、裏法の対策といたしまして遮水シートであるとか排気層であるとか裏法保護工、こういうようなものを設置した場合の費用として、この淀川で実際に実施してみたときにどれぐらいの費用がかかるのかということを試算したものでございます。さらに、この対策を実施しようとするとは実は期間もかかるわけではございまして、通常の我々の体制でいきますと、この用地取得と、あるいは工事にも非常に期間がかかるわけではございまして、順次下流からやっていくことを見ますと、今の現体制でいきますと200年近くかかってしまうという状況でございます。体制を強化して実施するということにして短縮を試みたとしても、かなりの長期間にわたるということでございます。費用ももちろんのこと、膨大になるわけではございます。

そういうふうな、これまでの我々の知り得る限りの試行事例を参考といたしましてもこれぐらいかかるということを試算してみたわけではございます。ここにつきましても、もうあえて試算したものであり、私たちが申し上げたいことは、これは確実な効果を得られる河道掘削であるとか、ダム の整備の代替案になるものではないという前提で考えたものでございますが、仮に試算するとこう いうふうになるというものでございます。

では、我々は何をやっているのか、実際何をやっているかは5ページの中でございます。安全確保のために粘り強い堤防というものは取り組んでおるわけではございますので、この堤防強化は非常に重要でございますし、これについては緊急的に実施してまいりたいということで、淀川につきましても800億円、これまでの実績も含めて800億円にも及ぶ強化を実施しているところでございます。またこの整備計画の中でも実施していきたいというふうに考えているところでございます。

こういうものにつきまして、先ほどの越水対策のための試行事例等からわかるような対策を実施したとしても、その効果は期待できないものでありますけれども、我々自身といたしましてはこの

原案に盛り込んだ堤防強化の中で、その中で越水に資する対策、これについてもこの中に含めて進めていきたいというふうに考えて原案を作成したところでございます。

それでは、審議資料の1-1-3に進めさせていただきたいと思います。ここでは「淀川水系の治水計画の考え方」ということでございます。これにつきましては、もうこれまでもご説明しているところでございますので、詳しくはお話をいたしません、我々自身どういうふうな考え方でこれに取り組んでいるかということをかいつまんでご説明したいと思います。

2ページでございます。まず、洪水時の水位は1cmでも低くしていくということが極めて重要であると我々は考えております。逆に洪水時の水位が高くなりますと破堤の危険性が高まりますし、被害も大きくなるということでございますし、橋梁のけた下までの空間が狭くなり、流木等による河道閉塞の危険性が増すわけでございますし、たとえ計画高水位に至らなくても内水被害が大きくなるというような状況もあるわけでございます。

その中で、どんな対策をやっていくべきなのかということについて、全体像として3ページにあるような対策を我々として考えた上で、この中でどのようなものを組み合わせて実施していくのが望ましいのかということ、それぞれの考え方に照らした対策というものを整理しているわけでございます。この中で、この原案の中で実施していくものは何であるのかということを考えているわけでございます。

幾つかのメニューがあるわけでございます。一定規模の洪水を川の中で安全に流す。超過洪水による壊滅的な被害を回避させる。それから、危機管理体制の構築によって被害を最小化する。こういうものを適切に組み合わせて実施していくということが我々の計画のものでございます。この中で、堤防の強化につきましても浸透・侵食対策というものは積極的に実施していくわけでございますけれども、越水対策につきましては技術的な検討を実施している段階でございまして、現時点ではこれに生命・財産を託すことはできないというふうに考えているわけでございます。

4ページ、5ページ、6ページにつきましては、これまでの整備計画の前提となっております基本方針につきましてのこの治水の考え方というものを簡単にお示ししております。将来の姿といたしましては、6府県知事にも参加していただいた基本方針の検討の中で、河道と洪水調節の分担をしているわけでございます。その中で、現況から見て、将来にわたる中でどのように対策を進めていくのかということを検討している、そういう段階が今でございます。

5ページにおきましては、その中でどういう段階で進めていくのか、その整備手順を考えるに当たってどういうようなものを考えなければならないかという項目を整理してお示ししているところでございます。その中では、やはりダムは河口まで効果を有するという手段であることであるとか、下流のHWLは現状の安全度を確保する観点から堅持し、その中で中流の安全度を上げていくと。上流につきましても、中流の改修に合わせて順次安全度を上げていくということについての基本的な手順の考え方を示しております。

6ページに、その具体的なものにつきましても記述しておりますが、ダムを後回しすることになりますと、中流部の対策がほとんど進めなくなってしまうという点。上流部の治水対策もおくれてしまう。瀬田川洗堰の全閉解消の道のりが遠のく。それから、現在ダムを設置する場所におきましては地元の皆様の長年にわたる理解・協力の上で準備が整っているというところでありますけれども、これまでやってきたことが、建設途上ではございますけれども、この事業がむだになってしまうということも含めて、事業の熟度、そういうことも含めて考えたわけでございます。したがって、我々といたしましては、ダムを後回しにするのではなく、原案にしました治水整備の方が適切であるというふうに考えております。

河道と貯留の分担でございますが、7ページでございますように、最終的な方針を目指して河道と洪水調節施設の分担に取り組んできておりまして、現在河道の持っている実力、それを伸ばしていく段階、それに合わせて洪水調節の方もあわせて順次着手していくということでございます。重要なことは、この河道改修と複数の貯留施設を適切に組み合わせて全体の安全度をバランスよく確保していく、これが求められているところでございます。

8ページにおきましては、その中でも洪水調節施設のことにつきましては、淀川が大きな3支川に分かれておりますので、流域全体の観点から見ますと、それぞれの3支川におきましても複数の貯留施設を配置し、取り組んでいかざるを得ないというふうに考えているところでございます。その観点からそれぞれの支川に適切に洪水調節施設を配置しております。

9ページにおきましては、基礎案と原案の考え方、それをこの整備手順の考え方に照らして比較したものでございます。基礎案におきましては、堤防の強化に関しての内容について調査に着手したばかりで、いつどれぐらいの何をするのかということとは明確になっていなかったわけでございますが、今回我々としては調査をいたしまして実施計画としての整備計画の中に何を盛り込むべきかということの整備手順を明らかにして原案を作成したわけでございます。下流の堤防の強化につきましては短期間で完了できるということで、これを最優先で実施して、おくれておりました中上流の整備を進めるに当たりましては先行してダムを整備し、その中で下流の安全度を堅持しながら中上流の安全の向上を図るということが、下に示したこの原案としての治水対策の考え方でございます。

10ページにつきましては、今のことを全体的に3支川の状況を見ながら、これまでやってきたことと、これから整備計画の中で進めてきた内容について中上流部のおくれている状況を解消して、せめて戦後最大までは安全にするというふうな対応をとっていくということについてお示ししているものでございます。

今回、私ども意見書の中で、流域全体の視点が欠如している、これが一番申し上げたいところでございます。中上流部の改修がおくれているというふうな現状、これが淀川本川に主眼を置いた評価ということになりますと適切に評価されないことになりますので、この中上流部のおくれという

ものを流域全体の安全度の向上の観点からとらえるべきではないかということでございます。

次に、1-1-4でございます。ここでは「環境・治水・利水についての総合的な検討」、それから利水についてのものでございます。意見書の中で、あるいは審議の中で、委員会の中でも幾つかご指摘をいただいているところでございますけれども、私どもといたしましては、この審議のことにつきましては、基本的に環境についての取り組みということも我々基本的な考え方でお示しているように、委員会の考え方と基本的に同じ方向を向いているというふうに考えております。

3ページにお示しましたが、我々といたしましては、この治水・利水・環境というものにつきましては、この原案の検討の中で同列に扱っているところでありまして、どれかを劣後にするという考え方をとっているわけではございません。ただし環境につきましては、目標設定、定量的な評価は難しいので、治水・利水と同様の技術的な評価まではできていない。ただし劣後に取り扱っているわけではありません。ダムにつきましては、この総合的な検討のことをご指摘されているわけでございますけれども、ほかの代替案を十分に考慮した上で、どうしても必要な場合に採用しているということでございます。それから、ダムを採用した場合の現地の環境に対する調査ということにつきましても、十分な調査を行って、個別に、専門家等の意見をお聞きしながら環境の影響の評価を行っているところでございます。河川についても同様に、そういった考えに基づいて進めているところでございます。

4ページ、5ページにつきましては、これは以前にもお示しているところでございますけれども、我々自身、ダムというものを、ダムありきではなくて、環境の負荷も考えて、ダム以外のいろいろな方策を考えております。ダムのほかの代替案を比較した上で、費用であるとか工期であるとか、影響であるとか、事業の熟度であるとか、そういうことを考えた上で、また、整備の効果も含めて川上ダム、大戸川ダムというものの整備について検討してまいったわけでございます。

それから、6ページ、これは利水の記述でございます。利水につきましても、考え方ということの水需要管理のことにつきまして、我々としても考え方を示しているわけでございますけれども、これにつきましても基本的な方向としては、我々どもも前から申し上げておりますように取り組んでいくわけでございます。実際、粘り強く積極的に取り組んでいるというところで、それにつきまして、我々もこれまでお示したように考えて取り組んでいっているわけでございますが、なかなかその取り組みが目に見えない形になっておりまして、そこについて評価いただけないところでございますけれども、利水者会議の設立、常設化、そういうことにつきましても含めて、粘り強く含んでいきたいというふうに考えております。

9ページにつきましては、そういった中で取り組んでいる中におきましても現状から判断いたしますと、大阪市が持っている水源を転用するというご提案があったわけでございますけれども、現時点ではそういうふうなことを判断する段階にはないと考えているわけでございます。水源の転用によりましては利水安全度の低下をもたらすことにもなりますし、将来の少雨傾向によって

供給能力の低下をすることも考えますと、今後の気象条件の変化によることも考えますと、今それを強く、水源転用というものの見込みはないというふうに判断しているところでございます。このため、川上ダムにおけます新規の水資源開発というものはどうしても必要であるというふうにとらえているところでございます。

丹生ダムにつきましても、これまで幾つかの観点でご説明があったわけでございますけれども、琵琶湖の利用低水位の問題であるとか、あるいは維持流量、取水制限との関係につきましても、我々が以前からご説明しているとおりでございますので、利用低水位を下回らないようにするということにつきましては、琵琶湖の水利用に関して、これまで醸成された地域の共通認識でございますので、この琵琶湖利用水位に関しての申し合わせと整合しているものだというふうに我々は判断しております。

また、水需要の抑制、取水制限、維持流量の削減で対応できるというふうには考えられておりませんので、異常渇水対策についても必要であるというふうにご考えているところでございます。

1-1-5にまいります。整備計画の策定に向けてというところでございますが、めくっていたいて2ページにございますように、私ども流域の住民であるとか自治体の長からも意見をいただいております。それから、ダムの地元の住民からもいろいろご意見もいただいております。府県ともいろんな形でご意見をいただいているところでございますが、これを踏まえて学識者から流域委員会も含めて整備計画の案を作成していくというプロセスにある、今その途上にあるわけでございます。その中で流域委員会の任務と役割、これは、これまでも当初から言っていることで、改めて申し上げるようなものではございませんが、学識経験者からはその委員に専門的な知識をもとに意見をいただくということをお願いしているところでございますし、それがレビュー委員会の見解でも整理されておりますし、私どもからもお願いしておりますように、学識経験者の方には専門的な知識をもとに意見を述べていただくということが基本的な任務であるということをお願いしてきたわけでございます。

4ページ、昨年8月でございますけれども、当初その時点におきましては、19年度末、20年3月を目途に整備計画を策定する予定で、19年内の意見提出を要請してきたわけでございますけれども、その審議状況の中で、19年末の意見提出は難しくなったということではございましたが、我々のほうからは一日も早い意見提出をお願いしてきたところでございます。その中で、委員の中からも会議回数をふやして審議を促進してはとか、あるいは個別の意見を出してということでの前向きな提案もございましたけれども、結局それは委員会の中で採用されず、審議はされてきたわけでございます。結果として、4月に意見書本文を受理いたしました。原案の提示以降、8月以降、この4月25日までの間に審議時間90時間要しているわけでございます。これに要しました費用も膨大でございます。19年度の総額だけ取り上げてみても、1億2,000万円を超えるような膨大な費用がかかっているわけでございます。

なお、意見書本文につきまして、私どもの考えを述べさせていただきます。5ページにございますように、先ほど申し上げました観点からいたしまして、学識者の意見というものは、専門的知識に基づく理由や根拠が明確に記述されるべきものであると考えております。その中で、そういうものでございますけれども、受理しました意見書本文というものは審議過程の議事録を添付することを条件に簡単な文書になっております。意見書だけでは内容を正確に理解できない不備なものとなっているわけでございます。実際に本日の時点におきましても、77回委員会の議事録が完成していないわけでございます。

そういったものでございますので、例えば、報道等におきまして、例えば「淀川4ダム不要」というような、まるで流域委員会が結論をそのように下したかのような誤解が生じかねて、私どものほうに一般の住民の方々であるとか、市町村長の方から問い合わせがあるなど、我々としても困惑をしたところでございます。別途の資料1-3にご用意しておりますように、我々としてみても、このいただいた意見につきましての河川管理者の考えというものを市町村長あてに送付してこの審議の過程も含めた内容についてご説明をしまいたるところでございます。

それから、本日は、この意見書本文の各項目につきまして、我々自身いただいております議事録であるとか、我々自身でお聞きした内容を聞き取ったものをベースといたしまして、審議資料1-2につきまして別表を作成しております。これは意見書の項目とその中で審議されていた内容につきまして記述をさせていただいているところでございます。

めくっていただいて6ページでございます。これは、先ほども原案の再提示ということについて求めるということのお話でしたが、この委員会の審議の中におきましても、「委員会には原案の再提示を求める権限はない」という見解に立って、「再提示されるよう期待する」との趣旨であることが確認された上で、この意見書本文が出ているということであるということでございます。

今後、私どもといたしましては、この流域委員会からの意見、これは意見書の本文、関係の議事録でございますけれども、これはこれまでいただいております関係住民、関係自治体の長の意見と同様、重く受けとめてまいります。関係住民、自治体の長、学識者からいただきました意見を勘案いたしまして、整備局は責任を持って適切に判断して、一日も早く整備計画の案を作成するための作業に取りかかったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○宮本委員長

ありがとうございました。

1点だけ確認しておきますけれども、一番最後の説明資料でおっしゃいました今後の見直し、再提示の話につきましては、先ほど河川部長と私のほうで確認したように、原案を全面的に全部見直して書き直してくれということは言ってるわけじゃない。我々とすれば、見直してほしいというこ

とを言っているところについて見直して、再提示といいますか、改めて提示ほしいということで、それについてはそういうことですかということでしたので、そこについては確認したいと思います。

それで、これはかなり我々の意見に対して認識が誤っているとかがどうたらこうたらとか、いろいろなことが言うてはるわけで、ようやくこれでちゃんとした議論ができるのかなという気になってきましたけれども、かなりこれは資料的にもたくさんあるんで、どうしましょうかね。これは、特に治水とかダムについてはかなりボリュームがありますから、それは後にするということにしまして、まず審議資料1-1-4の環境・治水・利水の総合的な検討と利水、これについて今河川管理者のほうから補足的な説明があったんですけども、この中身について皆様委員の方々から質問なりご意見がありましたらお願いしたいと思います。

はい、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。審議の順番でちょっと私は異論があるんですけども。

今、最後の説明になりましたが、審議資料1-1-5、これは前から私も気にしておるところなんですけれども、この委員会を、河川管理者として委員会の意見とか委員会の審議をどのようにお考えになっとるか、そこが最初からかなり疑問があったんですが、きょうもレビュー委員会の、学識経験者はみずからの専門的知識をもとに意見を述べるとか、そういうことを述べられておるんですけど、今から意見を述べるに当たって、これから順番に審議をしていきますけれども、どういうとらえ方をされるのか、今の意見や河川管理者の発言を聞きますと、要するに専門家の意見を議事録から拾うとか、果たしてそういう、委員会はそういうものではないと思うんですよ。専門家はいろいろいらっしゃいます。そういう方が環境であれ、利水であれ、治水であれ、例えば1つのダムについて皆関係があるわけですね。それを含めてトータルとしてどうかというものをまとめて委員会として意見をお出しすると思うていたのですが、きょうの今のこの1-1-5に至っては、およそそういうものはもう欲しくないんだと。何でもいから早く出して、我々は専門家らしい人の意見をつまみ食いすると、そういうふう聞こえて、今から先議論する気にまずならないんですよ。もう一度この1-1-5について再説明をお願いします。

○宮本委員長

わかりました。私は1-1-4からやりましょうかと言ったんですけども、その前にということですね。

○千代延委員

その前にやっていただかないと、まじめにやる気になれません。

○宮本委員長

我々の、流域委員会の意見というのはどういうふう考えているんだということですよ。そんなことじゃないと思うんだけど、それぞれの専門家がそれぞれの専門家としての意見をとにか

く言ってもらったらいいいということであれば、こんな委員会を開く必要ないんですよ。それぞれ個別に聞いてもらったらいいい話であって、莫大なお金がかかってこの委員会をやってるとおっしゃったけれども、それこそまるでむだな話になるわけです。それぞれに個別に行ってもらって意見を聞いてもらったらいいいわけですよ。

だから、そういうことじゃないと私は思っているんですけども、今の千代延委員のご質問に答えて、一体この委員会の意見というのを皆さん方はどういうふうに、先ほど尊重するとおっしゃったんだども、どういうふうに受けとめられて、今後の河川整備計画に対応されるのかというところをはっきりさせてもらわないと、これから審議するやる気もないという意見ですので、お願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上でございます。私がお説明した資料の1-1-5の5ページにも書いておりますけれども、今審議をしていただいて、意見書本文というのをまとめていただいたところですけども、そこに至るまでの審議の過程も含めて議事録でいろいろな議論があったと。で、解釈もこういうふうな前提でこういうふうになりましたということを正確に我々はとらえる必要があるというふうに思っております。

ともすれば、意見書本文だけ見ると、私どもがお説明したように、例えばモデルの誤差の範囲内であるとか、そういうことを見ると、それだけをとると、まるで小さいというようなことをとらえるということになりましたけど、この審議の中では大きい、小さいというものではなくて、仮にたとえとして置いたとしたらこうなってるというようなことで、この委員会の中で議論されて、そういうような解釈のもとで位置づけたということになっていると思うんです。

そういう中での一つ一つのご意見ということも重要なことでありますので、そういうようなことを述べていただくと。その中にきちっと専門的な背景であるとか根拠、理由がそれぞれ出てたわけですから、そこをとらえた上で我々は専門的な意見としてとらえたいと。それは専門的といっているのは、ダムだから治水だけとかということではなくて、いろんな関係者の方もいろいろご発言いただいたわけで、その中で委員会とやってるわけですから、それ自体のそれぞれご発言された、ご意見をされたということをベースに我々としてはとらえているということでございます。

○千代延委員

千代延です。もう一度確認させていただきたいんですけども、意見そのものは委員会全体としてまとめたものをお出ししたいと思って、この前3回やって、現時点における意見というものをお出ししたんです。今河川管理者の説明がありましたけど、その中でこの意見書の表現だけではわからないと。それもあろうと思います。それを補足するために、皆さんがわからないのを議事録でもって補足すると、そういうふうなことは全然私は不満に思ってるわけじゃないんですよ。あくまで委員会として出すものを、委員会として個々の人の何とか意見だけを拾い上げるということじゃなく

て、委員会全体としてまとまったものをこれがベースであるということ、やっぱりおっしゃっていただきたいんですよ。それを補足するものとして、今のような議事録にするなり、ほかの方法でもいいんですけど、一番前提は、委員会としての意見というものをまずもらいたいんだと、それを尊重したいんだということを私は確認したいんですよ。

○宮本委員長

河川管理者をお願いします。河川部長。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

2つの話がまじっちゃったのかなと思うんですが。もともと学識者の意見を聞く場として流域委員会を設置をしているわけですが、特に今回の24名の委員の方にご就任の打診をするときに、それぞれの専門の分野がおありだから、まずその意見は必ず言ってくださいと。もちろんそれは専門以外に口出すなということではなくて、自由に言ってもらっていいんですけども、最低限の任務として自分の専門分野についての意見は言ってくださいということ、これは就任のときをお願いしてきたはずですよ。これまでの審議の中ではたして全員がそういうふうにしてくれたのかというところが、量の多い、少ないを言えば、一通り言っていたいるのかもしれませんが、そうだったのかどうか。もっと言うと、原案を提示してから既に9カ月近い時間を過ぎているわけですので、もちろん中身をつぶさに見ていけば見ていくほどいろんな意見が出てくるんでしょうけれども、専門家であれば、まず原案を見て、少なくともこれのところは言えるというようなことがあってしかるべきかなと思っておるんですが、それがちょっと我々として感じられなかったということをお願いしていたわけですよ。

これは3ページに書いてありますけど、それがまずお願いしたことですし、それから、そのベースになるレビュー委員会の見解の、これは一部だけを抜粋したので誤解を招いたかもしれません。もともと流域委員会というのは、非常に民主的な手続として、単なる学識者の意見だけではなくて、会場に一般の住民の方も来られて、そういった意見も聞くというオープンに議論する場ということで設けてあるんで、それは大前提として、委員になっている学識者の基本的任務がこうこうであるよということをまず言うておられたということが書いてある。

もう1つが、議論は尽くせば、時間をかければ何ぼでも議論は深まるのかもしれませんが、コストとかスケジュールの管理というものが大事なので、必ずしも意見統一にとられることなくというのが見解で出てきた。これは裏返せば、可能な限り意見統一をしてもらえばいいんですけども、意見統一にこだわる余りにムダに時間とお金をかけることはしてほしくないという趣旨です。その部分だけを言っているんで、何も意見統一をやめてくれとか、そういうことを言っているつもりは毛頭ない。

それから、後のほうの資料は、これは、前回の4月22日の議論で意見書をまとめるに当たって議論百出があつて、必ずしも全体として統一の見解に達することは難しそうな項目が幾つかあつたの

で、それはそういう議論があったことを議事録に書いて添付することで今回意見書にするということになっていたのですが、我々のほうで、できてるものについては議事録、できてないものについては我々のメモで関係するところを合わせて整理をして、これはきちんと反映していくためにその全体を知るためにつくったものです。ですから、むしろそこについては、議事録の趣旨と違うとかということがあったら教えていただければいいんだと思います。

○宮本委員長

ちょっと今気になったのは、4月25日に出した意見書が必ずしも委員会の統一した意見書ではないという言い方をされたんだけど、あの何回も何時間も議論して、少なくともこの意見書の表現については、この委員会は一致して決めたんです。實委員の少数意見はついてますけどね。それを河川管理者が必ずしもこの委員会の取りまとめた、一致したもんじゃないというのは間違ってますよ。それは直してくださいよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

ちょっと言葉が不足でした。意見書は、意見書本文だけではなくて議事録が全部ついて完成しているという意味で、統一してとかしてないところを言ったつもりではありませんでした。意見書だけと。

○宮本委員長

それならいいのですけれども、ただし、あれはあくまでも意見書が、さっき千代延委員がおっしゃったけれども、まとめて出して、それのこういうこの言葉については、こういうことは議事録で確認しましょうねということで議事録をつけたものですから、あくまでも議事録は補足なんですよ。意見書のほうが本文ですから、そこを間違えて、議事録のほうの、ある意味でいうたら委員会としてまとまってないような発言だけをつまみ食いして、委員会は議事録でこういうことを言っていると、そういうことは絶対使わないでくださいね。

○千代延委員

千代延です。もう1点だけ。意見の統一という、統一という形のみにはこだわる必要はないかもしれませんが、なぜお互いの委員間で意見が違ってくるのか、そのことがその原因とか、どこにそういう要因があるのかというのを突きとめた議論というのをする時間を与えていただきたいと思います。それだけです。それは私の注文です。

○宮本委員長

それと、言わずもがなだったんですけれども、せっかく資料1-1-5のところに入ったものですから、一言だけ、これも委員会の名誉として言っておきますけれども、資料1-1-5の4ページのところで、意見書を年度末に出してほしいと、あるいはもともと12月までに出してくれと。1月になった時点では2月に出してくれ、3月に出してくれという話がありましたよね。しかし、今我々が意見書を出した時点において、河川部長のほうはいろんなところで説明不足があると、いわ

ゆる河川管理者のほうで。これについては説明を十分して、わかりやすく説明するんだということをおっしゃってますよね。今の時点においても、まだ説明不足があると認識されているのに、一体12月に意見を出してくれ、あるいは1月、2月に出してくれとおっしゃってたのは、自分たちは説明不足なんだけれども、もう説明はいいから意見を出してくれと、そういう意味だったんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

説明不足があると言っているんじゃないくて、説明不足だというふうに言われていると。我々は説明してきたつもりですし、資料も出してきたつもりです。審議に入ってから、補足資料をつくってもう説明する時間が審議の時間を優先するためにとれなくて、テーブルに置いただけのこともありましたけれども、かなり補足をしたつもりです。これは、いつの議論とかあれですけども、委員長からも出された資料は委員が全員きちんと目を通してというお話でしたので、そういった議論になっていると思っていたんですが、必ずしも目を通していただいていた意見とも思えないというようなこともありましたので、それであれば、お時間をいただいて改めて説明する必要があるかもしれませんけれども、我々はこれまでできる限りの努力をしてきているつもりでいます。

○宮本委員長

それは、例えば12月になって追加資料が出てきた、1月、2月になって追加資料が出てきたということだったでしょう。その前に、皆さん方は秋の時点から12月に意見を出してくれと言うてたわけですよ。全く資料がないのに、我々はおせませんということをおっしゃったわけですよ。ですから、今おっしゃったみたいに、資料を出したんだけど審議してもらえなかったと、それはおかしいですよ。

それからもう1点。我々は今の時点で、皆さん方の説明不足だとは言ってませんよ。説明は2600ページですか、説明は多分されたんでしょう、十分に。その原案の中身について、それだけ説明を受けたけれども、我々の委員のほとんどが納得できないと、だから、これを見直してほしいというのが今回の意見ですよ。説明不足だからもっと説明してくださいということをおっしゃっているわけではありませんから、そこは間違いないようにしてください。

それでは、1-1-5についてほかの委員の方向がありますか。

それでは、こればかりやってもあれなんで、よろしいですか、次に進ませてもらって。1-1-4の「環境、治水、利水についての総合的な検討・利水」、この資料につきまして、委員の方々からご意見、あるいは質問をいただきたいと思います。

○本多委員

本多です。環境のことで意見と疑問がありますので、発言させていただきたいと思います。川上ダムで今オオサンショウウオを調査されて、上流に移動しようと、それによって保全しようということをおっしゃられたり、努力されたりしているということはおわかりです。私は、きょうの報告を聞いていて、耐越水堤防のところでは技術的に解明されていないということで、これは却下さ

れたような言葉になっていますけれども、では環境の問題で、そういうふうに今取り組んでおられることが本当に保全できるという技術的解明はできるんですか。私はそれはすごく疑問に思いますね。人がつくったものなら人が何とでもできるでしょう。でも、神がつくったものを人間がどこまで完全に保全できるのかということは、これはまだまだ技術的に解明できないのに、ここではそんなことをちっとも触れずにつくることを一生懸命おっしゃっているように私には聞こえるんですね。これはとても片方では技術的な解明ということでおっしゃりながら、片方では、そういうことを全く触れずに言われることに、ちょっと疑問を持ちます。

それから、もう1つ、4ページのところに、代替案として幾つか検討されたということが書いてございます。私はもう一遍流域委員会の1期のときに提言を出した原点に戻ってほしいと思うんですね。あのとき私たちは、川が川をつくる、その自然に私たちは生かされているんだということから、治水も利水も環境も全部人にとって大切なんだと。どれが従でどれが主だというようなことはないんですよというところから、あらゆる洪水に対しても壊滅的被害を回避、軽減できるような提言を出したわけです。

これは何も崇高な頭でっかちの理念をかざしただけではなくて、そのために具体的にどうするかということを出したのが1つはこの堤防強化、耐越水堤防の強化ということを出してきたと思うんですね。それによって、確かに河川管理者さんがおっしゃるように、いかなるということですから、どんなすごいのが来るかわからないんですが、それが技術的に守れるのかというのは、確かにわからないでしょうと。フロンティア堤防でも本当に想定される洪水が来てないからその規定どおり守れるかどうかもわからないでしょうと。

でも、私たちが今までずっと議論してきたことは、20cmとか19cmとか、まさにそういうところのお話をしてきたと思うんですね。その計画高水位の1cm下は守れるけれども、2cm上は守れないのか、20cm上は技術的に無理なのかというような、そんな短いところの話をしてきたはずなんです。これが本当に技術的に解明できてないということで、これは私達が出した河川整備計画を根本的に変える代替案なんですよ。それについて私は十分に検討されたのかどうかというのは、本当にわからないです。もう一遍その原点に戻って考えていただかないと、個別の話になってきた途端に違うようになってきたようにも思います。

それから、私たちが出したそういう越水堤防によって、もし対応ができるなら、もしダムはつくらなくて済むのであれば、そこの環境が草木1本つぶさずに守れるわけですよ。技術的に解明できてないような保全策をとらなくて済むわけなんですよ。そういう代替案を私たちはこの河川整備計画全体に対して出したんです。それぐらい大きな代替案を私たちは出したと思います。でも、私は今回この4ページに書かれているような代替案が幾つか検討されてますけれども、もっと対極に立った、私たちの意見と皆様方が出された原案とどういうふうに、どちらが優れてどの辺に問題があるのか、我々の出してるこの考え方のどの辺が問題があるのか、やはり比較検討をきっちりし

ていただかないと、何か私たちの言ってることが代替案に相当してないのかというような気がしてなりません。以上です。

○宮本委員長

これについては、多分、治水、環境、利水の総合的検討ということについては、それぞれ非常にこれは大きな問題で、それぞれ委員の方あると思うんですよ。もう少しちょっと意見が出た上で所長に答えてもらいますので。

私もぱっと見たときに、この4ページ、5ページが、これはあくまでも治水のいわゆるどこかで何 m^3/s 減らすとかということについての代替案ですね、これは。ダムのほかに遊水地だとか水田とかというのは、で、これがまさに治水、利水、環境の総合的な検討でやりましたよと言われると、ちょっと首をかしげるところがあるんですけども。中村委員どうですか。

○中村委員

中村です。本多委員が非常にうまく環境の専門家がこの原案に対して当初から抱いていた、非常に根本的な問題を指摘されていて、私も全く同感なんです。いろんな経緯がこれまであったんですが、大きくは提言と申し送り書というのが、非常に大きなこの委員会の、新しい河川法のもとで河川整備に対する理念を転換する非常に重要な契機になっていると。で、具体的に環境をどう位置づけて、それに対してそれぞれ、環境もそうですけれども、利水も治水も一定の譲歩をして整備計画をつくり上げるということを求めていたにもかかわらず、原案というのが全く違った性格のもので出てきたと。環境の部分は、治水、利水で落ちこぼれた環境の部分をどういうふうに手当するかという、極論するとそういうような感じでありましたので、その流れの中で、環境の議論をまとめてやっていくことは非常に難しかったわけですよ。

それで最後になって、きょういただいた「環境、治水、利水についての総合的な検討」の部分で、今委員長がおっしゃったように、4ページ、5ページの説明は、どこにもその環境に対する基本的な考え方が、少なくとも提言、申し送り書で位置づけた、あるいは新しい河川法に基づく環境の位置づけを十分理解した上での説明になっていないわけですよ。例えば、具体的に、ではこういう事業費で費用を議論するときに、環境に対するダメージのコストというのは一体どういうふうに見て、この文書、1-1-4の審議資料をつくられたのか、どなたが環境の専門家で、この資料づくりに参加されたのか、どういう議論があったのかと、それはぜひお聞きしたいなというふうに思います。いろいろ議論してたら尽きないわけですけども、基本的には環境というのは、非常に大事な総論があるわけですよ。各論に突っ込んでいくと、これができてない、あれができてないという話になってしまうわけですけども、基本的に環境をどう位置づけるかと、そういうことを原案の中に今の段階で非常に希薄であるということはこの議論を混乱させている1つの理由ではないかなというふうに思いますけれども。

○宮本委員長

西野委員どうぞ。

○西野委員

西野です。やはりその環境に対する基本的な考え方にすごくギャップがあるのではないかなと思うんですね。それが一番典型的にあらわれているのが、この3ページです。3ページの一番最初の丸に、「環境については、目標設定や定量的評価が難しいので、治水・利水と同様の技術的評価はできないものの、劣後に扱っているわけではない」。だから、こういう発想をするから話がおかしくなるので、まず環境について目標設定や定量的評価というのは難しくありません。治水、利水と同様に目標設定、定量的な評価というのは可能なんです。まずここがおかしい。だから、劣後に扱っているわけではなくて、きちんと目標設定もできてないし、定量評価もできてないというところが問題になるわけです。

それで、例えば、ダムをつくったときに環境への影響というときには、ダムをつくることによって、もともとよい環境というのが劣化するわけです。その劣化した環境をどうもとに戻すかというところで、考え方がちょっとおかしくなっているんじゃないかなと思います。やはり、環境が劣化したらそれを補償すればいいというような発想で考えるからその話がおかしくなっていて、もし同列に論じるというのであれば、同じように環境についてもきちんと目標設定をし、定量評価をして、治水と利水と同様に評価をしないといけない。しかし、発想的にはその劣化した環境を少し補償すればいいという発想になっているところに問題があるのではないかと思います。

○宮本委員長

今3人の方から、大体同じ、水野さん、もう1人どうぞ。

○水野委員

魚類の水野です。今の皆さんの意見と同じなんですけれども、実際に定量的評価という言葉がありましたので、なぜこの委員会でなかなか言いにくかったかということ、実際に事例は国際プロジェクトでも幾らでも事例はありますけれども、ちょっと規模が大きい話になります。例えば、簡単な話で、琵琶湖・淀川水系流域において、どこがホットスポットであるか。そのホットスポットという言葉は、専門の方は聞けばわかりますよと、会場におられる皆さんも知っている方を知っていると思いますけれども、非常に生物多様性の豊富なところ、生物多様性条約、今度の名古屋で行われるCOP10でも、今度の北海道で行われるG8でもテーマになる生物多様性のところでは非常に重要な話です、ホットスポットというのは。そういったところが、まず琵琶湖・淀川水系でどこか。この一言が言えないで、開発ポイントを見きわめることができるのかと。総合的治水というならば、ホットスポットを避けて、ホットスポットではないところをうまく調整してやるのが無難ではないかと。

実際に、あとアジアのアジ銀がかかわっているプロジェクトかもしれないんですけれども、川の

ところで、原始的な河川の状態を残す場所と、どうしても洪水調整をしなければいけない場所を、わざと残す場所と調整する場所を調整して、ある程度のダメージはあるけれども、ある程度のダメージまでにとどめておこうと。完全に奪ってしまうのをやめようと、絶滅危惧種など、不可逆性のもの、絶対に戻らないもの、私たちの次の世代に宝物を奪ってしまうことをやめようというふうな仕組みをちゃんと世界各地でやられてるわけなんですよ。

ただ、技術的なノウハウが日本には伝わって来てないのもまた事実ですので、なかなか簡単には意見できなかったんですけども、そろそろ総合的というならば、一河川の治水、例えばダムをつくる場所の周辺やその流域を調査しただけでそこを補償、まさに西野委員のおっしゃった補償するだけでそれですべて復元されるとか、そんな話ではなくて、流域全体のホットスポット、生態系のバランスを見て、ここに置いたら、流域全域はどのような影響があるかということを経査するというのも日本がやるべきやり方だと思うので、こういった技術的なところの最新情報も含めて書き直してほしいというのが私の意見です。

○宮本委員長

竹門委員どうぞ。

○竹門委員

私は3期から参加してるわけですけども、1期、2期の意見書に明確に書かれているように、環境サイドからの反省と目標としてダムに頼らない治水や利水をやりましょうと提案されてきたわけです。環境については、ぜひ流域の環境計画にまで持って行っていただきたいんですけども、そうでなかったとしても、ダム計画についてであればダム単独の影響を評価するだけではなくて、その河川、あるいは流域が環境上どういう問題を抱えていて、それを解決するために現計画がどういう役に立つかといった発想で、計画を立てていただかなければいけないはずですよ。

ところが、ここに今日お示しいただいた資料にも、その観点が全く欠けていると言わざるをえません。つまり、今回の回答では、環境、治水、利水が総合的に検討されたというふうには認定できません。この回答が4月の委員会意見に対する回答であるとするならば、結論は前回と同じく認識を改めていただく必要があるということになってしまうわけです。ですから、この1期、2期も含めて、この水系の流域委員会が求めてきたことがやはり根本的に反映されていないという言い方しかできないですね。今日の全資料を見ても、今後治水・利水・環境の総合化をどう計画に反映していくかという道筋が示されておきませんので、ぜひ、今回その議論をしていただきたいと思います。

○宮本委員長

それでは一たん。どうぞ。

○久委員

根本的な議論になってるので、一言つけ加えさせていただきたいと思うんですけども。私自身は環境工学科というところで勉強してきて、今の社会環境的な分野で仕事をしていますので、トータ

ルでずっと見てきたつもりなんですけれども、本多委員のご発言であることが明確になったと思うんですが、今までほとんど手をつけていない非常に豊かな環境のところにメスを入れていくという、ダム開発というのをどう考えるのかというようなご発言があったんですけれども、そのとおりだと思うんですが。

結局、環境を考えていくときは、ある意味での、いろんな意味での有限性を前提にしていけないといけないですね。ここがだめだったらこっちの地域に手を出していこうとか、ここがだめだったらこちらのほうへ所属させればいいじゃないかと、その無限性を考えてしまうことによって、さらなる環境破壊が起こってくるわけですから、一たんその有限性、どこの範囲で、あるいは空間で有限性を考えて、その中で処理をしていくかということを考えないと、環境の問題というのは対応できないと思うんですね。

そうすると、この水の問題にかかわっていうと、様々なコンフリクトがあると思いますけれども、それを自然環境にできるだけそのダメージを与えないということになれば、かなりその人工的な改変が行われている地域の中でどうその処理ができるかということを考えないといけないんですが、そこで、例えば4ページにまさしく出ている話が出てくると思うんですよ。

例えば、340人の地権者の同意が必要であったり、2300人に上る地権者の同意を得るめどが立たないとか、あるいは水田を遊水地に変えるようなめどが云々とかですね。人間社会側の、あるいは社会環境側の中でのコンフリクトをどう調整していくかという問題に置きかわっていて、それが問題が処理できない限り、やはりトータルな議論ができないと思うんですね。そのあたりの議論がまだまだ今までのところはなかったから私も余り発言できなかったんですけれども。恐らくそういう問題というのは、「環境、治水、利水の総合的な検討」ではなくて、もっと広い意味での議論がなされないと、恐らく解消できない問題だろうと思うんですね。そこがまだまだ不十分だなという気がしました。

○宮本委員長

田中委員。

○田中委員

この管理者の説明の仕方は、従来の河川行政とひとつも変わっていないというのが実は実感なんです。ところが、みずから言っておられるように、河川環境に対する基本的な考え方というのは、ちゃんと根本理念として述べておられるわけですよ。今までの流域における社会活動や河川の整備、あるいは利用、淀川水系は我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受けとめ、生態系が健全であってこそ、人は自動的に生存し、活動できる考えのもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならないというしっかりした根本理念があるわけなんです。これは転換したとはとても思えません。この辺をもう少し具体的に述べていただきたいと思っております。

○宮本委員長

では、村上さんどうぞ。

○村上委員

村上です。今まで環境の基本的な考え方については、他の委員と私も同意見なんですけれども、実務的な調査についても少し意見を述べたいと思います。

やはり3ページのところに、「現地の十分な調査に基づき」というふうに書いてありますけれども、残念ながら、調査結果を見る限り、とても十分だと言えない。何とかこの委員会では、環境調査というのは不十分なもんなんだけれども、そこで、その不十分な中から将来を見ていって、安全を見越した何かの対策を考えようというふうな機運にせっかくなってきたと思うんですけれども、ここで十分な調査をやってきたとまだ居直られれば、これは以前の河川の開発と保護の対立の洪水にまた戻るような感じがします。中村委員もおっしゃったんですけれども、これが続きますと、やはりこれもやってない、あれもやってないというふうな形の調査に対する批判がまた再びそのレベルの議論になってくるんじゃないかということを私は非常に危惧します。これは、環境保護の立場の方、それから、河川管理者、双方にとってもこれは不幸なことではないかと思う。やはりこれは環境調査をどれだけやっても不十分だという視点を持って、それでもなおかつ判断するという、そういう考え方が必要ではないかと私は考えます。

○宮本委員長

関連、竹門委員。

○竹門委員

今、村上委員のおっしゃった点に1つ補足する必要があると思います。というのは、河川管理者が、十分に環境も配慮していると主張する根拠には、ダムの影響評価とは違うレベルで環境の調査をたくさんしている状況があるわけですね。その意味では、いろいろな場所で河川環境の現況を判断する材料はそろってきているわけです。例えば、西野委員がおっしゃるように、琵琶湖の水位管理に資する沿岸帯の生物情報について集められていますし、木津川、宇治川、淀川本川の環境の課題についても、かなり明確に判断できる段階にきてるわけです。それらを河川整備計画にどのように反映していくかというところで、環境の問題と治水の問題、利水の問題が1つの土俵に乗っていないというところに大きな問題があるわけです。村上委員がおっしゃっている不十分な点は、ダムの影響評価等をする際に、調査としてこれでいいのかという問題だと思いますね。

したがって、最終的にはやはり環境が総合的に評価されてないというところに問題があると思うんですけど、どうでしょうか。

○村上委員

もちろんそのとおりです。この意見書はダムに関して出した意見書ですから、ダム以外に関して評価できるところはあえて書かなかったという経緯があると思いますので、それはおっしゃるとお

り、評価できる部分は他の部分では結構あると私は考えます。

○宮本委員長

深町委員、どうぞ。

○深町委員

最初の川上ダムに関連しては、4ページのところなんですけど、私自身はこれをしっかりしたらかなり環境・治水・利水の総合的な検討に向かうのではないかと思います、担当者の方にもこれを具体的にどういうふうな検討をしたのかとか、特に環境をどういうふうにとらえてこの中でどういうレベルでの解決策に向けて検討したのかというふうにお聞きしたんですけども、余り明確なデータとか答えがなくて、「とにかくやってみました」というような感じのご回答だったので、それであきらめてしまった経緯があるんです。ですから、そういう部分でこれを検討したというふうに書かれるのはちょっとどうかと思いますし、参考の2につきましても、一番最初に書いてあるのが「洪水を計画高水位以下で安全に流下させることが必要」ということだけなので、これは決して総合的な検討ではなくて、大事なことではありますけど一つの要素でしかないのに、これを総合的な検討というふうにしている意味がよくわかりません。

それと、堤防強化についてもずっと言ってきたと思うんですが、ダムに比べてこれが技術的にというのとかお金がかかるということはわかったんですが、環境で考えてきたときにすべて完璧な案があるわけではないので、やはり同等にこういうふうな案がこの委員会の前からずっと出てきているわけですから、環境というふうな要素も含めて総合的に見たときにこの案がどうなのかなというようにそれなりの検討を用意していただければ総合的に考えてきたと言ってもいいと思うんですが、やはりそういう姿勢は見られなかったというふうに思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。どうぞ、西野委員。

○西野委員

済みません。ちょっと先ほど言葉不足だったんですけども、やはり皆さん言っていることは同じで、流域全体で評価しないといけない。そのときに環境と一言でくくってしまうのがおかしくて、良好な非常によく残っている自然をどう守っていくかということと、それから劣化した生態系をどう再生していくかということは分けないといけないと思うんですね。今問題になっているダムについては、非常に自然環境の豊かなところでできてくるわけですね。そういうところにダムをつくったときに、劣化するということがわかっていて、それでもどう守っていくかというところの発想というのが全くないというところに問題があると思うんですね。

それともう1つ、もう既にかかなり人の手が加わって劣化している、例えばもう絶滅寸前の生物がいるというようなところがあったときに、そこをどう守っていくかということと両方やっていく必要があると思うので、一言で環境と言ってしまうから見えなくなるんだけど、皆さん言っておられる

ようにもう少し流域全体で見てどこが問題でというふうな位置づけとか、そういうふうを考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○宮本委員長

川上さん、どうぞ。

○川上委員

川上です。原案を見ますと、一番最初の基本的な考え方のところ、第1次・第2次流域委員会でさんざん議論して提言の中でも提案した「生態系が健全であってこそ、人は持続的に」云々、また「川が川をつくる」ことを手伝う」という考え方を念頭に実施していくというふうなことがもう端的に、丸写しとっていいほど反映されているわけなんですよね。ところが、これが建前だといたしますと、きょうのご説明を聞いていると何か本音が出て、建前と本音が随分差があり過ぎるという印象を受けるわけです。それで、この基本的な考え方のもとになった提言というのは、これは西野委員が提案された環境哲学とかそれが背景になっているんですけども、それは予防原則なんですよ。

環境あるいは河川環境を扱う上では、人間は謙虚に対処していかなくてはならないと。そして現時点における科学的な知見だとかあるいは経験に基づいて、わからないことはやめておいて、そして次世代にそれをゆだねていこうというふうな謙虚な考え方で環境については取り組んでいこうということがこの基本的な考え方の背景にあるわけなんです。ところが、この考え方はダムというものとはなかなか相入れない考え方なんです。そこのところのいわば折り合いといいますか、それを考え方としてどう説明するのか、悩むのか、そしてそれを実際の施策としてやっていく場合にどういうふうに取り組んでいくのかということが、その真剣さが見えないわけなんです。私は、きょうの説明を聞いて特にそのように思いました。

○宮本委員長

いろいろ出ましたのでまとめて答えてもらいたいと思うんですけど、その前に、さっき深町委員がダムに比べて堤防の越水のお金が高くつくということがよくわかりましたとおっしゃったけれども、それはまだですよ。これから議論する話で。

○深町委員

わかったというのは、そういう情報が。

○宮本委員長

一言言っておかないと、これ議事録に残りますから。

○深町委員

済みません。私自身はわかったわけではないですが、そういう情報が数値として見えましたという意味です。

○宮本委員長

ああ、そうですね。そういう数字が出たということはわかりましたということね。

○深町委員

はい。

○宮本委員長

はい、わかりました。それでは、だれですか。小俣所長、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

私、先ほど手を挙げさせていただきましたので。私も参加したのは最近ですからどこまで深くお答えできるかというのはありますけれども、私なりに理解しているところは、先ほど本多委員なり中村委員なりから過去1次・2次の委員会でいわゆる環境に対する基本的な考え方が出されて、今ほど川上委員がおっしゃったように生態系が健全であってこそというものが出されたと。我々は当然それをきっちり受けとめた上で、では原案をどうするかということに悩みを悩み抜いてつくってきたというつもりでございます。

特に今2点ぐらいあったかと思うんですけれども、流域の生態系の健全性を科学的なり具体的に評価するという部分については、前回の意見書でも、まだ技術的に十分確立してない面もあるという部分については委員会としてもお認めいただいていると思うんですけれども、幾つかのいろんな考え方があるということは我々も認識しておりますし、そういったもので評価できるものは評価すべきだということも思っております。

ただ、今ほど川上委員がおっしゃったように、ダムというものは環境に対するインパクトが非常に大きいあるいは致命的な部分があるので後回しに考えろというのが、流域の中におけるダムの環境への位置づけを考える出発点だというふうに与えられたと。これが一つの環境に対する総合的な考え方であったのかなというふうに私は思っております。その中で我々先ほど来、きょうの説明が治水に偏っておるのはそういった意味でして、なぜ我々がダムが要るのかということ、私も4月に参加して以来さんざん委員長も含めて皆さんから問われているということだったということなので、こういうことでダムがどうしても要るんだという説明をさせていただいています。

ですから、資料はどうしても治水の話ばかりになっているのですけれども、なぜ我々がダムを選択しなければいけなかったのかというところを説明させていただいたというつもりであります。ですから、こういう総合的な検討という意味でここで書かせていただいたのも、そういう選択の手段としてのダムの位置づけをここで述べさせていただいたというふうに考えていただきたいというのが我々の説明でございます。まず1点その部分を述べさせていただきかけたということ。

それから、先ほど久委員がおっしゃったように、ダムの代替案としての検討もこれまでいろいろと資料は出させていただいているんですけれども、私も前回・前々回何度か手を挙げさせていただきましたが、やはり委員の中でのご議論ということで十分な説明をさせていただけなかったという

か聞いていただけなかったという思いもあって、きょうまとめてお話をさせていただいておるわけ
でして、我々の過去の議論を積み上げた上での今回の原案あるいはきょうの説明をさせていただ
いているというつもりでございます。ここで全部が全部ダム環境評価を、計画上の位置づけから環
境のインパクトからまた全部出せということではなくて、我々は過去の積み上げの中でダムとい
うものが環境に与える影響を考えていろいろ検討したけれども、やっぱり最後はダムしかなかった
というものをいさしていただいたのが総合的なものだということをもまず申し上げたいというこ
とでございます。

○宮本委員長

今の話はあれなんですけれども、今多くの委員がおっしゃったのは治水・利水・環境の総合的
検討をしてほしいと。その総合的検討のとらえ方が、この原案を出された河川管理者と今までの
1次・2次・3次を含めた委員会側とがどうも食い違っているものだから、そこがいつまでたつても
議論してもかみ合わないというところがあったんですね。ですから今回意見書の中で、もう一
度そこについて一緒に考え直してみましようやと。今の原案の中身では、やはりそれは今までの議
論の積み重ねじゃないだろうということを皆さん方はおっしゃっているわけですよ。ですから、も
う一回そこについて河川管理者と我々と一緒になって、そこをどういうふうにして考えたらいいの
か、どうやって見直したいのかということをやっていききたいというのがこの意見書ですからね。
そういうことはよろしいんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

我々は、1-1-5の資料について先ほど幾つかのご意見をいただきましたけれども、原案を出
した時点で、先ほど言いましたようにもともと流域全体の生態系の健全性の中でダムをできるだけ
選択しないという中で、具体的に最近の昨年度の前半の状況を勘案してきょうのご説明をしたよ
うに、やはりダムをやらないと、先ほど申しました1地域だけの犠牲を前提にしてということまで担
保できないという思いで原案を提案させていただいているということで、そのもとでご議論をして
いただくということだったということをおもってございましたので、先ほど来、この8カ月たってと
いうところも申し上げているということでございます。

ですから、委員長おっしゃるように現時点でまたそういうことなんだよと言われると、我々とし
てもそれであればそういう議論が、先ほど部長が申しましたように専門的見地からいろいろあつた
上でということ今を迎えていただければ、我々としてもいろんな具体的な提案もあつたのか
なと思います。いずれにしてもきょうご説明したのがまさに、先ほど来先生方からいただいている
環境に対する考え方がおかしいんじゃないかと言われているところについては、我々としてはそう
いう思いで、決して生態系の健全性をないがしろにしているということではないと。個別の1次・
2次で出されているいろんな環境面の取り組みについては、もう既にいろんな形で取り組ませてい
ただいておりますので、そのところも含めて環境について考えているということでございます。

○宮本委員長

今の説明を聞かれても、今発言された委員の方々はなかなか納得されていないように私は思えるんですけども、この議論を今ここで延々とやってもこれは仕方ないので、時間がかかりますので、いずれにしても、この治水・利水・環境の総合的な検討、それからそれに伴う河川管理のあるいは整備の転換ということについては、実は積み残しの課題の中に流域の統合的管理システムについて具体的に議論しようというのが入ってます。これについてはまだじっくりと議論をしていないということがございますので、ここでやっていきたいと思うんですけども、ぜひ河川管理者に認識していただきたいのは、今の原案の中身の話、それからきょうの補足的な説明を聞いて、今これだけの多くの委員から「どうも違う」という意見が出ていることは事実なんです。食い違いがあることは間違いありません。ですからその食い違いをできるだけ埋めるようなことを今後の審議の中で、流域の統合的管理あるいは総合的な河川環境のいろんな議論の中でやっていきたいと思うんですけども、それでよろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ちょっと確認をしたいんですけども、私の感覚で言うと、これできていないと、不十分だとか調査とかもできてないしということいろいろご批判をいただいているところなんですけれども、今回この場でちょうど12月の末にもやったときに、川上ダムのいろいろご審議していただいたときにも、たしか山下副委員長の方が取りまとめされていたときに、環境のいろんな考え方について環境の先生方に意見を出して、どういうふうに取り組むべきなのかと、こうすべきじゃないかというふうな積極的な建設的なことを出すべきじゃないかということで話をしてたんだと思うんですけども。

結局そういうふうなことは、我々はきちっとそれが見えていないような状況のまま今を迎えているわけでごさいます、そのときに、それは大きいものから小さいものからあるかもしれませんが、我々としてはダムの今までの検討の中でそれぞれのところで専門家にも聞いて、こういうものの調査が足りないからやってこいということをやって、それについて実施してきたわけなんです。ところが、何かよくわからんものに対してやってないというようなことを言われているような面がすごくあるというふうに感じております。

○宮本委員長

今先ほど西野委員から具体的に環境目標が立てられるんだと、それはトータルではないかもしれないけど個別個別でもという話がありました。それから中村委員の方から、こういうふうな経済比較するとき、いわゆるお金としては出ないかもしれないけれども環境コストということをどこまで含めて議論しているんですかという話がありました。どこまでされたんですかという質問がありました。そういうふうな問いかけをされているわけですよ。だから、そういうものについてもやはり検討しないかんです。それをきょうはできませんので、こういうふうな食い違いがあつて

委員からこういう要請が出ているということを踏まえて、今後の審議の中で、これはまさに原案の見直しの中身だと私は思いますけれども、それをやっていくということでもいいですね。そうでないと、これはもう逆に言うたら、今ここの委員が何を言おうと我々はもう十分やったんだから聞く耳を持ちませんということになってしまいますよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

ちょっと幾つかあるんですが、1つは今の環境の議論は、ちょっと言い方があれですけども、またぐるぐる回りしてるなという感じが。今までも環境が出たときに何度か同じようなお話を聞かせていただいて、それぞれの意見を聞かせていただいている、一つ一つは大変傾聴に値すると思うんですが、概念的な話のところにとまっているのではないかなど。

我々が環境・治水・利水を総合的に検討するように転換する必要があると言っているのは、これは気持ちのあらわれとしてそう言っているわけで、今それがちゃんとできていますとはとても言えないのはわかっていますけれども、そうするつもりだしこれまでも努力しているしもっと努力するつもりだということなので、具体的にこういうことをやればいいのかということをアドバイスいただけるのであれば、それはぜひありがたいということです。ただ、今河川管理者が示しているものは総合的に検討しているとは言えないよと突き返されても、何を言われているのかが、どうお返ししているのかわからないというところがある。具体的にピンポイントのご質問でもしお答えできるようなものならこれはまたお答えしないとイケませんが。

それから、ちょっと感想の域かもしれませんが、環境の話がもう1つあって、全体の環境の話とダム環境の話がちょっとまざっているのかなと思って聞いてました。ダムの場合はダムをつくることによって今ある環境が改変される。それをどれだけもとに戻すかというところで目標設定か何かできるのかもしれませんが、もう1つは今最後に委員長がおっしゃったことがそうなんですかね、淀川水系全体の環境の目標をどこに置いて何をするかみたいなこと、これはこれまでの議論の中でも結局は定量的な評価ができていなくて、昭和30年代後半とか何とかいう言い方ぐらいで済ませてきているしかなかったというのが実態だと。六、七年議論してそういう実態なのではないかなど。ここのところできちっと目標を立てるだとか、その達成度合いを定量的に評価するとかいうのは難しいという結論に既になっていたように思うんですが。というのが2つ目の議論です。

それから、何人かのご発言の中でちょっと気になったのですが、これは我々の資料のつくり方の問題もあるかもしれませんが、きょうお出しした資料だけ見て何か不足というようなことをおっしゃっておられる場合があるんですけども、先ほどから申し上げますように、これまで出した資料を全部見ていただいている前提で議論すべき点だけをピックアップしているつもりですので、きょうの資料で我々の言いたいことが全部言い切れているわけでは必ずしもありません。だからきょうの資料にこれが抜けているというのは、ちょっと指摘としては当たらないんだと思っています。

○宮本委員長

今河川部長から、環境について概念的な議論だけがされていて、どういうふうに議論していったらいいかというところが提示されていないということをおっしゃいました。これについては第2次の流域委員会においても、流域の統合管理という面でこれについてはまだ委員会においても議論が十分にされていないということはおっしゃってます。当然それが第3次でもまだ十分されていないことは間違いありません。

ただ、このことを避けて、だからもうこれについては議論せずに進んでいこうということじゃないことは確かなんですよね。これは物すごく大事なことですからね。ですからこれを、次の積み残しのテーマの中で非常に大きな骨太の議論としてやっていこうということを言っているわけです。その中で各委員からも多分いろんな提案とかこういうことをするというアドバイスがあると思うんですよね。それを河川管理者は真摯に受けとめていただいて、この委員会と河川管理者の間の溝を何とか埋めることを努力していただきたいと思います。

そういうことで、これについては次回以降の委員会で残されたテーマとしてやっていきたい。その議論を踏まえながら河川管理者は原案の中の関連するところで修正すべき点あるいは見直すべき点があれば見直していただきたいというふうに思います。

では竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

今の河川部長の発言の中に、環境サイドからのダムに対する総合的な判断がされていないという批判が理解されていないように見受けられましたので、もう一度意見をいわせていただきたいと思います。例えば川上ダムの話で言えば、局所的に価値のある自然にだけ目を向けており、木津川が持っている現在の課題に対してどういう環境影響が出るかについては検討不足であり、流域全体の河川環境をどう改善していくかという観点からダム計画には抜けているということです。しかも総合的に判断するということは、ダム以外の方法によって治水・利水を満足させる方法はないのかについて、それも1つの代替案ではなくて複数のものを組み合わせたときにどうかを検討することです。そして、木津川の河川環境の改善に寄与する部分についても、複数の組み合わせの代替案でどのくらい効果があるかを同列に評価をしていく形でダム計画を見直す必要があるということです。

現在のこれまで提示された全資料は、どちらかというと治水と利水の目的で計画されたダムの環境影響しか見ていません。つまり、木津川が持っている環境の課題や環境をよくするための要請が欠けています。よい自然を残す要請と同時に、木津川が持っている環境の劣化要因をいかによい方向に持っていくかという観点が必要です。その具体的な例としては、木津川は現在土砂の供給が細ってきている状況があります。これは高山ダムが名張川からの供給を止めている、布目川ダムが止めているというのもあると思います。本川からかろうじて粗砂がどんどん流れ込んできている状況

があるわけでして、そこをさらに止めたら木津川が将来的に一体どうなってしまうのかに関してしっかりと検討された上で環境影響評価をしているのかという問題があります。そういった視点の環境調査や検討については、私は明らかに不十分であると思います。環境の視点から好適な手だてはどうかということを長い目で考えていく必要があると思います。

環境サイドからのダムに対する総合的な判断がされていないという批判が理解されていないように見受けられましたので、もう一度意見をいわせていただきたいと思います。例えば川上ダムの話で言えば、木津川の環境が持っている現在の課題に対してあそこにダムができるとどういう環境影響が出るかについては、非常に局所的に価値のある自然にだけ目を向けて、あのエリアの河川環境をどう改善していくかという観点が必ずしもダム計画には抜けておると。しかも総合的に判断することになれば、ダム以外の方法によって治水・利水を満足させる、それも1つの代替案ではなくて複数のものを組み合わせたときに、私が申し上げた木津川の河川環境の改善に寄与する部分というのが、それぞれ複数の組み合わせの代替案にどのぐらい効果があるかについても同列に評価をしていくというような形でダム計画を見直す必要があるということですね。

現在のこれまで提示された全資料は、どちらかという治水と利水の目的で計画されたダムの環境影響しか見ていないと。つまり、木津川の持っている環境の要請、環境をよくするための要請、これはよい自然を残す要請と同時に、木津川が持っている環境の劣化要因をいかによい方向に持っていくかという観点、その具体的な例としては、木津川は現在土砂の供給が細ってきているわけですね。これは高山ダムが名張川から来るのを止めている、布目川ダムがとめているというものだと思います。本川からかろうじて粗砂がどんどん流れ込んできている状況があるわけでして、そこをまたとめたら木津川が将来的に一体どうなってしまうのかに関してしっかりと検討された上で環境影響評価をしているのかと。そういった視点の環境調査については、私は明らかに不十分であると思います。環境の公的な手だてはどうかということを長い目で考えていく必要があると思います。今の補足の意見です。

○宮本委員長

では西野委員、お願いします。

○西野委員

先ほど谷本部長さんの方から、淀川水系全体の環境の目標をどう置くかについて議論されてないという話でしたけれども、確かに集中的な議論というのはされてません。なぜされてないかといいますとデータが集まってないからなんですね。ぜひお願いしたいのは、淀川水系全体の環境に関するデータを一元的に集めていただいて、それを提示していただきたいということです。それをしない限り概念的な議論しか出ないのは当たり前です。きちんとしたデータを示していただきたい。

そうすれば水系全体としてどのようにしたら守れるか、あるいはここはホットスポットで守りましょうと、ただここはもうかなり劣化していると、そうするとこの地域を中心にこういうやり方

で集中的に再生をしていこうというふうな方向性というのは出てくると思うんですね。

今まで一度もそういうようなデータというのは出てません。例えば、琵琶湖の水位操作であるとかそういう現象については個々に議論はしましたけれども、流域全体の生態系の復元について議論したということは一度もありませんし、そういうデータ、情報自体も提示されてないわけです。ですから、ぜひ国交省が中心になって流域全体の環境の資料というのをきちんと提示をお願いしたいと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

ちょっときょうはしゃべり過ぎてて済みません。今の竹門委員あるいは西野委員のお話、これは別に反論しようと思っているわけではないんですけれども、委員会の中で審議されていて個人個人のご意見に一々反応するのは適切じゃないと思ってましたので、こういう場合には余りしゃべらないことにしてましたけど、今はちょっと幾つか触発されることもありましたのでもう一度お話をさせていただこうと思います。

今私たちが思っている環境・治水・利水を総合的に考えるというのがどのレベルまでできるか、水系全体のことを総合的に見てというような言葉では何ほでも言えるんですけど、何をやったら総合的に見たことになるのかというレベルを考えたときに、実際にできることとできないこととかなりギャップがあるんだと思います。概念としてはそのとおりだけれども、どこまでやれるかということですね。例えば流域の環境に関するデータを一元的にそろえてと言われても、どこからどこまでかというところは正直言って今私は全体としてまだびんとこないんですけれども、例えば個別にこれまで観測しているデータだとかそういったものはあるんだと思いますが、それだけで本当に足りているのかどうかということも含めればいろんな議論があると思います。

それから、ちょっと今しゃべりながら何を言うか忘れてしまったんですけれども、土砂のこととかもおっしゃいましたね。これは個別には調べてある、データもお示しはしたと思うんですけれども、それだけでは不十分ということなのかもしれません。ここら辺になると、やりたいことや、やろうと思っていること、あるいはやるべきことと、実際に今の我々の技術力なり予算なり陣容なりでできることとのギャップがあって、ここまでやらないと、という高いハードルがあっても、それがよいことだというのはわかりますけれども、全部できるかどうかというのがわからないということを感じているんです。さっきちょっと概念的と申し上げたのは決してけなすつもりで言ったのではなくて、方向としてそうだとすることは大変よくわかるんですけど、では具体的にどこまで何をやればいいのかというのが、我々がしっかりイメージを持つことがまだできていないということなのかもしれません。そういう意味で申し上げているんです。

○宮本委員長

いずれにしても河川管理者は、これまでの河川整備のあり方や管理のあり方を転換して環境・治水・利水を総合的に考えるということをおっしゃっているわけですね。それを今河川部長は、それが具体的にどこまでできるかわからないと。それはそうだと思うんですよ。ですから、それを議論したらいいんですよ。データというたって今こんなしかありませんと。その中でどういうふうにこの時点において判断するのかということ議論すればいいわけですから、同じ方向を向いていると思うんですよ。ただ、今各委員は、その方向は同じだけれども具体的な原案の中身についてはそういうふうになってないということが多くの人意見だと私は思っています。

中村委員、済みません。

○中村委員

1点だけ非常に大きな問題でこの全体の原案を左右するところが、どう扱うのかというのは今の議論と関連するんですけども、実は1期・2期の非常に大きな議論だったのは丹生ダム对环境に対する影響をどう考えるかということで、いろんな提案があつたりしたんですけども、原案の中での位置づけは、丹生ダムについては引き続き調査をするということで、その議論ができないと。特に、非常に大きな要素である環境の問題も議論ができないし、それから今後どういうふうにこの問題を考えていくのかということが提示されてないということがあるので、この意見書でさわっているのは異常渇水時の緊急時の補給をめぐるダムに対する考え方ということだけで、非常に限定的な位置づけになっているわけですね。これはきちっと認識した上で、今後どう扱うのかというのは委員会の中でも河川管理者と十分検討して、この扱いは非常に重要だと思いますので、ぜひ結論を出した上で審議を進めていくというふうにしていただきたいと思います。

○宮本委員長

それでは。まだありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

もう一回お願いします。西野先生や竹門先生がおっしゃった環境に対して我々は、例えば目標を立てていく、あるいはそのために必要な調査をやっていくとかそういう方向性は全く共通なものだと思ってまして、そういったことができるようになってさらにより具体的な共通認識が持ちやすくなるということは全く一緒だと思っています。今、我々がとにかく現時点であるいは6年前からずっと議論をして早く整備計画をつくりたいということをやってきて、その中で最後のこの3次の委員会の中で、特に環境面も考えればこのダムの、新たに我々が原案をつくって我々が環境も治水も利水もというところの治水を考えたときに、やはりもう一度大戸とか川上とかの位置づけを考えなければいけないということで原案を提案させていただいて、だからこそその位置づけの重要性が環境を考える総合的な議論のまさにポイントといいますか、かぎだというふうな認識を私は持つておったんです。今ほど環境系の先生方のおっしゃっていることについては我々も継続的にやって

いかなければいけないと思っておりますし、そのための努力も当然しているつもりではおります。

ですから、今ちょっと治水の議論が逆に後回しになっているような感じになっているんですけども、そこがまさに私も最近参加して以来、だからダム必要性について今やらなければいけないことをきっちりと説明せよと言われていたというふうなふうな考えてきていると。ですから、ずっとこの長いスケジュールの中でいろんな議論をしていただきあるいはご提案をいただいて、いろんな形の改善や環境面の改善をしてきておりますし、現場でも芽が出ている部分もあるかと思っておりますけれども、整備計画の案を今回まとめさせていただくというところの環境についての総合的な検討のキーがダムの治水の必要性のところにあるということではなかったのかなということを感じておるところでございます。

○宮本委員長

それはワン・オブ・ゼムですよ。もうこれは長くなってあれなんで、結局この意見書の2の環境・治水・利水についての総合的な検討について我々は今こういう中身について求めました。これについては今各委員がやるおっしゃったように、委員としてこういうことは見直してほしいということなんです。それは決して河川管理者だけじゃなしに我々も一緒に議論していくということですので、これは今後、次回以降この議論を行っていくということにさせていただきます。

時間が大分過ぎましたので、あと、この同じ資料の利水のところだけは休憩前に議論だけしておきたいと思うので、利水についてこのペーパーについてご意見やご質問がありましたらお願いいたします。では川上委員の方から。

○川上委員

川上です。原案には課題のところ、開発水量と実績最大水量に乖離が生じているというふうに河川管理者は明確に認識をしておられて原案には書かれているわけです。その今後の姿勢として、利水者間の用途間転用を行うに当たっては関係機関と調整するというふうなことや、積極的に用途間転用等の水利用の合理化に努めるというふうに書いていらっしゃるわけですが、きょうのご説明で7ページの2つ目の丸のところに「水源の転用については、将来の需要や」云々とありまして、「利水者が判断すべきである」と説明されました。それから次の丸のところで「水源の転用により、新たな水資源開発施設によらずに取水が増えることは、水系全体としては、現状より利水安全度の低下となる」そして「現時点において、河川管理者が利水者に対して転用を強く求めることは適切でないと判断している」というふうに説明をされたわけなんですけれども、これは、原案に書いてある考え方ときょうの説明とは非常に大きなギャップがあると思うんですけれども、そのところをもう少しわかりやすく説明していただけますか。お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

これはちょうど1月のときにもご説明した中で水需要の抑制に向けてというところでもご説明している内容と同じで、原案というよりはこれまでの説明の中で我々がきちっと補足・再説明をした

ところでございますけれども、水利権量というものがございまして、実際今の実力というものは非常に低下をしているという状況があるということが十分把握されていないのではないかと思います。水利権量があるという実態はありますけれども、実取水量との乖離のことだけに着目されていると。実際の実力、供給能力というものは今は非常に減っておりまして、実取水量と実力との間は非常に均衡しているという状況です。ここで今水利権量が実取水量を上回っているからといって、その部分を他者が新しくその権利の分だけ使って取水をするとすると、水系全体の取水量がふえるということになります。ですから、今供給能力、実力が減っている中で新たな新規の利水者が水系全体の中から水源を使うとなると、新たな水源を確保せずに転用をもって使うとなると、利水安全度の低下につながるということです。

○川上委員

いや、その用途間転用でしょう。Aという利水者が $5\text{ m}^3/\text{s}$ という水を持ってますと。これをBという取水者が必要としていて、できるだけ安価に取得したいと考えていると。それでAからBに $5\text{ m}^3/\text{s}$ 譲ると。別に取水量がふえるわけじゃないですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

今使っているものをだれかがやめて突然ほかの人に渡すのであればそうなりますけれども、今使っているのはもう実取水量としてとっておられるわけですよ。今まで節水の努力としてとらなくなった部分を、とれる権利があるのでその部分をお渡しするといったら全体としてふえるじゃないですか。その視点が抜けていると申し上げております。

○千代延委員

千代延です。最初に1つお尋ねしたいんですが、この前出した意見書では、川上ダムに関しては伊賀水道用水についてはこれは利水者会議を早く立ち上げてその中でご検討いただきたいと、同じく丹生ダムの異常渇水対策についても同じように利水者会議でご検討をお願いしたいというふうに要請しているわけですが、きょうのこれは、もうその必要もなくものとおりにやりたいということなんでしょうか。これが1つ質問です。

それから、この前、大阪市というのを具体的に挙げるべきかどうか、その辺はどちらでもいいんですけど、今利水や水供給の実力が低下しておると、大体80%ぐらいになっておるというそのこと自体にはまだ私は疑問は持ってますが、それはまあ一步譲って80%にしましても、調査官のおっしゃっている大阪市が今水の供給能力が落ちている中で、水利権量の80%としてどれぐらい水の実需要との乖離があるというふうにお感じなのか。それからそれに関連して、大阪市は水需要を精査・確認されておるはずですから、大阪市の水需要計画、見通しといいますか、それをまだ一度も示してもらっていないわけです。それを早急に示してください。

下流では需給がバランスしているとかいうふうな漠然としたことを話す時期ではもうないでしょう。早く最終的な答申書を出せとおっしゃっているときに、そういう具体的なものなしに「代替案

の検討はこれ以上できない」というようなことにはならないと思うんですよ。そういうものを出していただいてこそ具体的代替案が検討できるというふうに私は思います。ですから最初の質問にまずお答えいただいて、次の方をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

利水者会議につきましてはこの8ページにも書いてありますように、我々としてもこの「平常時からの水利用の情報交換」であるとか「水需要抑制を進めるための利水者との連携」であるとか、そういうことをやるということは原案のときにも書いておりますし、これについては早期にこういうような常設化も含めてやっていきたいというふうに思っております。

今の千代延さんの方のお話の中で、淀川の実力の問題のことは漠としていて余り問題がないというのは、これは我々河川管理者の方としては非常に問題であると思っております、今回の下流の方で取水をしていたものを転用することによって上流の方になるわけですから、その部分でこの下流の方まで供給というか、下流で供給するために上流から流れてきた部分まで上流の地点で失われることも含めて考えなくてはいけないということです。それもこれまでに申し上げてきたとおりでと思います。ですから、そこについての評価、我々河川管理者としてやはりその他の利水者に与える影響であるとか、河川の流況自体が今非常に厳しい中での回復ということも含めてそれは考えないといけないですし、その前に利水者として大阪市さんの方としても今後の需要を見込んでみると、今転用を進めるような水源はないということを議会でもお話しされているという状況でございます。

○千代延委員

千代延です。まず最初の利水者会議を立ち上げて、具体的に2つですね。伊賀市水道用水の代替案について検討していただくということと丹生ダムの異常渇水対策、これは利水者会議を立ち上げて検討していただけるんですか。このことをひとつはっきり教えてください。もうそうする必要はないとおっしゃっているんですか、今からやっていただけるんですか、そこです。我々はやっていただきたいというふうに言うわけです。ひとつそれを最初に教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

これまで我々の説明としてはずっと一貫してご説明しておりますし、最近の利水者の方の状況も踏まえますと、今何を議論すべきかというか、もうある程度一定の方向は、この中で利水の方向というのは出ていると思うんですよ。

○宮本委員長

的確に教えてください。千代延委員のおっしゃっているのは、利水者会議を早く設置して川上の利水それからアセットマネジメント、渇水対策、これについて、我々はそこで議論してほしいということで意見書を出しているわけです。それをするんですかしないんですかということをおっしゃってますので、それについてお答えください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

長期的な水需要の予測ということ踏まえて、それが今後の気候変動も含めてどうなっていくのかを判断するということには取り組んでいかないとしますので、利水者会議の中ではそういった議論をしていきたいと思っています。

○宮本委員長

それはやるということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○宮本委員長

わかりました。それは1つ確認ですね。

○千代延委員

はい、ありがとうございます。それからもう1つ。これは前に、川上さんも今おっしゃったんですけれども、7ページの2つ目の丸ですね。その最後の文「利水者が判断すべきである」という、これは前にも議論しましたが、これは原案でも、原案に書く書かないは別にして、河川は地域の共有財産であると。普通の私的財産権と違うわけですよ。ですから河川管理者はいろんな局面で水利権の10年更新とか、いろんなところで口出しをされておるわけでしょう。それは地域の共有財産という普通の私有財産ではないからそういうことをされておると私は思っとるんです。ですからこの「利水者が判断すべきである」というのは非常におかしいと思うんです。これに対するお考えをひとつ教えていただきたい。

それからもう1つは、先ほどお願いしましたが、実際の大阪市の水需要計画、最新のものを把握していらっしゃるはずですからそれを教えてください。2つです。以上です。

○宮本委員長

河川管理者、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。先ほどちょっと舌足らずであったんですけれども、我々をご説明しておりますのは、水源の転用というようなことについて、まだ気候変動とかそういう状況がある中で今ただちに水源を転用することは難しいと利水者がご判断されているということ尊重すべきではないかというふうに思っているということです。我々自身も、その長期的な変動の中でどうなるかわからないということの見きわめもしていかないといけないというふうに考えているわけですから、それに向けての利水者会議ということはきちっとやっていかないといけないと思っていますのでございます。

当面の問題としては、今水源を保有するという意向もご説明されているところですし、それはもちろん皆さんのこれまでの利水者の方々のユーザーも含めた中でのご判断というようなことで、

我々としては尊重していくというふうに考えているわけです。先ほど申し上げたのは、仮に今転用したとしても河川管理上の問題もあわせて持っているので、我々としてはそれを積極的に調整するというような状況ではないということをご説明したところです。

○千代延委員

やらなきゃならんとは思ってますと。どういう状況になれば調整をされるんですか。例えば気候変動なんて簡単にわかりませんよ。気候変動のことがわかれば調整すると言って、そんな10年や20年でわかると思いますか。要するに自分たちの仕事を放棄しとるのと一緒じゃないですか。私はそう思うんですけれども。どうなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

今そういうふうなわからないことがあるので、将来足りなくなってきたときにそのような問題もというご判断されていることは尊重しないといけないと思いますので、そのようなご判断もあろうかと思えますし、河川管理上の問題もあるというふうに思っております。

○千代延委員

気候変動とか何か、そのことを気候変動という非常に難しい要素ですね、それがあの間はもう河川なんかの調整をするというのはされないんですか。ここは大事なことですよ。そういうことを言いますと10年や20年はしないということになるんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

20年とか10年とかというつもりはないんですけど、今すぐではないと。

○千代延委員

簡単にわかるわけじゃないですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

今そこに出てますけど、節水型社会が形成されて今ある水利権で全部を使う必要がないと、よほどの不測のことかあってもこれでいけるという見通しをしっかりと持とうと思ったら、やっぱりそれなりの節水型の機器がもっと浸透するだとかという地域全体のライフスタイルの変化というのが当然要ると思っているんです。そういったことに対する努力は、我々これまでも節水キャンペーンをしたりもしてますけれども、利水者会議だとかも具体的にそのために働く、連携してやれる場になるのでつくっていかうと。その見通しが持てるようになったら当然水利権も見直すし、そうであれば水利権を転用することも、要は財産として、自分のためではなくてユーザーのための財産として持っているものを手放してもユーザーに万が一の心配をかけることがないという状態になれば当然転用のことができるんだと。それができるかどうかの判断は今はまだ多分できないので持ち続けるとおっしゃっているんだと思いますし、私たちとしても今その状態であるのに手放していいではないですかと手を突っ込むような段階ではないと思っているということです。

○川上委員

その許可水利権、一定の期間ごとに審査して更新されますよね。そのときに、やはり長期的に乖離状態が続いているところは、適切に指導するなり判断するなりしなくてはいけないのではないかなと思うんですけど、そこはどうなっているんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

当然、そういう変動があるものについては、水利権の見直しを頻繁に行うとかいろいろなことで我々も対処しているわけなんですけれども、やはり先ほど申し上げましたように、水利権を見直すという前提の前に、長期的に安定的にそういうふうな状況になったかというようなのを利水者も含めて、我々河川管理者も確認する必要があるということです。

○川上委員

先ほど千代延さんが指摘された大阪市なんかは、もう30年間にわたってずっと水需要が減り続けて、最大取水量もずっと30年間減り続けているんですよ。これ、安定的な減少だというふうにとらえなくして、どこを根拠とするんですか。私は非常におかしいと思いますね。

きょうのご説明のこの文書を見ると、この水需要管理、本当にやる気があるのかと私は思いましたよ。この説明ではね。原案の文書からはこういうことは読み取れないんです。説明を受けて初めてわかったわけです。だから、きょうあえて発言しているわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

その先ほども申し上げました実力の問題のことというのは、これまで申し上げておったのですが、大阪市についても水利権量と実取水量の乖離だけを見てはいけないということを我々が申し上げているところでして、実際の大阪市さんが持っている供給能力と実取水量の関係、それから水系全体でほかの利水者も含めた実力と実取水の量の関係、それを両方見ないといけないと思っております。今、おっしゃっているのは、水利権量と実取水量の関係の乖離だけを見てお話をされているのではないかとこのところは、それだけでお話はならないと思います。

○千代延委員

大阪市は河川管理者の方から実力80%というふうに出されてますね。上水道だけでも二百六十七、八万 m^3 持っておるんですよ。それを8掛けして今の実態といくら乖離しておるか御存じですか。8掛けした数字とこの10年ぐらいの乖離しておる状況を御存じですか。いくらぐらいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

淀川本川で言いますと。

○千代延委員

いや、大阪市。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

いや、我々としては、ちゃんとほかの利水者への影響のことも考えないといけないのですけれど

も、淀川本川の下流で見ると大体実力というのは75m³/s程度になってます。ここの近年のところですね。これが供給実力というような状況になってます。

○千代延委員

あのデータを見れば、あのおりだからそれはもう。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

済みません。それから、実取水量は近年のデータを見ると73m³/sぐらい。極めて均衡しているというような状況なので、それでその気象状況のところになったときには、その状況というのは均衡している状況から悪くなるということ、これは河川の流況だけではなくて、ほかの利水安全度にも影響するというふうに思っております。

○千代延委員

時間とって済みません。話がかみ合わんからですけどね。

今、具体的には大阪市に何とかしていただこうと考えているわけですよね。そのときにどうして下流全体ばかりのお話をされるんですか。大阪市の話をしてくださいよ。

それともう1つ。もう言いませんから。大阪市の直近の把握されとる水需要計画、これを早急に提示してください。以上です。

○宮本委員長

今、おっしゃっているように、利水者会議は早急に立ち上げる、そして川上ダムの話、渇水対策の話、異常渇水対策の話はテーマに挙げるということはおっしゃったんで、今おっしゃっているのは結局それは大阪市だけの問題ではないと、ほかの利水者にも関係するのだということをおっしゃっているわけですから、まさにその利水者会議で議論してくださいよ。河川管理者は、これは前のずっと今までの中で水需要管理に転換するということは言っているわけです。原案の中でもそういうことを言っているわけです。ですから、その方向でその利水者会議でまず調整をしてください。その結果を我々にまた教えてもらったらいいいんですよ。今ここで河川管理者が何も判断して、多分そう思ってますでしょうからということじゃなくて、そういうテーブルをつくってそこで議論してくださいということは我々は意見として出しているんですから、それをぜひお願いいたします。これはここで議論しても仕方ないと思いますので。

あと、利水について、ほかご意見ございませんか。はい、岡田委員。

○岡田委員

この資料をいろいろ拝見すると「社会的実現性」という言葉が随分書かれていて、多分これが1つキーワードだと思うのですが、河川管理者としては、例えば利水の問題に関していえば、節水型社会を近未来的に想定した対応というのは非現実的であると、将来はあり得るかもわからないけれども、現時点でそれを想定した対応は無責任であるというふうにおっしゃっていると私は理解しました。私は、それはそれなりに1つの見解だと思うんですね。

ただ問題は、まず1つはこの7ページのところに水需要抑制云々で、節水型社会はでもやっぱりつくらなければならないとおっしゃっているんですね。それで、利水者や利用者と連携して、粘り強く継続的に取り組んでいく必要があると。その努力の結果、水需要が抑制され、取水量が長期的、安定的に少ない状況で推移するようになれば、精査し適切に実施すると、こうおっしゃっている。それでは「その努力の結果」というのは、大体いつぐらいを見通しにするのか？

それから、この河川管理者自身がこれにどのような関与をしていくのかというところが読みづらいたと思います。

したがって、「今この直近で難しい」というのは1つの見解ですが、では将来に向けて節水型社会をある程度に移行することを前提にした対応というのをどういうふうに組み合わせいくのかということについて、具体的なアクションプランというのが見えにくいというのがポイントではないかと思えます。その点で利水者会議をどういうふうにするかとか、いろんな試行モデルをどういうふうにしていくかということがポイントであり、それなりにここで提示されているんだと思えますが、もう少し踏み込んでこれをどういうシステムとして、いつの時点で、どういうふうに行っていくのかというところが1つ議論のかぎになるかと思えます。

もう1つは、この7ページの一番下に水源転用云々で、最後に「現時点において、河川管理者が利水者に対して転用を強く求めることは適切でないと判断している」と、こうお書きになってます。私はここで、現時点においてということと利水者に対して転用を強く求めるということ、これが2つのポイントだと思うんですが、それが今は適切ではないということです。ちょっとお尋ねしたいのは、現時点においては適切ではないのだけれども、今後転用を強く求めるということはまず権限としてできて、そういう意思を持とうとされているのかどうかというところ、今すぐでなくても結構ですが、私はこのところがかかりかぎだと思えます。以上です。

○宮本委員長

それでは、今のはまた次の委員会の中の議論でさせてもらうということで、いずれにしても今の具体的なアクションプログラムの1つが利水者会議で議論してもらおうということですので、それはぜひお願いいたします。そして、この委員会にフィードバックしていただきたいと思えます。

それでは、ちょっと長引きましたけれども、ここで休憩をとって、その後、治水の話を行いたいと思えます。庶務の方、お願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、15分の休憩に入りたいと思えます。会議再開を4時15分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[午後 4時 0分 休憩]

[午後 4時17分 再開]

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

ご着席をお願いいたします。会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

済みません。会議の再開ということで。

それでは後半、再開したいと思います。後半は治水計画、それからダムも含めての話になってございますので、これについては司会進行を山下副委員長の方でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山下委員

ということですので、多分治水、ダム、堤防に絡む話なので、私が進行役をした方がスムーズにいくだろうということなんだろうと思います。ご了解ください。

それでは、審議資料1、1-1-1、1-1-2、1-1-3、合わせてどこからでもご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

井上さん、何か補足的な説明があるんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

きょうは、河川管理者から質疑させていただくということだと思いますから、我々が説明したところなんですけれども、逆に流域委員会の方にお聞きしたいという点があるのでお答えいただきたいんです。我々としては淀川本川のところを中心に評価されて、ダムのところについて量的なことも含めて評価をされたりしている、あるいはパターンも淀川本川のところでの33分の2というふうな形で言われているんですけれども、これは私自身、先ほどご説明をさせていただいた中で、流域全体として安全度の向上というような評価をどこでどうしているのかと、そういうことが意見書の中で十分見当たらないというところで、それについて流域委員会側でどうやって考えているのかというようなことは、ぜひご見解を求めたいと思います。

○山下委員

審議資料でいうと、1-1-3の11ページのところです。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

はい。「流域全体の視点の欠如」というところがそうですね。

○山下委員

視点の欠如という、このあたりですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

ええ。それとダムの上流、中流部における水位の低下ということについて。

○山下委員

何かボールがむしろこっちへ飛んできたんですが、宮本さんの方からございますか。

○宮本委員長

まずダム必要性、どうしても必要だという理由で皆さん方が出されたのは、上流で掘削をすることによって計画規模の降雨が降ったときに、下流の淀川で何百 m^3/s 流下能力がふえます、ハイウォーターから何cmふえます、ですからこれをキャンセルするためにダムが必要ですよということをいわば一番メインでおっしゃったわけです。ですから、その点についての議論をやったわけです。

きょうもまずその辺を行っていきたいと思いますけどね。審議資料1-1-2の堤防の強化、これは実にこの数字はいろんな数字が出ているのですけれども、まず客観的なところからお聞きしたいんです。原案の52ページに堤防補強の延長と、それから構造図が載っています。このお金と延長と審議資料1-1-2の4ページ、5ページの延長とお金が微妙に違っているのですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

これは残りの要対策残区間ということですので、原案を提示したときに比べてこの19年度の進捗が進んでいるということで、その部分で少なくなっている部分は少なくなっております。

○宮本委員長

それは4ページですね。4ページのところがあれですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

ええ、そのとおりです。

○宮本委員長

しかし、あれでしょう。例えば、淀川は20.2kmとなっておりますけれども、原案を提示されてからまた延長が伸びているのではないですか。淀川の堤防補強、これ実際に工事が進められて、去年の夏以降も延長が伸びているのではないですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

実際に現時点での今評価をしているので、原案を提示したときに20.2km部分というものは残りとしてあるということで、残区間の量としては今変わっていないということで、これは原案提示時点も今も変わっていないです。整備をしていっても、対策を実施しているところの内容としてで、残区間として全部ふえているわけではないということです。同じ工事の中でもやりかけているところと途中のものということで、途中段階のものであれば、必ずしも延長としては短くなっていかない部分があるということです。

○宮本委員長

本当にそうですか。まあ、それは細かいことなんでいいです。

そうすると、例えば5ページの淀川本川で5年間で約32km、190億円やりますと書いてますよね。この32kmと原案が提示されたときの20.2kmというのは何が違うんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

これは内訳をきちっと書けばよかったですけれども、32km、190億円というのはここに実施済みを含むということでございまして、原案の中では本川、4ページにもございますように126億円、残事業としてあるということでございます。つまり、その差額の64億についてはもう実施済みということなんです。

なお、この区分けが下の方は支川の緊急対策区間だとか支川ということで、緊急度に合わせて整理をしたものでありまして、上の方は支川ごとに分けているということです。この下の、ですから190億の残事業として残っているのは126億円、それと170億、470億円すべて足すと776億円、それに対して4ページの方が全部足すと721億円になっておりますが、これは猪名川が計上されていないということでご理解いただきたいと思えます。

○宮本委員長

そこをちょっとわかりやすいように、いろんな数字が出てくるものですから整理してお願いします。

それから、4ページの越水区間が69km、25kmとあるんですけれども、この越水区間というのはどういう基準で選ばれて、この区間を行うというふうになっているのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。ここで、我々としてここに前提として試算というようなことで、試算の考え方だと思うんですけれども、私どもといたしましても越水対策をここで考える場合というのは、全川にわたって越水対策を実施する必要があるというふうに考えたときですので、淀川本川であれば三川合流部以下のところでの69kmということ計上、左右岸を両方合わせて69kmというふうに計上しているので、同様に支川についても計上しております。

○宮本委員長

そうすると、これは全川ですね。いわゆる淀川河川事務所が管理している全川を越水対策すると。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

そうです。ということで、試算した場合の費用の計算です。

○宮本委員長

わかりました。そうすると大戸川ダム、川上ダムについてハイウオーターを10数cm超えるということに対して、あれはたしか下流の3.6km区間ですよ。3.6km区間だけを、ハイウオーターを超えるという区間だけを堤防天端まで、いわゆるハイウオーター以下と同じ安全度を担保する対策を行ったときのお金は幾らになるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

私がお答えします。きょうの資料にはついてないんですが、ちょっと調べさせますけれども、今の委員長のお話は、ダムがなかったときに10数cm水位が上がったことに対して対策をしたらどうか

ということで、その区間を計画高水位を上げて橋とかをかけかえるというような意味の検討はして
ございます。

○宮本委員長

違います。ハイウォーターを上げるなんて一言も言ってませんよ。堤防天端までハイウォーター
以下と同じような浸透、洗掘に対する照査を行って補強したときに、お金は幾らになりますかとい
うことを聞いているんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

小俣です。先ほど来、ると井上の方が説明いたしましたように、我々としてはこの工法によっ
て計画高水位を上げて、それに対して責任を持つような形で代替案とするということはあると
いうことを思っておるんですけれども、ダムによる水位低下は無視して、この耐越水のような堤防
強化で、それが量的に代替案になり得るということではないということをお聞きしている
ということです。

○宮本委員長

済みません。質問に答えてください。私が今言っているのは越水対策までやってくれと言ってい
るんじゃないですよ。堤防天端まで、ハイウォーターレベルまでは浸透と洗掘に対して安全なよう
に設計されるわけですよね、当然。それと同じ安全性をハイウォーターから堤防天端まで持たせる
ことは可能ですよね、当然。ですから、そのときのお金は幾らですかということをお聞きしてい
るんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

きょうの資料にも書かせていただいている耐越水堤防をあてにはいけないという表現を。

○宮本委員長

耐越水堤防と言っていないんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

はい、わかりました。言い方を変えますが、まず1つは今のハイウォーターを超えるということ
の意味を問われているんだと思うんですけれども。

○宮本委員長

申しわけない。そんなこと問うてないんですよ。ハイウォーター以下と同じような浸透、洗掘に
対するチェックは照査方法ありますよね。それと同じような安全性を持つように堤防天端まで補強
したら、そのときの3.6km区間のお金は幾らになりますかということをお聞きしているわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

はい。説明が下手くそだということを言われているのかもしれませんが、堤防が計画高水
位までについて安全であると、我々これは法令で義務づけられているということです。これはなぜ
我々がそういうふうにできているかというと、これは委員長の方が先輩ですから御存じかもしれま

せんが、今までの洪水の履歴の中で水防をやったりいろんな被災を経験して何とかここまでは我々やれるということの担保の中で、我々計画高水位までを守るという行政的義務を課せられているわけです。

ただ、これはこの委員会でも何度もご議論いただきましたし、逆にいうとだからこそ堤防を強くせいと言われているんだと思うんですが、堤防というのは長い間積み重ねてきた土の構造物ですから、なかなか中がどうなっているかわからないということもあって、出水のたびに水が漏れたり崩れたりという実際に実績もあるんで、我々としては今の技術で調査をして、そこでその技術において危ないと思ったところについては強化をしようということをやっている、それは今我々の責任の信頼性を上げるためにやっていることだということです。その方法で、では今度今まで経験してない領域でどんどん上の方まで同じように強くできるのではないかとと言われると、それはまだ我々として技術的に責任を持てるものではないということはずっと申し上げているつもりでございます。

○宮本委員長

あなた方が今まで言っていたのは、耐越水については技術的になかなか担保ができないとか、私はそうは思いませんけれども、そういうことをおっしゃっていたんです。私が今言っているのは表のりです。表のりの計画高水位から天端までを計画高水位以下と同じように、浸透と洗掘に対する安全性を確保するということはできるでしょう。当然できますよね。それは幾らですかと聞いているんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ですから、我々としては責任をもって強化しなければいけないので、ダムにかわるような同じ。

○宮本委員長

ちょっと待ってくださいよ。皆さん方、この何かわけのわからない数字を今から聞きますけどね。3,000何百億ですか。年数が110年から200年かかると。こういうふうなことを出して、これが淀川下流に対する大戸川ダム、川上ダムの代替だとあたかもそういうふうなことを新聞報道で見るとおっしゃっているわけですよね。これは全く違うじゃないですか。この全川を越水対策やるということと大戸川ダム、川上ダムのまさに下流においてハイウオーターを10数cm上げるということに対するキャンセルということとは、まるっきり違いますよね。

ですから、私が聞いているのは、本来なら大戸川ダムについては17cmですから、その3.6km区間について17cmハイウオーター以下と同じ強化をすれば、理屈的には同じ安全度が保てるわけですよ。ですから、本来それを聞きたいし、もう少し安全側を見て堤防天端まで同じ安全度を確保したら幾らになりますかということをお聞きしているわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

よろしいでしょうか。ちょっと周りで聞いている方、堂々巡りのように聞こえてしまって申しわけないですが、委員長がおっしゃるように、ダムなり何なりをやめて、あるいは川を掘るのをやめ

て洪水の水位が上がって、それを水位が上がったら堤防を強くすれば流れるじゃないかということをおっしゃっているんだと思うんですけども、我々としては、今まで何とか堤防を過去かさ上げして太くしながら、今の計画高水位まで責任をもってやっていくというのが我々の安全基準であり、我々の責務だというふうに思ってますし、それが本当の法律の義務でもございます。

決して、計画高水位を上回ったら、はい、オジャンだということではないということで、きょう説明している堤防強化もやっていきたいということを言っているわけです。では、今委員長がおっしゃったように、ダムをやめて水位が上がったら、そこにちょっとコンクリートを張れば堤防が同じように安全にできるかということを言われれば、我々としては今そこを我々の技術で信頼性もってやるができないということを申し上げているということです。

○宮本委員長

ですから、信頼性ができないというのが、要するに堤防設計指針があるわけでしょう、現在。それで、浸透と洗掘に対しては照査のいろんなチェックがあるわけです。それを堤防天端までと言わなくても、例えばハイウオーターからあと今の言う10何cm、そこまではできるわけではないですか。そうでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

はい。よろしいですか。委員長おっしゃったように計算上。

○宮本委員長

計算上ではなしに、実際に施工ができるじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

実際に施工ができるとおっしゃっているのは、そこでこれはもう大丈夫な製品だよと言って国民の皆さんに提供できるというふうに委員長はおっしゃっているんだと思うんですが、我々はそれは今できないと、自信がないというのを申し上げているんです。

○宮本委員長

ですから、なぜできないんですか。ハイウオーターまでは浸透と洗掘に対する安全性は確保できますと。これは当然100%ではないと思いますが、一応できますとなっているわけですね。それを同じように、例えば17cm仮に上げるということがどうしてできないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

小俣です。先ほど来、申し上げてますけれども、我々今まで過去の被災履歴とか水防活動とセットで堤防を守ってきたんです。今の技術で、ただ中身のわからない堤防を丈夫にするということは我々の責務だし、この委員会からもご下命としていただいていることなので、これは全国同じようですけども、今の技術でできるだけ堤防を強くしようということをやっているということ、そういった経験工学でできているものを未熟な技術で。

○宮本委員長

あなたのおっしゃっているのは、計画高水位がまずあるんだけど、とにかく計画高水位よりも水が高くなるということになったら、まるっきり技術的には対応できないんだということを今おっしゃっているわけですよ。そうですか、これ。

できれば、水位は低い方がいいですよ。当然ですよ。低い方がいいんだけど、実際には計画高水位よりも水位が上がるわけでしょう、いろんなところにおいて。

例えば、今回整備後の淀川においては、計画規模においてはハイウォーター以下になるということになってますよね。しかし、整備後において、例えば戦後最大でも木津川では3.3km、桂川では4.6km、宇治川では整備後で1.4kmハイウォーターを超えるじゃないですか。そうでしょう。

これについては、それは言うたら壊れても仕方ないということなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

質問の意図をもし取り違えたらまた言っていただければいいんですけど。ですから、我々は何らかの手段で、まず我々が今整備計画のレベルで目標とするところについては、計画高水位に抑えようという努力をしたいということをお出ししているわけです。

その堤防を簡単に丈夫にできるのであれば、我々もそんな苦労はしないわけですよ。だけど、これは長年、何百年、場合によっては1,000年の世界で築いてきたものを我々先輩らとずっと管理してきて、堤防をどんどん高くしてきてるわけですね。今ある計画高水位のところであれば、これまでの被災経験も考えて何とか我々守っていけるだろうと。これ水防団の人とセットですけども。そういうふうやってきているわけです。

そこをちょっと今照査技術という、設計技術じゃなくて我々は照査と呼んでますけれども、その技術でより信頼性が高められるから今それをやっているんであって、かつそれをやることは合わせて越水に対しても粘り強くなるだろうということをやっているわけです。ハイウォーターを超えれば越水する危険性も増してくるわけですから、とにかく破堤に対する信頼性は著しく劣るとというのが我々の見解ですし、確かにちょっとぐらい越えたっていいではないかと言われれば、世の中のありとあらゆるものはちょっとぐらい越えてもすぐ壊れるものはなかなかないんですね。そう思われても仕方がない部分はあるんですけども、我々の求められている安全基準というものはそういうものであるということをおし上げているということです。

○宮本委員長

ちょっとぐらい越えてもいいなんて言ってないですよ。だけど、実際あなた方が出したこの原案の整備後において、今言ったように木津川、桂川でハイウォーターを超えるし、宇治川はハイウォーターを超えるじゃないですか。それをどうするんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

いや、今、本川での計画規模高水での水位の問題と支川の戦後最大の水位ということでご質問が

あったと思うんですけども、現況のことというのは私ご説明した中であると思うんですが、今現況で計画規模の洪水が流れてきたときに、淀川本川というのは計画高水位以下なんです。そういう安全度があるわけです。

整備をすることで、それよりも安全度が悪いような形にしないと。今持っている安全度はそのままキープをしよう。これは下流の方が上流の影響を非常に受けやすいわけですから、それを堅持しようということを先ほどもご説明したところです。それを上げるということは、やはりおかしいではないかと。少なくとも計画の規模の中で抑える。

○宮本委員長

そうすると、宇治川は現況よりも整備後の方が水位が上がるではないですか。ハイウオーターがふえるではないですか、ハイウオーター超過するのが。それはどうなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ちょっと済みません。私、若干自分の思いをちゃんと理解していただくために質問を取り違えてたかもしれませんが、委員長のおっしゃっている計算例については、そういう資料も委員長は確かに見ていらっしゃると思うんですが、いろんな計算は当然できます。ある洪水が例えば高潮と普通の計画だと言っている洪水が重なれば、当然計画水位は越えてします。ですから、いろんな組み合わせがあり得るとするのは委員長がおっしゃるとおりでして、我々はそれをある意味で超過洪水というふうに言っていると。我々が計画規模というふうに通常の全国的な標準的な方法でやったものについては、ちゃんと計画高水位におさまるようにすると、これが全国で我々が責任を果たす安全基準であるということを申し上げてきているわけです。

○宮本委員長

それでは、そこは後でもう一回言います。そしたら、具体的に聞きますけどね。4ページの右の図が越水対策の図なんですね。5ページの図が越水対策じゃない今後5年間で淀川でやろうとしている図ですね。この違いは堤防の裏のりに遮水シートと排気層と裏のりの保護工を入れるということですね。それからあと、のりじり工と書いてますね。それがプラスされているということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

これが越水対策かと言われても、我々越水対策ということは。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。この試算されたのはこの図なんですねと聞いているわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

試算の中でここに計上しているのはそうです。

○宮本委員長

そういうことですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○宮本委員長

ですから、それでいきますと、これは単価が例えば桂川の場合は通常の堤防強化でしたらキロメートル当たり4.7億円、それがこの右の図面になると13億円から22億円、実に最大では約5倍近い単価アップになっているんですね。これはどうして遮水シートと排気層と裏のり保護工とのりじり工を加えただけで、そんなに1km当たりの単価が4点何倍、5倍にもなるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。まず、その前提として、ここにありますように、これまで越水対策のためということも試行しようとした事例があります。全国の中の幾つかの事例があります。これはまだ検証ができていないようなものではないですけども、そういうようなことを目指そうとして取り組んだ事例の中で取り組んだ内容が、ここにあるような遮水シート、排気層、裏のり保護工、のりじり工、こういうようなものをやろうとしたものです。

必ずしもすべての組み合わせがこのとおりにやっているというわけではないですけども、そのときの費用として出てきているものをベースとして、いろいろ4つの事例を見ますと延長当たり、例えばメートル当たりで見ますと1つは70万円ぐらいかかっている。ほかの事例で一番高いものであれば160万円ぐらいかかっている。それはいろいろ場所によって違います。それから、堤防の高さによっても異なってきますので、それぞれの費用というのは異なってまいりますけれども、我々としてはそれを参照してここでは計上しているという状況です。

○宮本委員長

これは私の今までの実績というか勘からしたら、まるっきりこれは過大評価です。

それからもう1点、何か前の資料ではどうか、この期間が例えば淀川の場合、通常の強化であれば5年、それがこの越水を含むと35年から80年かかるようになってますよね。あと、ひどいのは木津川、宇治川、桂川なんかは115年。これは何でこれだけの工事をするのに100何十年というふうな工期がかかるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ここでの数字、算出根拠というのは1つの仮定を置いておりますので、それについてご説明いたしますが、まず費用については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、審議資料1-5というところにもお示しをしておりますが、その後ろのページでございます。

通常、我々は河川の事務所の中で通常の体制の中でやっていきますと、この用地を取得して工事をするということだという前提で考えますと、大体調査、測量、設計、概略設計、用地取得、工事というような形で、それなりの期間がかかるわけです。同時にすべてのことをやればそれはその期間内にできるのかもしれませんが、我々の方も実施体制としての問題がございますので、それを

今までのこれまでの標準的な工程の中から算出しますと、大体これだけのことをこなしていくというものについて、通常の今の体制ですと1km当たり進捗するのに約1年はかかるということで、69km区間やるのであれば70年かかる、そういった試算をして出しているというところでございます。

○宮本委員長

それはあなた、素人の人に言うんならそれでごまかせるかもしれないけどね。私らに向って1km何年かかりますと。そんなもん、お金さえあれば1年間に5kmだって10kmだってできるわけじゃないですか。何でそんな計算になるんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

逆にいえば、委員長もご経験の中から1年でそんなのできるということはないと思います。全部調査も測量もしないといけない。

○宮本委員長

調査、測量って、これは既にある意味ではできているじゃないですか。それから、設計が何か二、三年かかるとありましたけどね。例えば、この4ページの図の設計をするのに、どうして例えば1km設計するのに二、三年かかるんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

委員長、ちょっと私がかわって。

○宮本委員長

はっきり言って、私もキレかかっているんです、この資料については。いいかげんにしてください、ほんまに。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

我々も逆にいうと一生懸命やっておりますので、ぜひ聞いていただかなければ困るということでございます。

まず、前提としては仮想の計算であるということは先ほど来、何度もご説明しているところです。ただ、仮想の計算をある程度客観性をもってやるために、先ほど別添の資料で説明したようなルールをつくってやっているということでございますので、実際これをやったときにこのとおりになるか、あるいはこれ以上かかるかというのは、委員長が思われたようにあると思います。

ただ、我々としては、先ほど私が説明しましたように、これは代替案としてかわるものではないということを申し上げているための資料としてお出ししていて、委員長がある意味では先ほど勘ということでおっしゃいましたけれども、この我々が5ページで実際にやろうとしている対策と4ページで示したものが類似して見えているという部分は、我々としても今やる中で越水に対しては粘り強くしたいということをお話ししている部分は、ある意味で見とっていただいているのではないかなというふう感じたところでございます。

○宮本委員長

いずれにしても、あとこれからきょうの資料には載ってないけれども、前回の委員会のときに出された資料で、例えば職員が3倍ふえるとかありましたよね。こんなことも、これは逆に後ろの河川管理者の人に聞きたいけれども、例えば淀川河川事務所150人おったとして、450名にふやさないとこの越水対策はできないということですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

今のこの期間のところでやっているのは用地の取得のところでした、今も資料1-5に書いてありますけれども、これは用地の取得のための体制のことを言っているんじゃないなくて、調査、設計であるとか工事というのはお金がつけばできると思っております。用地の取得というのは、これだけ淀川の本川ずっと含めてかなりの物件がもう川に張りついている、そこに官地があれば官地のままでこちらの方でもスムーズに進む部分があるかもしれませんけれども、民地の部分を賠償するとなるとそれなりに時間がかかるということを申し上げているのです。

○宮本委員長

今聞いたのは人数です。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

人数につきましては、用地の人数が現行10名ですけれども、それを30名体制でやって用地取得の進捗を上げるということでございます。

○宮本委員長

それでは、それは要するに用地の職員の人数がふえるということですね。職員が3倍要するのはね。それなら、全然違うじゃないですか。

それから、今用地が要るとおっしゃいましたけれども、例えば原案の52ページ、これが従来堤防補強をやるという工法の事例でしょう。これはここに、ドレーン工のところ、のりじりに1mか何ぼか知りませんが出ているじゃないですか。従来のこれまでもやりますという補強の図において、こののりじり工は入っているじゃないですか。これの用地とか何か職員が何倍も要するというような話は、この通常の堤防補強の中に入っていないでしょう。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

小俣でございます。委員長がおっしゃっている52ページの絵は、犬走りのところがドレーン工に置きかわっている、現形でそういうものがあるところはドレーン工をそこに置きかえるということで絵が変わっているということでございますけれども、この越水対策としてのり尻工が要するのは、これは委員長、ダムのプロでいらっしゃいますからよく御存じのように、減勢工という意味の構造物でございます。とにかく高い堤防を水が流れくだってくるわけですから、一番弱いのは一番のり先のところで水が当たるわけでございますので、しかもそこが土であればどんどん掘れちゃうということでございます。ですから、破堤をした現場では、いわゆる押掘という物すごい洗

掘孔ができるわけでございますけれども、そこを何とかコントロールしたいというのがこの構造物の意図でございまして、井上が説明しましたように、1mで本当にいいのかというところは当然あるわけですが、少なくとも1m置いたならばこんなものだというようなものが、この4ページの図に示されているということでございます。

○宮本委員長

もしも本気になって越水対策を考えるとというんであったら、それでどうしてもり尻工が要するというんであったら、私はやったらいいと思いますけどね。そしたら、のり尻工を控えたらいいじゃないですか、今の用地の中で。

そしたら何が問題になってくるかという、例えば淀川でしたらりの表が5割ですよ。高さが例えば10mとしますよね。そうすると50mですよ。それが1mどうしても要するというんであれば、1m引いたならばのり勾配は5割が4.9割になるだけのことでしょ。そういうことでしょ。

本当に越水対策をやろうという気があったら、いろんな工夫ができるわけですよ。何も定規断面であるわけではないわけですからね。何も5割が4.9割でもいいわけですよ。そうでしょう。

だから、私から見ると、これは越水対策を本気でやる、やったときにはこれぐらいかかりますよ、あるいは期間がこれだけかかりますよ、あるいは人員がどれだけかかりますよという資料ではなくて、これは越水対策はしたくないというための資料ではないですか。すべてにおいて事業費、用地を、あるいは職員、これは全部はっきり言って過大な積算をして、これでもかこれでもかと言って、これは不可能ですということを言ってるだけの資料だと私は思います。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

我々としては、こういう事業費、コストを計算してみると、出してみろということと言われたという思いでこれをつくってございます。もともととにかくあてにできてないという、ちょっと言葉の使い方はあれかもしれませんが、そういうものであるということ的前提にして仮想の計算をしたということでございます。委員長がおっしゃるように、越水対策をいろんな方法でやれるのではないかと。これは当然いろんな方法でやれると思うんですが、例えば今の委員長がおっしゃったように、少し現在の堤防をけちって堤脚保護工をやればいいのではないかとか、それはバリエーションを考えればいろいろあると思うんですが、本当にそれでももとの堤防の信頼性を損ねずに構造物として我々が責任を持てるものができるかというところが我々はできないということをまず言っているのと。

○宮本委員長

わかりました。要するに、できないということが言いたいということですね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

そうです。耐越水堤防という意味ではできないということをおし上げてます。

○宮本委員長

わかりました。それでは、ほかの委員、申しわけないんですけども、ここについては私は徹底的にきちっと河川管理者に聞きたいと思いますので、ちょっと辛抱してください。申しわけないんですけども。

今、要するに越水対策というのは効果が不明だと書いてます、あてにならないということを書いてますよね。そうすると、これは前にも言いましたけれども、平成10年の重点施策でどうして耐越水堤防を強化やっていくということを重点で出したのかということ、それから平成12年災害復旧助成事業に耐越水堤防をメニューとして追加しているんですよね。こんなことは、国土交通省がそういったものをオープンにするときには、あてにならないものを出すわけがありません。

それから、例えばこれは関東の那珂川上流圏の河川整備計画、この中には、法定の河川整備計画の中に、集落を守る耐越水型堤防の実施をしますと書いてます。もっと言えば、北海道の留萌川の河川整備基本方針、再度災害の防止の観点から耐越水型堤防等を適切に管理すると書いてます。これは全部あてにならないものをこういうふうに重点で出して、そして河川整備計画、河川整備方針で位置づけているんですか。

それから、もう一点言うと、これも御存じの三重県の雲出川ですけども、この中で、そのホームページの中で、フロンティア堤防が一番大きなプロジェクトですと。フロンティア堤防は、万が一川の水があふれ出しても破堤しにくい耐久性にすぐれた質の高い堤防ですと。雲出川左岸約1,300mがフロンティア堤防となり、ことしの春に完成しますと、ことしのホームページに載っているわけですよ。そんなあてにならない堤防を1,300mもつくったんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

まず、国土交通省の政策がどうであったということは、ちょっとコメントできるかどうかというのはあるんですけども、まず我々があてにできないというのは、今はこの淀川水系のまさに私が管理している淀川の高い堤防、あるいは桂川、木津川等の高い堤防についてということが1つございます。

このきょうの資料の3ページにもつけてございますけれども、まず耐越水堤防という構造体がないということを我々は申しているわけではございません。ですから、当然ある一定の外力に対して、我々が計画で思っている間、越水に対してもつという構造物は、当然お金をかければ作り得るということだと思います。

ただ、それが非常に技術として難しいということで、この3ページの、例えば調節池のような、計画的に越流をさせなければいけないもの、かつ限定的な区間に越流堤防をつくるというものですら、いろんな技術検討をしてでも、こういう被災を起こしてしまったということの意味でこれを示させていただきます。つまり、技術的に難しいということを行っているんですけども、そういった中で、片や委員長が本当に強くおっしゃっていただいておりますように、堤防を丈夫にしたいと、

越流してもできるだけ切れないうなものにしたいと、こういう思いは、それは当然治水をやっている人間にとっては共通の願いとしてあるわけです。

それで、今から10年前のころだと思いますけれども、何とかそういうものがないかということで、施策として打ち出されたということは私は聞いております。ですから、結果として、今先ほど来委員長がおっしゃったような、4つの現場でやっているというふうに私は聞いておりますけれども、限定的な延長で、先ほどおっしゃったような1kmとかそういう延長で実際試験的にはされた。ただ、結果としてコストと効果との関係を考えながら、結局今はほとんどの現場では使われていないということになっているということだと思っております。

ですから、我々も決して越水に対して堤防を放棄するということを言っているわけではなくて、5ページにも申し上げますように、何とか堤防を強くしたいというのは、これは我々の悲願ですので、それを放棄するなんていうことは絶対ありません。だけど、我々はまず計画高水位までは責任として守らなければいけない。地域の方にほかの地域の水系並みの安全は供給しなければいけないという思いで今の計画をつくって、先ほど来環境の先生方に言われましたけれども、そのための手段としてダムだということで、この原案につくり直したという思いでございます。

ということで、決して越水対策が将来にわたって絶対に不毛なものだということを思っているわけではないんですよ。現時点ではこれだけお金が、これだけ難しい工法だということを申し上げさせていただいて、かつ、ほかに、まず川がうんと大きくて、どんな洪水も緩やかに流せるんだったらいいんですけれども、例えば、先ほど来井上が申しましたように、中上流の河川はまだまだ安全度が低いので、何とかその地域の方に安全になっていただくためには、まずは水位を下げたいということ、先ほどの全体の説明で申し上げているところでございます。

○宮本委員長

越水対策に必要性があると、将来的にはやりたいんだとおっしゃっているけれども、この資料はまるでやる気がないという資料ですよ。今の3ページ、おっしゃいましたよね、荒川第一調節地、ここで越流堤の表面遮水のアスファルトフェーシングがひび割れしているということですよ。これは一体いつ起こったんですか。これは平成11年8月ですよ。この荒川第一調節池が完成したのはいつですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ちょっと手元に資料がないのでぱっとは答えられませんが、この11年の時点で供用しているということで、災害復旧は早急にやられていると思いますが、それは調べればすぐわかります。

○宮本委員長

完成したのは平成16年ですよ。これはまだ完成してなかったんですよ。そして、このときに恐らくこれはアスファルトフェーシングが負圧か何かでひび割れたと思うんですけれども、これが復旧したときにどういう対策をしますか、これは。同じことをやったわけじゃないでしょう。それ

についての対策をやって、今荒川第一調節池はそれなりのまた対策を加えてやっているわけですよ。それなのに、まだ完成していない時点の、完成の5年前のこの状況を出してきて、アスファルトフェーシングがひび割れましたと。だからこれは技術的に問題なんですと。もうそれ自体がおかしいじゃないですか、そんな話を持ってくるのが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

完成というようなお話で、11年に施工して16年に全体ということで、ここの流入堤の部分、被災をしたところについては、少なくとも11年のときにはできていたということでございまして。

○宮本委員長

ですから、これが被災して、これを対策したわけでしょう。空気抜きだとか負圧を除去することをやったでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ですけれども、我々が言いたいのは、それをやったからといって越水対策で十分安全だと言っているわけではなくて、こういう遊水地のところで。

○宮本委員長

ですけど、途中の時点でこれが起こって、だから越水対策を、越水堤防はだめなんですということではないわけでしょう。ましてや、これはアスファルトフェーシングも確かにやられていますよ。だけど、越流堤自体は破壊してないじゃないですか。だから、もうね、こんなことは本当に枝葉のことですよ、こんなことは。だけど、この資料全般を通して言えることは、いかに越水対策をしたくないかということ、皆さん方は必死になっておっしゃっているんですよ、この資料1-2は。ということをもまず1点言うておきます。

それからもう1点ですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ちょっと一言だけ挟ませていただいてよろしいでしょうか。我々是对越水型についての意見で、耐越水型の強化について検討を行えということで、この資料を出してきて、逆にこの構造物だったらできるというふうに言っていたら、では、それがどうかという評価をするということは、また別の話だと思います。例えば。

○宮本委員長

ですから初めから言うてます。例えば最低の話として、平成12年の設計指針ぐらいのことはやってくださいと言っているわけですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ええ、ですから、それはこういうことになりますよということで、きょう仮定の資料を出させていただいているということです。

○宮本委員長

ですから、その金額にしろ、それから工期にしろ、あるいは必要職員の人数にしろ、全部これは過大積算だということを言っているわけです。

それからね、次に行きます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ちょっとよろしいですか、ちょっと言われっ放しで終わるのは、また間違っった印象を与えてしまうのでですね。ですから、過大積算とかそういうことよりも、我々はその5ページの絵で800億、あるいは委員長がおっしゃっているように、既存のものを差っ引いたって700億の堤防強化をやるということを申し上げて、粘り強さも、先ほどちょっと力説してしまいましたが、必要だということを上申しているわけですね。さらにそれにもうちょっとこうしろ、もうちょっとこうしろというのは、それはお金なり優先順位の中でやり得ることかもしれませんが、我々としては、それは水位を低下させるという量的な対策の代替にはならないということを上申しているということでございます。

○宮本委員長

わかりました。ちょっと待ってください。我々この委員会は、堤防のハイウォーター以上の補強と越水対策、これについてやってくださいということは意見書で言っているわけです。それをやるということを含めて、いろんなダムを含めてですよ、いろんな施策について総合的な代替案を出してくださいということをやっています。その代替案にはきょうの資料はまるでなっていないということです。

ちょっと済みません。それから、ダムのところに行きますけど、資料1-1ですね。

○山下委員

井上さん、ダムへ行く前に何かありますか。ダムに行く前に。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

今代替案を示してくれというお話で、委員長の方からお話がありましたけれども、最初から言っているように、代替案というものは同じような効果が得られるから代替案として評価できるので、そのときの金額だとか期間ができるわけです。

私たちはここで最初に前提で言っているのは、こんな試算もしたくないんですよ。これは同じような効果が得られないけどやるわけですよ。これだけかけてできるとも思っていないですし、これより安くできないと。そのところは比較ができないものだと言っているのに、そこを忘れないでいただきたいです。

○宮本委員長

わかりました。ですから要するにね、委員会はハイウォーター以上の堤防補強、それから越水も含めて、これはぜひやってほしいということを意見書で求めました。それを皆さん方はやりたく

ないと、やらないと今おっしゃっているということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

委員長、それは先ほど来もう3回目ぐらいですけど、やるというふうに申し上げているわけです。この現在5ページにあるような形でやっていきたいということを申し上げてます。

○宮本委員長

だからそれではないでしょう、それは。5ページは今までからやると言ってたんですよ。原案に入っていることでしょう、基本的には。我々が求めている意見に対してはやらないということをおっしゃっているということですよ。

○河田委員

国交省同士でやってもらうのはちょっと困るので、ちょっとそこで意見を言わせてもらいます。近畿地整は堤防の補強、越水対策をやるということで動いていますので、あとは現実はどういうふうにやるかというのは技術的な問題だと思うんですね。ですから、今余り細部にわたってこれはやりたくないのではないのかとかそういうことではなくて、この場でも国交省は堤防の補強はやりますと、しかもハイウォーターを越えるところまでやりますと言ってくれているわけです。

それで問題は、要はこの河川整備計画30年の中で、利水も含めて現状をマイナーなやり方で切り抜けるかどうかという判断だと思うのです。例えば、大戸川ダムをつくって17cm下がるという例です。それは堤防の余裕高のところをきちっと整備すればいけるじゃないかという意見があります。あるいは、利水についても今の許可水利権の中で目いっぱい使っているのではなくて、非常に人口も減って、例えば大阪市なんか人口が減ってますから、利水量が減っているじゃないかと、だからその分をどこかに回せばいいのではないかと、こういう議論だと思うんです。

その一方で、この河川整備計画は30年だけれども、いずれもその先というものを考えなければいけない。それにつながるようなやっぱり対策というものを、きちっと入れるようにしておかなければいけないと思っています。

ですから、私はその堤防補強をやらなくてダムで何とかしろと、こういうことを言っているわけではなくて、ダムも要りますよと主張しているわけです。それで、なぜダムが要るかというのは、やっぱり雨の降り方が、ここずっと非常に異常な降り方をしている。あるいは降らないことも起こっているということです。こういう状況を全然30年の中で考えなくていいのかということを議論していない。ここに非常に、今どうするかということと遠い先のこととがどうつながるかという議論が、なかなかかみ合っていないことになっているのではないかと思います。

ですから治水の問題も、もちろん堤防の補強をやらなければいけない。これは異常な、超過洪水が起これば当然あふれるわけですから、そのあふれたときに切れたら困りますのでね。だけど、そういうものだけでは不十分でダムも必要なわけです。そういう議論をやってほしい。だから、今技術的に解決できることとそうでないことがあるではないですか。技術的に解決できるとかできな

いとかの問題はここで議論したって仕方がないではないですか。やっぱり試験施工をして確かめるのがいいんじゃないですか。

○宮本委員長

技術的に解決できるかできないかが具体的にこの30年間の整備計画の中身を左右するわけです。今おっしゃっているみたいに、例えばハイウォーター以上の堤防補強だって、越水と浸透に対して自信がないからやりませんということであつたら、これはもうまるで議論ができなくなるわけですよ。

それで、越水対策だって100%とは言わないけれども、それなりのやっぱり効果があるわけですから、これは河田委員もおっしゃっているように、単に後ろをね、芝生だけ張っているというのは問題じゃないかということをおっしゃっているわけですよ。だから、我々委員会とすればそういうことをやってほしいと言っているわけですよ。ただし、それを全川やってくれと言っているわけではないんですよ。今こういういろんな雨が降ったときに、どこが一番危ないのか、どこが一番被災したときに大きいのかということ踏まえて、堤防の補強と、それからそのほかの対策、これを総合的に出してほしいということをおっしゃっているわけですよ。それが、出さないとおっしゃるから今この言うているということでもあります。

それから、寶委員。

○寶委員

はい、寶です。審議資料1-1-3の3ページを見たらよくわかると思うんですけどね。ちょっと映していただけますか。

審議資料1-1-3の3ページ、ここの中に堤防の強化というのは幾つもあるわけで、3種類一応あるわけですよ。それで、先ほどの5ページの図はこの真ん中の左から3つ目の堤防の強化ですよ。浸透・侵食対策で、天端まで一応ハイウォーターレベルを越えてもいいけるようにすると。それから、いわゆるスーパー堤防で、超過洪水対策として高規格堤防をやると。それと、もう1つ堤防の強化で越水対策と。これは以前も議論があつたときに、僕は越水対策もやってもいいと思っているんですけど、高規格堤防ですと幅が広くて用地買収にも時間がかかるので、私はそういう意味で「ミニスーパー堤防的な堤防」と言っているんですけどね。左の方は、一番左がダムですか、その次が河道掘削でしょう。ですから、堤防の強化を全然やらないというのではなくて、堤防の強化は700億円ですか、投入するわけですよ。それで、高規格堤防にも同じぐらいの額を投入するし、それで耐越水堤防については河川管理者の方はかなり消極的であると。まあこういうことなのであつて、この辺をちゃんと理解して議論しないと、一切合財堤防の強化はやらないとか、越水対策がどこに位置づけられるかということをおっしゃって議論をしないと、わけがわからなくなってしまうんですよ。

○山下委員

千代延さん。

○千代延委員

いいですか、千代延です。あその超過洪水による破壊的な被害を回避する、その一番右側の下の枠ですね、今實委員がおっしゃいましたけれども、やる気があるという、河川管理者にやる気があると見ておられるのかどうかわかりませんが、下のところに、「より強い堤防を目指し技術的検討を実施 ただし壊れないものとして生命、財産を託すことはできない」と。これは、どこまで信頼できるかどうかわかりませんが、少なくともあれだけのことを施工すれば、評価能力がないのかどうか知りませんが、強度は何%か何十%は上がるはずなんです。だから、今よりはよりよいものにチャレンジしていくと、そういう姿勢をやっぱり我々は河川管理者にはっきり出させていただきたいんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

はい、よろしいですか。今千代延委員なり、先ほど委員長がおっしゃったように、全川ということではなくて、ちゃんと調査はして、それで堤防強化をしていけということは、我々は原案にも書いてますし、先ほどの説明もそういうつもりでやっているところでございます。

それで、ここで「生命、財産を託すことはできない」という意味は、安全を基準として守るという意味で、量的対策として、先ほど来井上が言っているように、等価に代替的に置きかえることはできないということを申しているわけであって、私も事務所の所長として堤防を守る、預かる立場ですから、堤防はちょっとでも強くなしてほしいというのは、私自身も悲願といえますか、強い思いでございますので、そこで手を抜くということは、とてまちょっと我々河川管理者としてはあり得ないことだというふうに申し上げたいというふうに思っております。

○山下委員

部長。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

うちの資料のつくりも少し悪かったかもしれないんですが、整備計画の議論と実際の洪水が来たときの対応の議論がちょっとまざっていて、我々がそれを分けて説明してないので少し誤解を受けているのかなと思うんです。

実際の洪水のときには、洪水がハイウォーターの上か下かをきちっと分けて流れてくれるなんてことはないわけですから、ハイウォーターの上を流れる洪水も当然来るし、下の方でおさまる洪水もある。今のままだとひよっとするとハイウォーターまで行かないでも壊れてしまうような堤防も現実に残っているわけですから、それはなくそうということですね。それをなくすときにできるだけ工夫もして、天端の舗装だとかプラスアルファができれば、現実の洪水でハイウォーターを越すことがあってもすぐには壊れない、粘ってくれる堤防ができる、そういう努力はしたいと申し

上げているわけです。

ただ、そうやって助かるのは、絶対助かるとは言えなくて、運がよければ助かるし、運が悪ければちょっとあふれただけで壊れることもあるわけですから、ハイウォーターをちょっと越えても壊れないことを前提に、だからダムが要らないという代替案の計画を立てることはできない。

計画としては、水位をハイウォーター以下におさめて、ハイウォーター以下では絶対壊れないように堤防をきちっと管理していく、これは技術的な問題で、もう構造令でそれは守りなさいと書かれているわけですから、それを守って、そこまでは川で流すことができる、それ以上の分はためるという計画を立てているということです。

だから、その努力はするんだけど、堤防が丈夫になるから、ここだけは水位がうんと上がっても平気だから、例えば遊水地は要らない、ダムが要らないという、計画の代替案にすることができないと申しあげている。「財産を託すことはできない」というのはそういう意味で、ハイウォーターを越えたら死んでくださいではなくて、ハイウォーターを越えても大丈夫なようにしたいんだけど、必ず大丈夫だからという前提でほかの対策を怠るという計画をつくることができないと考えているということです。

○宮本委員長

そうすると、今おっしゃったけれども、ハイウォーター以上も強化して水位が上がってもできるだけ壊したくないということですよね。これはもう一致しているわけですね。ただ、ハイウォーター以下なら、今あなたは絶対に壊れないようにしますと言いましたよね。今言いましたよ、絶対にと言いましたよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

ちょっと言い間違えたのですぐ言い直して、技術的にそうできるとは言わないけれども、構造令でそれを義務だと言われているので努力としてやらないかんというふうに言いかえました。済みません。

○宮本委員長

ですから、だけど、今おっしゃるように、構造令の中でも、ハイウォーター以下であってもこれは必ずしも万全な安全ではないということを書いていますよね。同じことじゃないですか。そうすると、そのときに担保されるのは、やはり照査チェックして、その浸透と洗掘ですよ、表に関しては。それについてそういう設計趣旨に基づいて、そこまでの安全度が一定確保されたら、それは一応工学上安全だとみなすわけではないですか、今までの考え方は。それを、ハイウォーター以下ならそのチェックができて、まあ言えばある程度は工学的に安全なものができますよ。そこから例えば17cmは、これは同じことをやったってできませんというのは、これは通常の常識的な人間からすると、それはおかしいということになりますよ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

これは堤防の考え方の問題、これも設計論なり計画論の話で現実の管理とはちょっと違うので、ここもよく勘違い、誤解をされてしまうところだと思うんですが、まさにそうやって計画規模の洪水を計画高水位以下で流すように僕らは計画を立てているわけですね。そのために必要な、貯めるものが必要だったら貯めるものをつくると。

それで、そしたら堤防は計画高水位の高さでつくればいいのかというと、ふだん穏やかな水面で流れることもあるかもしれんけれども、上から流木が流れてきたり、あるいは強い横風が吹いたりしてうねりが出ると、その分上がったたり下がったりする。それで、土の構造物だから、越えたら壊れない保証が全然できないと。そういう多少のうねりが来ても越えないようにということで、余裕高というのをつけて計画堤防高を決めているわけですね。だから、計画高水位より上で、そこで静かにじっと流れてくれるんだったら浸透と侵食が大丈夫という計算は、計算上はできるのかもしれないけれども、そこに同じ条件でうねりが来たら、13cmを越えていけば堤防の上も13cm、ずっと越すんじゃないですよ。そのうねったときの一番山ですけれども、越すことがあって、それは越水という現象で、それに壊れないという保証を僕らが持ってないから、そこはだめだと計画の中では整理をしているということです。

○宮本委員長

ですから、それは余裕高の話ですよ。余裕高がちょっとでも小さくなるということですよ。しかし、余裕高は基準があるわけですよ。余裕高は大きければ大きいほどいいというものでもないわけですね。基準からいったら淀川の場合は2mか、2m20ですか、そうですね。そうすると、今の3.6km区間において、たとえ12cm平均水位が上がったとしても、まだその基準はその堤防区間においてはクリアしているわけですよ、そうですね。だからそういうのがね、それは余裕高が大きければ大きいほどいいと言われたら、それは水位が低ければ低いほどいいというのと同じ議論でして、そのためにどうしてもダムが要るんだということには説明がつかないではないですかということを申し上げているんです。それで、ちょっと今ダムの話に行きましたからね、ちょっと行きますけどね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

ちょっと待ってください。今の、余裕高を減らしても構わないとおっしゃっているんですか。

○宮本委員長

余裕高が、今例えば13.2kmは3.2mほどあるわけですよ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

いえいえ、2.2m。2.2mですよ、余裕高は。

○宮本委員長

それは余盛りのことを言うているんでしょう。余盛りでしょう、余盛りを含めて。要するに、ハ

イウォーターから天端までの高さを鉛直的に今言うているわけです。それは3.2mほどあるわけですよ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

だから、余盛りも含めればですね、はい。

○宮本委員長

含めて、含めて。ですけど、余盛りと余裕高というのは基本的には一体ですよ。余盛りのところだから何かほかのものが入っているとかそんなものじゃないわけですよ。一体ですよ、あれはね、基本的には。そうすると、実態的にはそれだけの3.2mの余裕高があるということなんですよ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

いや、そこは根本的に違うと思いますよ。余盛りというのは将来にわたって必ず残す保証が何も無い。

○宮本委員長

だから、今あるわけですよ、現状では。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

今あるからといって。

○宮本委員長

取るんですか、それじゃあ、今。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

取るかもしれないわけですから。

○宮本委員長

取るかもしれないというのは。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

いや、残さないかんことはないから。

○宮本委員長

今もしも、要するに、余裕高というか堤防天端までうねりとか越波があるからそれだけの高さが要ると、できるだけ置いておきたいんだということをおっしゃったら、それは、そこは今取るべきじゃないわけでしょう。まあ言うたら破堤する危険性がふえるんですから。今の現状でどうするかと今は言うているわけですよ。そんな将来的に余盛りを取るかもしれないからとかね、それは淀川の所長が取らなかつたらいいんですよ、そうでしょう。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

だからそれがね、その実際の、さっきから言っているように、日々の管理で堤防をどう管理していくかという話と、計画を立てるときの、きちっと計画で決められている計画洪水高とか計画堤防天端高という話をちょっと混同されていると思いますよ。現実には、例えば隣の背の高い家があつて

ちょうど日陰になるから日よけの壁はつくらなくていいんだと言っているようなもので、隣が引越したらやっぱり日よけの壁が要るようになるじゃないですか。

○宮本委員長

今私たちは計画論だとか設計論を言っているんじゃないしに、今の現状の淀川について何がどう悪い、どこがもろいんだと、何が危ないんだということを議論しているわけですよ。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

整備計画をつくるための議論をしているんです。

○宮本委員長

整備計画をつくるのは何のためですか、その地域の住民の命を守るためでしょう。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

そうです。

○宮本委員長

そうでしょう。そのためには今の現状の淀川がどういうことで、何が危ないんだということを、現状の淀川をもとに議論すべきじゃないですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

たまたま今余盛りがあるから、あるからたまたま余分に安全を持っていることを計画に取り込むことはできないと言っているんです。これは、例えばこの分は仮に何かで沈下をしても盛り直さないですよ、余盛りですから。

○宮本委員長

沈下をしたらってね、沈下はすぐに起こるわけじゃないんだから。もしも沈下をしたら、それでおかつそれだけの、ハイウォーターからの高さが欲しいなら、それは沈下分だけ盛ったらいわけですよ。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

その沈下分を見込んで余盛りがあるんですよ。

○宮本委員長

いや、ですから、いや、もうね。そのね、そのね、もう。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

ええ、だから、それだったらそこが計画堤防天端高じゃないですか。

○宮本委員長

計画も何もね、もう計画天端とで言わなくても、現にあるわけですよ、その堤防が。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

だから、現にある分が保証できてない分ですよ、それは。

○宮本委員長

だから、どうして保証できないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

そこを保証するんだったら、ハイウォーターを上げて。

○宮本委員長

いや、だから河川管理者でしょう、それを保証するのは。それは、そこがね、計画天端高があったら、あとは自由にだれが土を掘ってもいいものじゃないわけでしょう。これは河川管理者がその今の高さを守るというのであれば、守ったらいだけのことじゃないですか。そこに保証できないことはないじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

だから、守るのは計画の堤防天端高です。

○宮本委員長

いや、そうじゃなしに、現状の高さを守るべきだと、住民の命を守るためにというんであったら、その高さは変えるべきじゃないじゃないですか。計画の堤防高とかそんな数字上の議論じゃないじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

先ほど委員長はハイウォーターを上げるとは言っていないとおっしゃっているのに、その余裕高をスライドさせて上に持っていけばいいじゃないかと言っているのは、まさにハイウォーターを上げると言っているのと全く同義だということを、今部長は申し上げているんですけども。

○宮本委員長

全く違います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ただ、おっしゃっていることはそういうことになります。

○宮本委員長

いや、違います。もうね、今ここでこの議論は私はしても、もう皆さん方にやる気がないんだから、なかなか私は議論は進まないと思います。それで、幾つかの疑問点というか、指摘だけしておきたいと思うんですけども、資料1-1-1、ここで例の19cmの話をされてますよね。これは大戸川ダムによって19cmの水位低下の効果があると、これはあくまで相対的な議論なんだということはずっと言っているわけですよ、相対的だと。そうじゃないでしょう。皆さん方が大戸川ダムが要ると言った根拠は、相対的に19cm下がるんじゃなしに、ハイウォーターから17cmをハイウォーター以下に下げるということをおっしゃっているわけですよ。これは相対的じゃないですよ。これは絶対的な議論ですよ。ハイウォーターから17cmを下げるんだから。それが大戸川ダムの必要性でしょう。それを今ここになったら、相対的な議論だからという話をずっとされている。これはもう完全

に論理を、筋違いです。それから、5ページ。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

はい。

○宮本委員長

ちょっとまとめて言います。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

まとめるとちょっと忘れちゃうかもしれないんですけど。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。5ページですけれども、これはね、私はほかの河川工学の専門の方にお聞きしたいですけれども、要するに19cmの流量が、河川本流の流量が $400\text{m}^3/\text{s}$ だというわけですね。その $400\text{m}^3/\text{s}$ を今度は内水ポンプの規模と比較しているわけです。だから、その $400\text{m}^3/\text{s}$ というのはすごいことなんだというふうにおっしゃっているわけです。これは河川工学の専門の方じゃなくても、この比較、内水ポンプといたら、例えば $1\text{m}^3/\text{s}$ とか $5\text{m}^3/\text{s}$ とか、小さいところでしたらそういったものでやっているような、まさに浸水を防ぐためのものですよね。そのポンプ量の排水量とですよ、本川を流れる流量の $400\text{m}^3/\text{s}$ 、これを比較されている。これは本当にこういう比較がですね、皆さん方納得といいますか、ああ、そうだなと。確かに $400\text{m}^3/\text{s}$ は大きいなというふうに思われますか。

池野さん、どうですか。

○池野委員

はい、池野です。これは2カ所の排水ポンプの合計で、これ以外にいろいろあるでしょう。それが $400\text{m}^3/\text{s}$ に相当するという事実だという理解をしています。

○宮本委員長

いや、ですから、そうじゃない、そんなことを聞いているんじゃないしに、本川の流量 $400\text{m}^3/\text{s}$ と内水排除のポンプの $400\text{m}^3/\text{s}$ を比較して、その量が大きい小さいということを比較すること自体にどんな意味があるんですか。

○池野委員

ちょっと考えます、流量が一緒という話なので。

○宮本委員長

内水ポンプの排水量と本川の洪水流量と、これを比較して、大きい小さいってね、私はここまでやられると本当にもう、自分も本当に情けなくなってきました。

それからもう1点、これは11ページですけど、施設の安全基準を、要するに1cmたりとも侵してはいけないんだと。それは12ページの方には耐震基準だとか、何か飛行機の搭乗者数だとかいうのがございますよね。確かに河川管理施設等構造令では、計画高水位以下の流水の通常的作用につ

いて堤防は安全にしなければならないと、それは完成堤防ですね、完成したときですね。当然整備途上はそうじゃないんですけども、そういうことが書いてあります。しかし、計画高水位以上に洪水が、水位上昇してはいけないということはどこにも書いてない。そんなことが書いてあっても守れるわけじゃないですね。今おっしゃっているのは、その計画高水位よりも水位がふえると、そのことが安全基準を侵しているんだと。それが飛行機の搭乗者数とか耐震基準と同じだということをおっしゃっているわけですね。

これ、司会進行役の山下委員、どうでしょうか。

○山下委員

まずやっぱり河川管理者に。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

まず私の方から、3点ございましたので、まずモデル誤差、委員長は語尾の方は何となく否定的におっしゃってて、言っていることはほとんど中身は合っているかと思ったのは、まず17cmは絶対値だと、これはまさにそのとおりで、絶対値がハイウォーターを越えるから我々は問題だと言っていると。それで、ここに書かせていただいているのは、それを誤差の幅と比較して大きい小さいと論じるのがおかしいんじゃないかと言っているだけで、絶対値はおっしゃるとおり17cmを越える、だから問題だということを我々も申し上げているところです。

それから、 $400\text{m}^3/\text{s}$ については、我々はわかりにくいということはずっと言われていたというつもりなんで、何とかわかりやすい例、我々は $400\text{m}^3/\text{s}$ というのは物すごい量だということを思っていますので、それでやっぱり淀川沿川に住んでいる方からすると、寝屋川の内水被害というのは、これはもう深刻なものだということを我々はずっと感じてございます。その1つの大きなツールとして、寝屋川にこの $400\text{m}^3/\text{s}$ という、この $400\text{m}^3/\text{s}$ というポンプはもう全国的に見ても非常に巨大なポンプです。地域の内水被害を防ぐ $400\text{m}^3/\text{s}$ 級のポンプに相当するぐらいの流量なんだということをご理解いただくためにですね、19cmという高々20cmの物差しにちょっと欠けるぐらいで、確かにそれだけ見ればちっちゃいということをおられるかもしれないので、それは実際の洪水という意味では $400\text{m}^3/\text{s}$ になって、それは寝屋川の方々を苦しめているこれだけの水害を防いでいるものに相当するんだよということを申し上げたということでございます。

それから、安全基準についても、もう委員長の解説したとおりでして、構造令には1cm越えてはいけないとは書いてありませんが、1cm越えて堤防が切れて、あるいは崩れて被害があれば、我々河川管理者は失格だということを法令が言っているわけです。ですから、我々としてはまず整備計画の目標レベルでは、まず量的な意味では計画高水位を越えないような施設を何とか配備したいということで計画をつくって。ただ、委員長がおっしゃるように、1cmあるいは10cm、20cmを越えることは当然起こり得るので、堤防もできるだけ粘り強くしたいということをおっしゃっているわけでございます。

○山下委員

ちょっと最後のところがよくわからなかったんですけど、1cm越えてはいけないという何か法令の規定があるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

よろしいですか。河川管理施設等構造令という政令の、いわゆる堤防の設計基準でございますけれども、その中に、堤防は計画高水位以下の通常の流水の作用に対して安全でなければならないという規定がございます。

それで、いわゆる我々、超過洪水という議論もございましたけれども、我々はですから、その水位を越えることをもって超過ということをよく議論をいたします。ですから、川の断面が小さかったりダムがなかったりすると、当然将来の計画目標に対しては、水位は上回ってしまうということが起き得るわけです。それで、委員長がおっしゃったように、それを越えたからすぐあなた方はだめだよということにはならないんですけれども、少なくとも今の我々の目標としているレベルで、例えば上流の支川で我々は何とか全国並みの戦後最大までは中上流を何とかしたいということをもてば、その洪水では計画高水位を越えないようにするということが我々の行政に課せられた責務だということで、越えてはならないということをお願いしているということでございます。

○山下委員

では、寶委員。

○寶委員

寶です。関連して申し上げますと、先ほどの委員長がおっしゃった相対的という言葉ですけどね、恐らくこここの表現で使うのはよくなかったかもしれないけれども、河川管理者も低いときの相対的な17cmと、高いときの相対的な17cm、そんなことをおっしゃっているのではないと思うんです。だから、やっぱり高いときのダムがあるときとないときの比較論という意味で、相対的という言葉を使ってはと思うんですよ、ですから。

○宮本委員長

それはわかっています。

○寶委員

わかってはるんですか。だから、そこだと思っすね。それと、ハイウォーターレベルを越えたらいかんとか、それから何百人までしか乗せたらいかんという話は、やはり管理者としての守るべき基準、あるいは航空会社としての守るべき基準というか、そういう姿勢としてね、そういうものは、農薬にしても。あるいは建築にしても、やっぱり建築者はその基準を守ってちゃんとやることになってますよと、そういう例示として挙げてあるんだと思いますけど。

○宮本委員長

そこだけですな。

○山下委員

ちょっとよろしいか。ちょっと気になっているのやけど、この安全基準というのは、そこまでは安全でなければいけないというための基準ではなかったですか。つまり、計画高水位以下で壊れるような堤防をつくってはいけないというのが法令の趣旨でしょう。だから、飛行機で言えば、400人まで乗れる飛行機で300人で落ちるような飛行機では困ると。だから、建築物で言えば、想定している地震までは耐えられるような建物をつくってくれというやつでしょう。だから、それであれば計画高水位までは耐えられるような堤防をつくりなさいよというのが法令の趣旨なんでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

はい。

○山下委員

したがって、計画高水位を越えたときには、それはどうなるかというのは、法令上はどうかという話ではないんでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

ないです。

○山下委員

ないんでしょう。だから、気になっているのは、この「計画高水位は1cmでも超過しないようにすべきもの」というふうに書いてあるんだけど、それはどこから来ているのやろうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

ここの安全の基準というのは、我々の仕事が実際の人の命だとか財産を守る計画を立てる、あるいはそれに基づいてきちっと施設を管理していくという仕事だから、物すごい厳密に考えているつもりだし、そのことをできるだけ多くの人にすっとんと理解していただける、言葉で計画高水位と言われても、ふだんの生活に関係ないから、これが1cmだけでもあかんとか言われてもなかなかわからないのでということで、この10何ページかにこの安全基準とって、耐震基準だとか船の吃水とかいう例を4つほど書いて、これのどれかでびんときてくれる人がいれうれしいなという感じで作った資料なんですけど、これは実はよくよく見ると1つ仲間外れというか、左上なんですけど、あとの3つは、これは外力が人間そのものなんですね。

例えば船に、100人乗りの船でクルーズに乗るときに、101人目は乗りたいと言ってもそれはだめですと、そこでとめられるんです。飛行機もそうです。農薬もそうですね。ところが、耐震は、地震はこの大きさでとまってくださいと言ってもとまってくれないので、多分これが一番洪水のこくと近い。

それで、地震だってどんな大地震が来ても壊れないように構造物をつくりたいけれども、そんなことは実際できないから、震度幾つだとか、あるいは阪神大震災だとか、ちょっと私も詳しく耐震のことはわかってませんが、ある大きさの震度を想定して、それで揺れても壊れないよう

に壁をどうする、鉄筋をどうすると決める。それでも少し余力があれば、それより多少大きい地震が来ても壊れないで済む、あるいは少しひびが入るかもしれないけれどもひっくり返らないで済むと、これがまさに我々の堤防の考え方と同じで、将来の基本方針で言えば、大ざっぱに言うと淀川で200年に1回の大雨だし、今の整備局でいくと戦後最大の雨までは安全にしたいということは、安全というのは、計画高水位より下が安全なエリアですから、流量をそこにおさめて、足らん分はダムにためるという計画を立てておるということ。それで、実際にはそれを越える雨があした降るかもしれないというのはそのとおりなので、今もう一回この4つをよく見たら、左上の耐震の安全基準が多分たとえとしては一番ぴったりきているものだと思います。

○山下委員

よくわからないんですが、「計画高水位（安全基準）はわずかだからといって侵しても良いものではない」と書いてあるけど、要するに、これはちょっと何か違うような、何か全然違うような気がするんですけど、計画高水位までは河川管理者として何とか頑張りますという、そういうことですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

はい。

○山下委員

さっきからずっと素人なりにやりとりを聞いてて気になって、こういうことかなと思ったのは、河川管理者として計画高水位までの安全性を確保すべく頑張りますというのであれば、でも、それ以上に頑張っていけないという決まりがあるわけではないですよ。だから、計画高水位プラス10何cmまで安全ですという構造の堤防というのは、つくろうと思えばつくれるんですよ、そういう理解でいいんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

幾つものことがまざっているんで、ちょっと分けながら言います。さっき言いかけたことに戻って言いますと、この事例の4つのうち2)、3)、4)はしてはいけませんと言えば越さないでいることができるものなんです。これ以上人は乗れませんと言って入り口でとめれば、500人乗りに510人乗ることは起こらないわけですね。農薬だって、農業をやっている人が悪い気さえ起こさなければ、ルールを守ってやることのできるわけです。だけれども、川の洪水とか地震というのは我々の思いのままにならない外力ですから、その外力というのは、どんな大きなものも小さなものもあるということです。

それで、計画をつくるときに無限に大きい外力なんかは当然相手にできませんので、ある一定のレベルを決めて段階的にそのレベルを上げていくというのが、こういう安全の手順としてやっていく、淀川だってだんだん川を大きくして、またダムをつくって、安全の度合いが上がってきているわけです。

それで、次のステップでつくる時も、ある大きさの洪水、戦後最大というものを考えたときに、それが本川あるいは上流の支川の中の計画高水位という、これはそこまでは安全ですよじゃなくて、そこまでは安全にすることを我々は義務づけられているところだから、そこにおさまるような計画を立てる。それで、おさまり切らん分は貯めるという計画を立てる。だから、ここは計画を立てるときに計画高水位を越えても平気で流れるんですというような計画をつくってはいけないと言っているんで、実際の洪水のときには流れることもあるから、今山下先生もおっしゃったように、我々だって計画高水位を越えたらすぐに壊れるという堤防をわざわざつくるのではなくて、1cm越えても5cm越えても10cm越えても、あるいはそれが30分、1時間たっても、できれば運よく壊れないでいてほしいから、そういう工夫はしていこうとしていると、これは現実の管理の問題で言っているんで、それをやるから計画高水位を越えてもよいという計画をつくっていいわけではないと申し上げているんです。

○山下委員

わかりました。要するに、計画論としてそういうプリンシプルでやっているという、そういう理解でいいんですよね。さっきからのやりとりを聞いていると、本多さんの最初の発言もそうだったんだけれども、要するに、その計画、出発の計画論の前提自体のところ、何か話がずれてないかという気がするんですけどね。

つまり、計画高水位プラス何cmのところまで、計画高水位と同じような安全性を確保する堤防を整備すれば、結局安全性に違いはないんじゃないかという、そういう議論と、そうではなくて、いや、やっぱり計画高水位を1cmも越えないんだという計画論と、何かそこら辺の違いかなと思ったんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

それは、先ほど所長の小俣が答えたように、もしそういう計画を立てるのであれば、それは計画高水位を上げたというのが我々の考え方です。今の計画高水位より10cm高いところでも責任を持つと、構造令に書いてある責任を持つんだとすれば、それは、計画高水位が10cm上がっているんだと。そうすれば構造令に書いてある余裕高も、堤防の天端も全部10cm上げないかんというのが我々の考え方です。

○山下委員

だから、そうやって、それで全部堤防の高さ自体も多分変わってくると思うんですけど、そういうことをしたら、一体それは幾らでできるかというのが、多分宮本委員長の最初の質問やったんやろうなと思ったけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

だから、そうお答えしようとしたので。そこで10cm上げれば、堤防の天端も10cm上げることになるので、物によっては、例えば今架かっている橋でぎりぎりのものについては、架替えをしないと

いけないから、そういうやつまで調べてお金をはじかんといかんと。単純に10cm土を盛ればいいという計算にはならないということを申し上げたんです。

○山下委員

それを、だからこの3.6kmについてはじめてみたら何ぼになるのかというのが、多分さっきからのやりとりの宮本さんの質問やったんやろうと思っているのやけど。理屈の原理原則のところはちょっと置いて、お金をはじき出すというのはできなくはないんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

それは。

○山下委員

それはできますか。そんな難しい話ではないんだろうと思うんですけど。根本的な考え方のところはちょっと、計画論のところはちょっと置いておいて、出そうと思えば出るんですよ。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

出るんですけど、それを。

○河田委員

まさに堤防の補強は耐震補強とよく似ているんですよ。耐震補強は全国的にやられてますけれども、どの施工業者もこれぐらいの揺れに耐えられますという証明書を出さないですよ。強くなることはわかっているということですよ。

ですから、堤防の補強も、多分堤防自体が地域によっていろいろ強度にばらつきがあるから、だから補強することによって水位が高くなることに対する抵抗力は強くなるけれども、絶対破堤しないということはある得ないんだということで考えたらいいと思うんですよ。

○山下委員

それはそうでしょう。それは、まさに計画高水位までも絶対的に安全だという保障を河川管理者もするわけではなくて、一定のやっぱり洪水の状況であれば安全ですよという、そういう前提でしょうから。多分地震の、建物の耐震構造と同じなんだと。

○河田委員

ただ、堤防を設計するときに計画高水位を決めていて、それより低いところで破堤氾濫したらね、これはやっぱり河川管理者の責任になりますよ。それは、その高水位の上下で同じというわけじゃないんですよ。ですから、そういう設計基準というものがあって、それを現実的に守れるかどうかは別としてですよ、それより下回るところで大きな被害が出たら、これはやっぱり河川管理者の責任問題になることは間違いない。

○山下委員

そこら辺は議論があるところですよ。責任がある場合と、例外的にないだろうというのが、たしか長良川の水害訴訟はそれで責任なしにしましたから、計画高水位以下で。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

よろしいですか。それではまず、今山下委員のご指摘の点ですけれども、先ほど私もそこを申し上げようとしたんですが、委員長の方が計画高水位を部分的に上げろということではないとおっしゃったので、そのことについてご説明しなかったんですが。上げるということであれば、前回ちょっとご説明できなかった、配付資料の中にも配ってございますけど、その10ページに、例えば今回ハイウォーターを超える区間を、仮に計画高水位をその分上げたということであれば、かさ上げ費用として1,100億強等かかると、あるいは工期として20年から40年かかると。これは橋を上げたりするというような意味ですとか、当然計画高水位を上げれば、支川も全部同じような影響を受けますので、そういったような部分的計画高水位を上げるという、これは普通余り取り入れない対策でございまして、仮にやるとすればそのぐらいの事業であるということは、前回資料もおつけしてございます。

それから、今ほど山下先生のおっしゃった長良川の水害の訴訟についても、あれも3日にわたる物すごい長い洪水を受けたということが、一つの超過外力ということがあったので、責任外ということになってきますけれども。

○山下委員

あれはだから通常的作用ではないという判断だったわけでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

はい、そういうことでございます。

○山下委員

だからそういう意味では、計画高水位以下であっても、それが通常想定している場合であれば責任問題になるけれども、そうでない場合には当然その損害賠償責任はないというのが最高裁の考え方だと理解をしていたけれども。そういうことでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

よろしいですか。だから、まさにこの委員会でいったら「いかなる洪水に対しても」という部分に相当すると思うんですけれども、水位だけではなくて、いろんな雨の降り方もございますので、当然長く雨が降る場合もあります。ですから、我々は通常起こり得るようなものに対して計画を想定してつくるということをやっていて、先ほど先生がおっしゃるような形の安全判断がなされるということだと思ってございます。

○山下委員

じゃ、宮本さん。

○宮本委員長

もう1点だけ。さっきから言いますが、誤解しないでください。計画高水位を上げてくれなんて言ってませんよ、3.6km区間。それがまず1点ですね。

それからね、今、その計画高水位の議論を河川管理者の責任論でいろいろ言われているんですけども、私はその議論は十分わかっています。ただ、我々が今議論しているのは、河川管理者の責任論だとかではなしに、その前に、まずこの我々の管理している流域の住民の方の命をどうやって守るんだということを真っ先に考えているわけですよ。それを考えた上で、現行の河川管理者の責任論、どう調整するんだという議論をすべきであって、皆さん方がおっしゃっているのは、自分たちのまず責任論からスタートしてるから、これは要するにできないとかできるとかおっしゃっているので、まずは、破堤すると大量の人が亡くなる可能性があるんですよ。ですから、それを何とかして防ぎたいということを我々はまず真っ先に考えて、それを踏まえた上で、皆さん方の今の現行の制度、あるいは法令とどう調整するかという議論をすべきだと私は思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

気持ちは全く一緒でございますので、そういった意味で、あえてきょうは少し立ち戻りのような議論ですけども、資料1-1-3で「淀川水系全体の治水計画の考え方について」ということで、我々が、今ほど委員長がおっしゃったような、地域をどう守ろうという思いを持ってこの計画をつくっているかということをお示しさせていただいたわけでございます。

その中で、長期的に一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなくという治水理念のもとで、まずそれをこの30年間の間でどう実現していくかと。先ほど、環境の中でもありましたが、ではダムなしでそれができるのかどうかとか、そういうことを考えて、原案をお示しさせていただいたということでございます。決して、その際に堤防が切れないようにできるという自信の、あるいは責任の範囲という意味で、先ほど来の法令議論をさせていただいているということでございます。

○山下委員

では、どうぞ。

○綾委員

先ほどから何か19cm上げるとか切れないようにするとかいう話で、一般論でやられても意味がない話で、3.6kmと限定されているわけですよ。そこが19cm超えても安全なような堤防をつくるというのがまず最初に議論しないといけないことで、その一つの方法として、河川管理者の方は、19cm下げたらいいじゃないですかという話でそうおっしゃっているわけですよ。

それで、今まで議論になかったのは、スーパー堤防というのがありますよね。それを3.6km区間緊急にやるという話は余りここでしたことがないんですけども、そういう話はいかがなんでしょうか。選択肢としてあるのか、ないのかというのをちょっと聞きたいんです。

○山下委員

その点は河川管理者の方はいかがですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

よろしいですか。まず、今3.6kmのところへすぐスーパー堤防ができるかという問いにはにわかには簡単に答えられないんですが。仮に、スーパー堤防も当然今、施策の中に入れさせていただいて、これはまちづくりと一体となって、とにかく川を恒久的に破堤から回避するという大きな目標にして、まちづくりと一緒に、地域を上げていくということをやっているわけです。

ただ、いずれにしても、スーパー堤防で対応するにしましなくても、先ほど山下先生とご議論になった、その17cmを上げるということは、我々としてはそれは計画高水位を上げて、これはもう道路管理者なり、あるいは府なり市なりの支川の管理者なりにお約束している話ですから、それを上げるということを前提として、それでは今度、そこをスーパーでやって、では全体を上げてしまいませんかというような計画の大きなパラダイムシフトをしなければいけないということにはなると思います。

○山下委員

何かございますか、追加が。

○綾委員

いや、道路管理者という話も出たので、橋梁が幾つあるかなとかいうようなこともいろいろ頭の中で考えて、それも含めて、具体的な話がこれはできるかなという意味でちょっと聞いただけでございます。

○山下委員

何か話が全然すれちがっているような気がしたんですけど。

○綾委員

急にすぐこの場で答えを求めるものではありません。

○山下委員

これまで出ている委員の方からの議論というのは、ハイウォーターレベルを上げろというのではなく、単純に3.6kmについて10何cm分耐えられるような構造の堤防にするというだけで考えたかどうか、あるいはそれをスーパー堤防という形で考えたかどうかという話であって、したがってその前提になっている、計画規模の洪水で計画高水位を超えないんだという前提自体は、ちょっと河川管理者の方はこだわっているんだけど、そんなにこだわるべき話なのかというところがちょっとずれているということではないかなと思ったんですね。

だから、計画規模の洪水で計画高水位を1cmでも超えてはいけないという計画論に立っておられるというのはよくわかったのですが、その計画論というのは本当に妥当なのか。そうではなくて、部分的に超えるところがあるけれども、それはそれなりの安全性を河川管理者としては対応しますということではだめなのかという、何かそういうやりとりかなと。そういうまとめで。

時計を見ながらちょっと、そろそろということがあったんですが。では、千代延さん、先に。

○千代延委員

今に関連しまして、計画規模で昭和47年の台風20号の1.53倍ですか、ちょっとそのところは正確ではないかもしれませんが、これを数%超えれば水位はハイウオーターレベルより60何cm高くなるという話が前ありましたね。そういう洪水に対しては、これはめったに起こらんということではなくて、どっちが先に来るかわからないぐらいだと思うんですが、どういう対応を考えていらっしゃるんですか。そのことをお尋ねします。

○山下委員

よろしいですか、河川管理者の方、ございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

60cmというのは場所が。

○千代延委員

千代延です。今、17cmという話がありましたけれども、これも河川管理者がお出しになったデータで、繰り返しません、計画規模洪水よりも数%大きいのが来れば、ハイウオーターレベルを今と同じ場所で60数cm超えるという計算が出とるんですけれども、そういう洪水に対してはどういう対処をお考えなんですか。もう自分たちの責任範囲ではないから知らんとおっしゃるのですか。そのところをお尋ねします。

○山下委員

では、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

もう何度も同じことを言っているのですが、まず我々が計画を立てるときは、河川管理施設ですね、堤防とかダムとかでどういう大きさの洪水を対象に守るかということを決めて立てるわけですね。だからそのときは、その大きさにぴったりの洪水だったらかつつ守れるように立てる。

逆に言えば、それよりちょっと大きい洪水が来たらどこかで困る、堤防でハイウオーターを超すのか、あるいはダムが満杯になってしまうのか、どこかで力が及ばなくなるのは当たり前のことなんです。そうなった瞬間に直ちにギブアップをするというのではなくて、今の堤防強化のずっと一連やってる工事だって、ハイウオーターを多少超えてもすぐには壊れないような補強をしておこうとかいう工夫をしていますし、ダムも、淀川は大変大きな川だから、1カ所ではなくて3つの支川があるから、あちこちにダムがありますから、降り方によっては多少大きな雨でも、そのエリアの雨の量が少なければ、計画規模を超えてもまだ余力を持っているダムがあるわけですから、そこはため続けることができる。そうやって少しずつ助け合って現実の運用ができる。それでも危なくなることはあるから、いわゆる避難をするだとか、あるいは堤内の流域対応で、淀川ではなかなかすぐに難しいけれども、二線堤とか輪中堤とかいうのも含めて、これからやっていかないかん。そういうのを全部合わせて、計画規模の洪水も、それより大きい洪水も、被害を極力少なくしよう

ということに取り組んでいるわけです。

だから実際の計画、ここで整備計画どおりの河道ができてでもできる前でもどんな雨が降ることもあるわけですから、そのときそのときに被害に少なくとも、我々も当然思っているわけです。そういう工夫をしていこうという。ただ、計画を立てるときに、計画どおりの雨が降ったらここはハイウオーターを超えるけど、多分壊れないからいいんですというような計画の立て方はないと申し上げているんです。

○山下委員

では、宮本さん。手短に。

○宮本委員長

計画目標として、計画高水流量を計画高水位で流すと、これは一応そういうことになっていますから、目標としては私もそれは、本当は私の思いと違うけど、まあいいとしましょうや。しかし、それはあくまでも完成したときでしょう。今、これは整備途上ではないですか。この整備計画も整備途上でしょう。その整備途上のときに、どうして淀川だけが、計画規模でハイウオーターを1cmでも超えたらいけませんと言うのかという問題なんですよ。例えば、橋のクリアだって、2m何ぼが例えば1m80になると、これはいけませんと。そんなクリアどころか、ハイウオーター以下の橋梁だってあるわけですよ。そうでしょう。それで宇治川、桂川、木津川も、要するに戦後最大が来てもハイウオーターを超えるところはあります。ましてや計画規模が来たら超えるわけですよ、この整備計画が完成しても。そういう状態の中で、今おっしゃっているように、そこだけとはにかく1cmでも超えたらいけないという理屈は、私は理解できないと思います。

それで、きょうは、もうこれは時間があれなので、まだこれから議論したいと思いますけどね、私が率直に意見を言わせてもらおうと、きょうのこの補足資料というのは、何が何でもダム、特に大戸川ダムをやりたいという資料ですよ。そのためにハイウオーター以上の堤防補強、あるいは越水対策は、何が何でもやりたくないという資料に私は受け取りました。私の感覚が違うと言うのであれば、どうかこれからの議論の中で、本当はダムはできるだけ避けたいんだけどどうしても要るんだという説明を、もう一度きちっと、治水についてもお願いしたいと思います。

それからもう1点。大戸川ダム、川上ダムの、代替案ということについては、今例えば堤防強化をすればいいではないかという一つがありました。それから、今までずっと宿題になっていますけれども、例えば三川合流から枚方の間の高水敷の掘削、これは綾委員がずっとおっしゃっていましたが、それは出てきていませんよね。だから、その三川合流から枚方までの高水敷の掘削、それから桂川の今の部分掘削、そういうふうなことを踏まえて、なおかつ天ヶ瀬ダムの操作も現況ならどうなんだということも踏まえた、そういう総合的に代替案というものの提示をしてもらえないと、まあ我々、最終的な意見は申し上げられないということです。

○山下委員

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員

宮本委員長が今おっしゃったことはそのとおりだと思います。

ただ、計画をやっている人間から1つだけ申し上げると、建前としては、複数の代替案を同じ精度で比較して総合的に判断してどれが一番いいかを選ぶとすべきなんです。ただ、1つ實際上難しい点は、これまで必ずしもそういうふうにされてこなかったことです。したがってかなり、代替案というのは、いわゆる代替案（ダイガエアン）と呼ばれるように後づけ的な部分もありますが、実はなかなか、同じ精度で複数の代替案を比較する知識、技術というのが、少なくとも計画の分野、しかもこれは計画だけではなくて、それこそ水工学だとか環境だとか、ありとあらゆるものを融合した学問としてまだでき上がってないです。

したがって、ちょっと端的に言ってしまうと、ダムは今までtime tested、つまり時間的に長く経験を積んでそれなりに実績があると考えられる。ましてや、それが既にある投資がなされて買収等されているならば、管理者が言われる一種の事業の熟度というか、これはひよっとすると先走っているのかもわからないけど、でも熟度とかそういうことを考えると、実行可能性とかを検討する上で、非常にプライオリティーが高くなるというのは一つあり得るわけですね。

それから見ると、実は私も本当にそれは必要だと思うんだけど、いわゆる総合的にいろんなものを組み合わせていくと、土地利用も含めて、その遊水地も含め、これは本当にそうあるべきなんだけれども、これを総合した代替案を設計し、その効果を評価するというのが、今の段階で必ずしも専門的知識で責任を持ってできるかということ、そこは非常に疑問があるんです。そういう点は、実はやっぱり私もある種の専門家としてある種のハンディというか、こういう問題があるということは、やっぱりどこかで考えておく必要があるだろうと思います。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

よろしいでしょうか、1つ。ちょっとまたさっきのですね、何が何でもやろうとしているとかやりたくないという話があったので。

○山下委員

手短に。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ええ、もう超手短にいきます。

まず、もうこれは環境の議論でありましたように、我々、環境のことを考えて、総合的な中で、どうしてもダムをやらなきゃいけないという選択肢になって、これは委員長、委員会の方から、ではどうしても必要だということを説明しろと言われてるのでダムの説明をしているということでございます。

それから、工学的に客観的に耐越水型というものの位置づけをきょう説明したつもりでして、だから我々は選択肢として難しいよと申して、決して感情的、感覚的に申したつもりはないということをつけ加えさせていただきます。

あと、最後にスーパーの話ですが、ちょっとさっき頭が回らなくて申しわけなかったんですけども、スーパー堤防はもう先ほど申しましたように、市街地と一緒にやって、市街地、まちづくりと、まちを上げる仕事ですから、我々だけで、利水の話と似てるかもしれませんが、我々だけでコントロールできないという部分がございます。当然、大阪市域を守るために努力していくということなんですけれども、確実にこの整備計画の区間に兩岸7.何kmを全部上げるということは、我々は現在、困難と考えているということでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川部 河川調査官 井上）

もう1点だけ、ちょっとつけ加えさせていただきます。三川合流部から枚方の間の掘削という話があります。これは以前のときにもそういうふうなお話がありました。前にも綾委員の方にご説明をしたと思いますけれども、この高水敷を少なくすることによって別に流量は変わるわけではありませんが、水位は下るということで、桂川の掘削の量を深くしないで浅く済ますということも代替案としてなるということは、我々も十分承知しております。

ただ、本川の高水敷をどれだけ切り下げるのかという、幅をどの程度にするのかというのは、今の自治体の環境の問題であるとか利用の問題であるとか、そこを踏まえて設定せざるを得ないと思っていますから、今直ちにこれだけということではないとお話はしています。

それから、流量は変わらないわけですので、重要なことは、桂川の掘削との代替案にはなったとしても、大戸川ダムによって水位が下る、下流の水位が下るという問題はないということについてもご説明したと思いますけど、そこはそれでよろしいですね。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。それは違いますよ。下流の枚方から三川合流の高水敷を掘削したときと、それから桂川だけをそこだけ掘削したときとでは、下流に到達する流量は変わりますよ。これは、小俣さんなんか一番専門だと思うけれども、不定流計算したら、河道内貯留があるじゃないですか、その分だけ。そんな、桂川のあの部分を掘削するのと、枚方の本川の高水敷をどぼと掘削するのと、まるっきり下流に対する流量が同じだと、そんなことはないですよ。不定流計算で、河道貯留を踏まえて計算してくださいよ。こんなもん、水理学のイロハじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

再論になってしまいますけど、我々はあくまでも計画上必要とされる水理計算をちゃんとした上でそういうことを申し上げて、河道内貯留は当然、現象としては狭窄部なんかで起きますけれども、我々は通常、河道では不等流計算で比較検討しておりますので、それが顕著だというようなところであれば、そういうものも考慮に入れることはありますけれども、我々の検討の中では先ほど示し

たような検討結果があるということでございます。

○宮本委員長

その検討結果は、今までも不定流計算と不等流計算と、両方出されているわけでしょう。ですから、その不定流計算で河道貯留が反映できるような、そういうモデルで計算してみてくださいよ。流量は、それはどんだけ減るかわかりませんが、私は河道貯留効果は出てくると思いますよ。そういういろんな合わせ技をなぜ工夫してやらないんだということなんです。それはぜひお願いします。もういいですよ。計算出してくれたらいいんですから。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

もういろんなものはいっぱい出しているというのが我々の認識なんですけれども。

○宮本委員長

いや、ですからそれを出してもらったらいんです。これはもう前の委員会でも河田委員の方から計算したら出るじゃないかと言われておった話ですから、こんなもの、河川工学の先生方やったら当然のことやと私は思いますよ、出してもらいたいというのは。そしてなおかつそれは流量は必ず変動は、変化はあります。

ということで、一応きょうの議論は終わりたいと思います。きょうは本当はこれからやる審議の、いわゆる積み残しテーマをどのようにして議論するかを後半戦でやろうと思っていたんですけれども、その時間がございましたので、それは次回の委員会で行ってまいりたいと思っております。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、時間が大変遅くなりましたけれども、お待たせいたしました。傍聴の方のご意見を、済みません、きょうも2分間ルールでお願いいたします。挙手をお願いいたします。7名ですかね。それでは、こちらの方からお願いします。

○傍聴者（上田）

きょうは河川管理者、随分頑張ってくださいありがとうございます。伊賀の上田と申します。

この委員会の皆さん方が、目的は河川整備計画をつくると、河川整備計画の策定ということで、その一助ということで委員会の皆さん方に議論をいただいているということで理解をいたしておりますが、そういう意味では、委員会の皆さん方も河川整備計画の策定をしていただくというふうな立場であろうと思います。

それで、私どもは一日も早い河川整備計画の策定、それに伴います事業実施を望んでおります。流域委員会がここ7年ぐらいかかっているわけでございますけれども、きょういただいたペーパー、資料によりますと、まだ今後審議をしなければならぬ課題というのが、随分ペーパーをいただけてます。これらは河川整備計画の策定と別個に議論されるだろうと思うんですが、もしセットとい

うことになりますと、間違いなくあと二、三年かかるんだろうという心配をいたします。そうしますと、もう10年になるわけでございます、20年の整備計画をつくるのに、半分は議論をしているというふうなことになるんだろうと思います。

そういった点では、この間、この近畿の整備局の河川については、いわば河川行政が停滞をいたしているということでございまして、私ども、やっぱり先祖伝来、ずっと営々と地元で生活をいたしております、実際も一生懸命、必死に生きております。そういったことを考えていただいて、一日も早い河川整備計画の策定をお願いしたい、それによる事業実施をお願いしたい、これを流域委員会の委員の皆さんに申し上げたいと思います。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございます。では、そのお隣の方、今手を上げられた方。

○傍聴者（平田）

私は何回かおじゃまさせていただいております川上ダムの上流の者でございます。

きょうの委員会形式は、河川管理者の方に対して委員会が疑問点を聞くということだったようでございますけれども、委員長さんは国土交通省のOBということで大変詳しい方でございますので、物はたくさん知っていただいておりますけれども、この委員会というのは一応諮問委員ということだと思っておりますけれども、その諮問委員の皆さん方が河川管理者をいじめるような言葉遣いと。もう少し穏やかにしゃべっていただけないかなと。我々傍聴者が聞いておっても非常に聞きづらい。もう少し紳士的な、意見なら意見ということでお願いをしたいなと。でない、何かやり玉に上げているというような感覚にとらわれます。これはまあ報道の方がどういうふうに報道されるのか知りませんが、我々ど素人が聞いておりますと、非常に情けない。これが本当に諮問委員会かなというふうに感じました。

最後にもう1点。冒頭、事務局の方から、やじとかそういうものは言わないでくださいと言うておるのに、一部の方が手をたたいたりやじったり、私もちょっと注意をさせていただきましたけど、やはり本当に聞いておる者は聞きづらいもので、そういうことのないよう、事務局の方もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○宮本委員長

言葉遣いが悪いということで反省します。ただし、私は、これは河川管理者にお願いしたいんだけど、河川管理者も何かけんか腰の資料を出さないで、本当に我々がちゃんと丁寧に質問できるような資料を出していただきたいというふうに思ひます。

次、お願ひします。前の方。

○傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井です。私でよかつたのかな。きょうも2分ですか。

今、川上ダムのダム推進の方が2名発言されたわけですけど、私も若干おしかりを受けました

ので反省をしなければなりません。もうやむにやまれずヤジを飛ばしているのですよ。というのは、河川管理者が、今も宮本委員長がおっしゃったように、「意見」に対して答えていない。それで、一般からの意見についても、今もおっしゃいましたけれど、住民の方も、委員すらわからない、それで質問、意見をするわけですよ。先ほど発言の答えについて。河川管理者はわけのわからない内容で説明をしている。まだまだ議論しなだめなのですよ。住民が内容をわかんなくなっちゃうわけですよ。これだけ、費用も時間もかけてですね。そのことをなぜ皆さんは住民に語りかけようとしていないのですか。何回も言います。

終わります。

○宮本委員長

はい、では、その後ろの方。

○傍聴者（古川）

私も何回かおじゃましております、川上ダムの移転者でございます。

また同じようなことをお話しさせてもらうんですけども、宮本委員長さんが私らのところへ何回も来ていただいて、もうあすにでもダムができるようなお言葉をちょうだいしたんです。今もう平成20年です。16年にも宮本委員長さんが私らのところへ来て、もうあすにもできるようにお話をいただいたんです。どうですか。こんなところへ来て私らがいろいろお話しさせてもらわなならん。たまりません。

それと、一言皆さんに聞いていただきたい。というのは、伊賀の地にあります岩倉峡、あそこ、水害のあったときに、近くの住民の方々がダイナマイトで開削をしようとかかったんです。被害者の方は、耐えられない、そんな思いでそういうことにかかったそうです。それはちょっと待ったということを聞いております。なぜそういうことをしたんかといいますと、下流が耐えられない、そういうことがあったからそういう問題が起こったんや。私らに宮本委員長は何とおっしゃったか。下流のためにと言われたじゃないですか。そんなこと、前回のとき、「私言いました」とはっきり言いましたやないか。以上です。

○宮本委員長

あのね、もう何回も言われるものですから言っておきますけど、5ダムの方針を出したときの川上ダムの必要性と、今回の原案に出てきている川上ダムの必要性の説明は、まるっきり異なっていますよ。

それから、なぜそういうふうになっているかということ、もともと川上ダムは岩倉峡を開削しないから、上野地区の、まさに治水のためにどうしても要るんだということだったんですよ。ところが今回のメインの説明は、上流で遊水地を締め切りました、あるいは河道掘削すると下流に影響がいきます、 $200\text{m}^3/\text{s}$ 。それを川上ダムは下流のために必要なんだという説明なんですよ、今の説明は。そこはまるっきり違ってるということなんです。ちょっと待ってくださいね。

それからね、その当時と、今、例えばアセットマネジメントという容量が入っています。そんなこともまるでなかった。だから、去年8月に出た今回の川上ダムの説明の内容というのは、既に前のときの説明内容とは違っているというのが1点です。なぜそんなことになっているかという、これは、先ほども言いましたけれども、どうしても大戸川ダムを原案において復活させたいという全体のストーリーの中で、川上ダムを下流のキャンセルということの説明になっているということです。その辺については中身をよく見てもらって、私は5ダムの方針のときに、川上ダムのあの計画について、例えばこれは治水として上野地区にとって要りますということを言いました。しかし、その中身と今回と違っているわけですよ。そこの辺をちゃんと説明責任を果たしてほしいということで今言っているんです。

○傍聴者（古川）

ちょっと待ってください。

○宮本委員長

済みません、あのね、いつも言われるものだから言いましたので、ここは私とやりとりするものではありません。後でお願いします。私、個人的にお話ししますから。

○傍聴者（古川）

そんなことで私は今質問しているのと違いますよ。

○宮本委員長

まあいいです。それじゃ後でやりましょう。あと、お隣の方。

○傍聴者（今本）

今本です。きょうは久しぶりに委員と河川管理者との討論といいますが、それがありません。本当に河川管理者は情けなかったですね、あなた方は。何度、堤防天端まで補強したら経費が幾らになるんだという質問に対して、一切淀川の所長は答えようとしなかった。あるいは質問がわからなかったのかもわかりません。こんな態度でやっていたら、委員会はもちませんよ。河川管理者はもっと誠意を持って委員からの質問に答えていただきたい。きょうほど情けない河川管理者を見たことはありません。

計画高水位の点について1点ご意見申し上げます。計画高水位を1cmでも超えたらよくないといわれますが、私はそうじゃないと思うんです。計画高水位は1cmといえども超えさせたくない。と同時に、1cm超えてもとたんに破堤するようにはしたくない。つまり、堤防強化については、河川管理者も委員会もずっと一緒だったんです。にもかかわらず、それを幾らかという値段になったり、あるいは経費をはじく段になると、全くの誠意が感じられない。あれだけのお金を出したら、全国の業者は大喜びですよ。そういうずさんな計算をする能力しか今の淀川の河川管理者はなくなっただけでしょうか。きょうの河川管理者の態度は非常に悪かった。大いに反省してもらいたい。以上です。

○宮本委員長

横の方、後ろ、はい。

○傍聴者（荻野）

荻野です。私もきょうの委員会は本当に脂汗が出ました。委員の皆さんもきょうの委員会は大変しんどかったのではないかなと思います。がっかりしました。特に河川管理者の心変わりと言っていいかどうかわかりませんが、きょう出されたこの説明資料は、本当にやぶから棒みたいな印象を受けました。

利水の観点から1点だけ指摘させていただきたいと思います。河川管理者は金科玉条のように利水安全度の低下をおっしゃいます。委員の皆さんも、利水安全度の低下は、総論的には恐らく何となく認めていらっしゃるように思います。しかし、利水安全度が実際にどのぐらい低下したのか、それは何故か、データの裏づけが得られているのか、皆さん御存じでしょうか。委員会の皆さんは何となくわかっているだけで、それで物を進めるというのはやめてもらいたいと思います。大阪府も大阪市もこれに泣かされています。担当者の人に聞いても、よくわからんのだと、政策誘導のためにこれに従えと、これに逆らえないんだ、というのが大阪府、大阪市の担当者の声です。私達も今から2年前にこのことを議論の俎上に上げました。しかし、いまだにわかりません。どのぐらい、数字はいろいろ沢山出されています。よく理解できません。データの裏づけもよくわかっておりません。分かっているのは政策誘導のためだ、と言う一点だけです。ぜひきちんと議論をしてください。お願いします。

○宮本委員長

それでは前の方。

○傍聴者（佐川）

高槻の佐川です。きょうの委員会で、今後審議すべき論点について討議できないので次回になると。それで一応、この審議資料2に京都府の利水問題が入っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、本日意見書を庶務の方にお出ししましたけれども、いろいろ問題点があるんですが、大前提の京都府の水需要予測に関して、河川管理者からもいろいろデータをちょうだいして、私なりに見てみました。それで、あれこれ問題がありますけれども、1点だけここでご紹介しておきます。詳しくは次回の委員会のときの参考資料の私の意見書を見ていただきたいと思います。その1点というのは何かというと、京阪奈学研都市、これで大規模開発に見合う水需要が発生するというところで京都府が需要予測しています。それを私なりに試算してみると、その研究所に一日に通う人員が5万2,000人になります。甲子園並みです。こんなばかげたことが需要予測としてまかり通っているのでしょうか。そのことだけ指摘しておきます。よろしくご審議ください。

○宮本委員長

ありがとうございました。

それでは、後ろの方ですね。一番後ろいきましようか、はい。

○傍聴者（西川）

滋賀県議会の西川でございます。私もきょうは本当に河川管理者にはがっかりとさせられました。代替案を本当にまじめに検討したとは全く思えません。それでありながら、ダムについてはどうしても必要な場合のみ採用するというふうな、非常にもっともらしいことが書いています。本当にダムが最後の手段だと言うのであれば、代替案のコストダウンであるとか期間の短縮だとか、そういうものをもっと熱意を持って検討するべきではないのかなと思います。

ともかく、本音は、継続してきたこのダム事業を必ず建設したいと、要はダムありきだという話ではないのかと思います。委員会に対してそういう態度は非常に失礼ではないかと思います。

今後、委員会ではこの代替案についてしっかりと議論をしていただきたいと思いますし、そしてその結論が出るまで、整備計画案は出すべきではないと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。

あと、ちょっと手を挙げてください、済みません。そうすると、その前の方ですか。今発言された、前の方。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。4月の末に球磨川の萩原堤防を訪ねる機会を得ました。萩原堤防は非常に危険だということでフロンティア堤防の計画があったところです。ダム問題と絡んだために、7年間放置されたままでした。ダム計画があることは、ダムができるできないにかかわらず、住民を不幸にするものだと思います。河川管理者は、ダムの問題とは別に、なすべき仕事をしてほしいと思いました。

私の地域は、1カ所でも破堤をしたら全地域が水没します。今、河川管理者は、浸透と侵食に対しては、一番危険な場所に対してちゃんと対策をしてくださっています。けれども、越水すれば堤防が破堤する危険は残るんです。実験がもう3年間続いています。今度こそ実寸に近い模型を使って、いよいよ耐越水堤防が実現すると楽しみにしていたんです。きょうの話は本当に絶望しました。お金がかかり、時間がかかるからできないではなくて、お金がかからず時間がかからない方法を考えるのがプロというものではないんですか。ダム計画に関係なく、耐越水堤防は必要です。その実現を真剣に進めてください。

ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。あと、挙手をお願いします。そしたら、その横の今、白いシャツ

の方。

○傍聴者(志岐)

2つ申し上げます。

1つは、これまで多くの方がおっしゃったこととある意味では一緒です。淀川の所長さんが、問題は住民の命あるいは地域をどう守るかだとおっしゃった。非常に心強い言葉ですが、きょう出された意見というか、いわば反論は、書面で説明されたのも、討論で出たのも、内容はそうならないのです。それで腹が立つということで、激しいように一見聞こえる言葉が出てくるのは、私は自然だと思います。それを慎めということ余りにおっしゃれば、今度は逆に言論を封殺するという感じになるように思います。

きょうの審議資料に、“委員会には原案の再提示を求める権限はない”という文章があります。権限という言葉が出てきましたが、そういう法的なことが問題なんじゃないのです。所長さんもおっしゃったように、問題は住民の生命、生活をどう守るのかです。

第2点で管理者の説明が不十分であるとかないとかの以前に、資料がろくに出ていないです。なぜ資料は出ていないかという、実は調査もされていない。あるいは調査されて公開されていない。それでは納得いく説明ができるはずがないのです。きょうの参考資料にこの例があります。1025に紺谷さんの意見が出ていますが、これをぜひ読んでいただきたいと思います。

○宮本委員長

それでは、あと横の方、お願いします。

○傍聴者(増田)

箕面の増田京子です。もうほとんどの方が言われたので重ねては言いませんけれども、私はちょっと、まず利水の件に言わせていただきますが、利水者が判断するべきであると言われました。そして尊重すると言われましたが、箕面の場合はどうなんですか。余野川ダム、まず箕面が利水撤退しました。その後、阪水が撤退しました。でも、ダム計画がなくなったのは、利水を撤退した箕面に責任があるといわんばかりに、箕面の場合は言われております。私、これをきょう見て、ほう、ここまで変わるのかと思いましたがけれども、二枚舌じゃないでしょうかね。でも、私はこれは非常にうれしいです、尊重していただけるなら。箕面と阪神水道企業団で利水分135億ぐらい出していると思うんですけど、国の補助金もありますが、その分もぜひ、尊重していただけるのなら、返していただきたいと思います。これが1点。

そしてまた治水の面に関しましては、今までいろいろ言われましたけれども、今基本高水の水位、この高さのことだけで、1cm、2cmと言いますが、私たちはやはり命と安全を守ってほしいんですよ、財産を。そのスタンスになってこの流域委員会はずっと議論されてきたはずですよ。基本高水とか計画高水を議論するからもう本当にこの委員会は、特に3次の委員会はおかしくなってきました。ぜひ、命を守るためにどうしたらいいかということを考えていただきたい。

そのためには、いつも私が言いますように、ダムのもっと下流で大雨が降ったときに、もしハイウオーターより1cm超えたら、あなたたちには責任がないわけですよ。つまり、命、安全を守らないということなんです。そういうことをきょう言ってたんですよ。私はもう本当にそれは痛切に腹が立ちます。ここにも書いてありますよね。越水工事による壊滅的な被害を回避するための堤防は「より強い堤防を目指し技術的検討を実施 ただし壊れないものとして生命、財産を託すことはできない」と書いてありますが、きょうの議論では、私は河川管理者には命を託すことができないと思いました。それで川上ダムの方が来ておられますけれども、本当に目的が変わるダムというのは必要がないダムなんです。

もう一度この議論というのは、私は時間がかかってもいいと思いますから、徹底的にやっていただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

あとはもうおられませんでしょうか。終わりですね。わかりました。

きょうは大分時間を超過いたしましたけれども、冒頭に言いましたけれども、我々も整備計画についてできるだけ早くつくっていただきたいという気持ちは、もう本当にやまやまです。そのためにも、ぜひ河川管理者の方、もう一度今おっしゃった、この淀川流域の住民の命、安全を守るんだということをまず第一に考えて、そして琵琶湖、淀川の再生をするんだということを、そこは一致していると思うので、ぜひその一致点でこれから円滑に審議ができるように、何とでも切にお願いするというので、きょうの委員会は終わりたいと思います。

庶務、お願いします。

5. その他

1) 今後の委員会スケジュール

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務より今後のスケジュールについてお知らせいたします。5月16日に第96回運営会議、5月27日に第79回委員会がそれぞれ開催予定となっております。以上でございます。

6. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これをもちまして、淀川水系流域委員会第78回委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

〔午後 6時28分 閉会〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えお名前を議事録に明記したうえで、確定とする。